

平成24年度版

専門看護師教育課程基準

専門看護師教育課程審査要項
(抜粋版)

一般社団法人 日本看護系大学協議会

目次

平成 24 年度版 専門看護師教育課程審査要項の発刊にあたって

一般社団法人 日本看護系大学協議会専門看護師教育課程認定委員会規程	1
専門看護師教育課程認定規程	3
専門看護師教育課程認定細則	6
専門看護師教育課程審査料についての内規	9

【26 単位申請用】

専門看護師教育課程基準（26 単位申請用）	10
専門看護師教育課程審査要項（26 単位申請用）	
I 目的	22
II 基本的な考え方	22
III 専門看護師教育課程審査規準	
1. 共通科目に関する審査規準	23
【別表 1】共通科目審査規準	
2. 専攻教育課程に関する審査規準	25
【別表 2】専攻教育課程審査規準	
3. e-learning を含む授業の認定規準	38
IV 専門看護師教育課程分野特定のための基準	39
V 平成 24 年度申請手続および各種様式（26 単位申請用）	40
様式 1 専門看護師教育課程認定審査申請書	
様式 1－2 専門看護師教育課程認定審査申請書（更新）	
様式 2 共通科目の照合表	
様式 3 専攻教育課程照合表	
様式 4 専門看護師教育課程認定証	
様式 4－2 専門看護師教育課程認定証（更新）	
様式 5 専門看護師教育課程認定名簿	
様式 6 専門看護師教育課程認定結果の通知について	
様式 7 共通科目の認定表	
様式 8 専攻教育課程認定表	
様式 9 専門看護分野の教育課程の特定に関する申請様式	
様式 10－1 共通科目の変更に関する説明書	
様式 10－2 専門科目の変更に関する説明書	
様式 11 実績報告書	
様式 12 10 年間の実績に対する自己評価等	
様式 13－1 共通科目における科目の追加・科目内容・科目単位の変更に関する説明書	
様式 13－2 専門科目における科目の追加・科目内容・科目単位の変更に関する説明書	
様式 14 大学・研究科・教育課程・コース・科目名称に関する変更届け	
様式 15 単位認定者の経歴	
様式 15－2 実習指導者の経歴	

【38 単位申請用】

専門看護師教育課程基準 (38 単位申請用)	88
専門看護師教育課程審査要項 (38 単位申請用)	
I 目的	100
II 基本的な考え方	100
III 専門看護師教育課程審査規準	
1. 共通科目に関する審査規準	101
【別表 1-1】 共通科目 A 審査規準	
【別表 1-2】 共通科目 B 審査規準	
2. 専攻教育課程に関する審査規準	104
【別表 2】 専攻教育課程審査規準	
3. e-learning を含む授業の認定規準	117
IV 専門看護師教育課程分野特定のための基準	118
V 平成 24 年度申請手続および各種様式 (38 単位申請用)	119
様式 1 専門看護師教育課程認定審査申請書	
様式 1-2 専門看護師教育課程認定審査申請書 (更新)	
様式 2 共通科目の照合表	
様式 3 専攻教育課程照合表	
様式 4 専門看護師教育課程認定証	
様式 4-2 専門看護師教育課程認定証 (更新)	
様式 5 専門看護師教育課程認定名簿	
様式 6 専門看護師教育課程認定結果の通知について	
様式 7 共通科目の認定表	
様式 8 専攻教育課程認定表	
様式 9 専門看護分野の教育課程の特定に関する申請様式	
様式 10-1 共通科目の変更に関する説明書	
様式 10-2 専門科目の変更に関する説明書	
様式 11 実績報告書	
様式 12 10 年間の実績に対する自己評価等	
様式 13-1 共通科目における科目の追加・科目内容・科目単位の変更に関する説明書	
様式 13-2 専門科目における科目の追加・科目内容・科目単位の変更に関する説明書	
様式 14 大学・研究科・教育課程・コース・科目名称に関する変更届け	
様式 15 単位認定者の経歴	
様式 15-2 実習指導者の経歴	

一般社団法人日本看護系大学協議会 専門看護師教育課程認定委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第5条と第6条に基づき、専門看護師教育課程認定委員会（以下「認定委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）

第1条 委員会は、専門看護師教育課程の普及に向けて、専門看護師教育課程の審査・認定、専門看護分野の特定を行うとともに、認定体制のあり方を検討することを目的とする。

2 専門看護師教育課程の認定等にあたり、他の関係機関と連携・協議する。

（委員会の審議事項）

第2条 認定委員会は、専門看護師教育課程認定規程に基づき次に掲げる事項を審議する。

（1）専門看護師教育課程の認定体制及び運営に関すること。

（2）専門看護分野の教育課程の特定等に関すること。

（3）専門看護分野の教育課程の認定に関すること。

（4）その他、認定等に関する重要な事項。

（委員会の構成）

第3条 認定委員会は、各専門分科会の代表者、専門看護師教育課程に携わっている者及び有識者の若干名からなる委員をもって構成する。

2 認定委員は、認定委員会の推薦を経て理事会の承認を得る。

3 認定委員会の委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

（委員会の運営）

第4条 認定委員会は、委員長が招集し、その議事を整理する。

2 委員会の事務は、委員長が所属する会員校が担当することができる。

（専門分科会）

第5条 認定委員会は、専門看護分野の教育課程の認定を行うにあたり、専門看護分野ごとに専門分科会を設けるものとする。

2 専門看護分野の代表者は、認定委員会の委員となり、専門分科会の委員長を務める。

3 専門看護分野の代表者は、認定委員会に対して分科会の委員を推薦する。

4 専門看護分野の代表者は、議事録を作成しこれを保管しなければならない。

5 分科会は、非公開とする。

(専門分科会委員の任命と任期)

第6条 専門分科会委員は、原則として大学院において専門看護師教育課程に携わっている者、若干名で構成し、認定委員会委員長が任命する。

2 分科会の委員の任期は、2年とし再任を妨げない。

(専門分科会の審議事項)

第7条 専門分科会は、認定委員会の諮問を受け、次に掲げる事項を審議する。

(1) 専門看護分野別の専攻教育課程についての判定基準の作成に関すること。

(2) 申請があった専門看護師教育課程について、専門看護分野別の専攻教育課程の適切性を審査し、その結果を認定委員会に報告する。

(3) その他、認定委員会から委嘱された事項。

(本規程の改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成23年1月10日から施行する。

一般社団法人日本看護系大学協議会 専門看護師教育課程認定規程

制定 平成10年6月26日

第1章 総則

第1条 この規程は、一般社団法人日本看護系大学協議会（以下「本会」という）が、高度な専門知識と技術を持った専門看護師教育の質の維持と向上をめざし、専門看護師育成に適切な教育課程の基準を定めるとともに、その教育課程の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 専門看護分野の教育課程の特定等

第2条 専門看護分野の教育課程の特定については、認定委員会で審議し、理事会の議を経て、総会の承認をもって行うものとする。

2 専門看護師教育課程基準ならびに審査規準の見直しについては、定期的を実施する。

第3章 専門看護師教育課程認定の申請資格

第3条 専門看護師教育課程認定の申請をする機関は、次の各号の基準を全て満たしているものとする。

(1) 日本国の大学院において専門看護師教育を行っている課程（26単位申請の場合・38単位申請の場合）、または行う予定の課程（38単位申請の場合）であること。

(2) 本会で別に定めた教育課程に関する次に掲げる条件をみたしていること。

A. 26単位申請の場合^{注1)}

- ① 履修単位数は、26単位以上とし、そのうち実習は6単位以上であること。
- ② 共通科目のうち、8単位以上を必修とすること。
- ③ 専門看護分野別の専攻教育課程をみたしていること。

注1) ただし、新規申請の受け付けは平成26年度までとする。再申請については、平成27年度まで受け付けることとする。

B. 38単位申請の場合^{注2)}

- ① 履修単位数は、38単位以上とし、そのうち実習は10単位以上であること。
- ② 共通科目Aのうち、8単位以上を必修とすること。
- ③ 共通科目Bを、6単位以上必修とすること。
- ④ 専門看護分野別の専攻教育課程をみたしていること。

注2) 平成24年度より、新規申請を受け付ける。

第4章 専門看護師教育課程認定の審査方法等

第4条 前条に該当する機関の代表者が、認定を申請する場合は、申請書類に審査料を添え、本会に提出するものとする。申請書類および審査料については別に定める。

2 既に専門看護師教育課程の認定を受けている教育課程が、共通科目及び専攻教育課程の科目の追加、及び科目内容の変更、科目単位の変更による認定を申請する場合は、申請書類に審査料を添え、本会に提出するものとする。申請書類および審査料については別に定める。

第5条 審査は毎年1回、書類審査を中心に行われるものとする。

2 認定委員会は、必要に応じてその都度、聞き取り等を行う。

第6条 本会の代表理事は、認定委員会が専門看護師教育課程として認定した機関に対して専門看護師教育課程認定証（以下「認定証」という）を交付する。

2 本会は、前項の認定を行った場合には、その教育機関名を公表するとともに専門看護師教育課程認定名簿に登録する。

3 認定証の有効期間は、認定年度から10年間とする^{注3)}。ただし、本規程第11条及び第12条の規定により専門看護師教育課程認定の資格を喪失したときは、認定証の有効期間は資格を喪失した日までとする。

注3)ただし、第3条(2)Aに定める26単位申請の場合、有効期間を平成32年度までとする。

第5章 専門看護師教育課程認定の更新

第7条 本会は、専門看護師教育課程の質の維持と向上を目的として、専門看護師教育課程認定更新制度を実施するものとする。

第8条 本会の認定を受けた専門看護師教育課程認定機関は、認定を受けた日から10年毎にこれを更新しなければならない。

2 認定更新を申請する機関は、申請書類に審査料を添え、本会に提出するものとする。申請書類ならびに審査料については別に定める。

3 審査は毎年1回、書類審査を中心に行われるものとする。

第9条 専門看護師教育課程の認定更新を申請する機関は、第3条、第4条の規定によるものとする。

第6章 専門看護師教育課程等の名称の変更届

第10条 本会の認定を受けた専門看護師教育課程等の名称に変更があった場合、変更点を届け出るものとする。

- 2 大学、研究科、ないし教育課程、コースの名称に変更があった場合には、その変更点を届け出るものとする。
- 3 科目名に変更があった場合には、その変更点を届け出るものとする。

第7章 専門看護師教育課程認定の資格喪失等

第11条 専門看護師教育課程認定の資格は、次の各号に該当する事由が生じた場合は、認定委員会の議を経て喪失するものとする。

- (1) 専門看護師教育課程認定の資格を辞退したとき。
- (2) 専門看護師教育課程認定の更新をしなかったとき。

第12条 専門看護師教育課程として相応しくない事由が生じた場合は、認定委員会並びに理事会で審議し、専門看護師教育課程の認定を取り消すことができる。

第8章 他の組織との連携

第13条 本会は、専門看護師教育課程の認定等にあたり、必要に応じて他の組織と連携したり協議することができる。

第9章 規程の改定等

第14条 この規程の改定については、認定委員会及び理事会の議を経て、総会の承認によるものとする。

第15条 この規程に定めるもののほか、専門看護師教育課程の認定に関して必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成10年6月26日から施行する。
2. この規程は、平成11年10月22日から施行する。
3. この規程は、平成15年5月23日から施行する。
4. この規程は、平成19年5月11日から施行する。
5. この規程は、平成23年1月10日から施行する。
6. この規程は、平成24年4月1日から施行する。

一般社団法人日本看護系大学協議会 専門看護師教育課程認定細則

制定 平成10年6月26日

第1章 総則

第1条 一般社団法人日本看護系大学協議会（以下「本会」という）専門看護師教育課程認定規程の施行に当たり、規程第15条により、規程に定められた以外の事項について細則に定めるものとする。

第2章 専門看護分野の教育課程の特定等

第2条 専門看護分野の教育課程の特定を申請するものは、所定の申請書類（様式9）を認定委員会に提出しなければならない。申請書類に含まれる事項は下記のように定める。

- (1) 当該専門看護分野特定の必要性
- (2) 当該分野における既存の大学院教育の実状
- (3) 当該分野の専攻教育課程の案
- (4) 当該分野の専攻教育課程の審査規準案

第3条 専門看護分野の教育課程の特定に関する申請は、毎年7月末までに、申請書類を整えて申請するものとする。（様式9）

2 新たな教育課程の特定申請がなされた場合は、公益法人日本看護協会（以下「日本看護協会」という）との意見交換の場をもつ。

第4条 特定されている専門看護分野の教育課程およびその英語名は以下の通りである。

がん看護（Cancer Nursing）、慢性看護（Chronic Care Nursing）、母性看護（Women's Health Nursing）、小児看護（Child Health Nursing）、老人看護（Gerontological Nursing）、精神看護（Psychiatric Mental Health Nursing）、家族看護（Family Health Nursing）、感染看護（Infection Control Nursing）、地域看護（Community Health Nursing）、クリティカルケア看護（Critical Care Nursing）、在宅看護（Home Care Nursing）

なお、それぞれの教育課程が該当する日本看護協会の専門看護師名称は、以下に示す通りである。

日本看護系大学協議会教育課程名称	日本看護協会専門看護師名称
がん看護専攻教育課程	がん看護専門看護師
慢性看護専攻教育課程	慢性疾患看護専門看護師
母性看護専攻教育課程	母性看護専門看護師
小児看護専攻教育課程	小児看護専門看護師
老人看護専攻教育課程	老人看護専門看護師
精神看護専攻教育課程	精神看護専門看護師
家族看護専攻教育課程	家族支援専門看護師
感染看護専攻教育課程	感染症看護専門看護師
地域看護専攻教育課程	地域看護専門看護師
クリティカルケア看護専攻教育課程	急性・重症患者看護専門看護師
在宅看護専攻教育課程	未特定

2 専門看護師の専門看護分野を示す際の英語での表記法は、「Certified Nurse Specialist in（専門看護分野名）」とする。

第5条 専門看護師教育課程基準ならびに審査規準の見直しは5年毎に、専門看護師教育課程検討委員会（以下「検討委員会」という）を設けて検討する。

2 検討委員会委員は、理事会が任命する。

第3章 専門看護師教育課程認定の申請資格

第6条 規程第3条により、専門看護師教育課程の認定を申請する機関は、専門看護師教育課程基準に定める教育内容を有していなければならない。

A. 26単位申請の場合

(1) 共通履修科目とは、看護教育論、看護管理論、看護理論、看護研究、コンサルテーション論、看護倫理、看護政策論である。

(2) 専門看護分野別の専攻教育課程は、専門看護師教育課程基準（26単位）別表で提示する。

B. 38単位申請の場合

(1) 共通履修科目として、共通科目A、共通科目Bを設ける。共通科目Aとは、看護教育論、看護管理論、看護理論、看護研究、コンサルテーション論、看護倫理、看護政策論である。共通科目Bとは、フィジカルアセスメント、病態生理学、臨床薬理学である。

(2) 専門看護分野別の専攻教育課程は、専門看護師教育課程基準（38単位）別表で提示する。

第4章 専門看護師教育課程の認定の審査方法等

第7条 規程第4条により、認定のための申請書類は下記のように定める。

(1) 専門看護師教育課程認定審査申請書（様式1）

(2) 共通科目の照合表（様式2：26単位申請用、もしくは38単位申請用）

(3) 専攻教育課程照合表（様式3：26単位申請用、もしくは38単位申請用）

2 既に共通科目の審査を終えている大学院が新たな専門看護分野の専門看護師教育課程の認定を申請する場合は様式1及び様式3を提出するものとする。

3 既に認定されている教育課程が科目の追加及び科目内容の変更、科目単位の変更による科目の認定を申請する場合は様式1と様式2又は様式3、及び様式13-1又は様式13-2を提出するものとする。

4 専門看護師教育課程の認定を希望する機関は、申請書類と審査料を、毎年7月末までに、認定委員会に提出しなければならない。

5 既納の審査料は、返還しない。

第8条 認定委員会からの勧告、及び助言の内容については、当該教育機関以外には公表しない。

第9条 規程第6条にある認定証は様式4、及び専門看護師教育課程認定名簿は様式5とする。

第10条 本会は、専門看護師教育課程審査要項を公表する。

第11条 日本看護系大学協議会が認定する専門看護師教育課程の有効期限は、専門看護師教育課程として認定された年度を基準とする。

2 第7条の3により専門看護師教育課程の共通科目の追加認定があった場合、その追加された科目は、既に認定された専門看護師教育課程の有効期限に準じるものとする。

3 第7条の3により専門看護師教育課程の専攻教育課程の科目の追加認定があった場合、その追加された科目は、既に認定された専門看護師教育課程の有効期限に準じるものとする。

第5章 専門看護師教育課程の認定更新

第12条 専門看護師教育課程の認定更新の申請書類は、下記のものとする。

- (1) 専門看護師教育課程更新認定審査申請書（様式1-2）
- (2) 共通科目の照合表（様式2：26単位申請用、もしくは38単位申請用）
- (3) 専攻教育課程照合表（様式3：26単位申請用、もしくは38単位申請用）
- (4) 変更点に関する説明書（様式10-1、10-2）

2 認定更新を希望する機関は、申請書類と審査料を、毎年7月末までに、認定委員会に提出しなければならない。

第6章 専門看護師教育課程等の名称の変更届

第13条 専門看護師教育課程等の名称の変更届は、様式14とする。

第7章 他の組織との連携

第14条 本会代表理事と日本看護協会会長との間で、専門看護師教育課程認定結果の通知及び協議に関する具体的な取り決めを行うこととする。

- (1) 専門看護師制度に関わる諸問題に対して、必要時、本会と日本看護協会との間で協議する場を設ける。
- (2) 本会専門看護師教育課程認定委員会が行う専門看護師教育課程認定結果は、日本看護協会専門看護師認定部に通知する。
 - ① 所定の文書をもって通知する。（様式6、様式7、様式8）
 - ② 通知は年1回行うこととし、その年の認定終了後とする。

第8章 細則の改定等

第15条 この細則の改定については、認定委員会及び理事会の承認によるものとする。

附 則

1. この細則は、平成10年6月26日から施行する。
2. この細則は、平成11年10月22日から施行する。
3. この細則は、平成15年5月23日から施行する。
4. この細則は、平成16年5月7日から施行する。
5. この細則は、平成17年5月13日から施行する。
6. この細則は、平成19年5月11日から施行する。
7. この細則は、平成20年12月20日から施行する。
8. この細則は、平成23年1月10日から施行する。
9. この細則は、平成24年4月1日から施行する。

一般社団法人日本看護系大学協議会
専門看護師教育課程審査料についての内規

制定 平成23年6月20日

専門看護師教育課程認定規程第4条、第8条により、認定申請のための審査料を以下のよう定める。

1. 共通科目の審査料は、新規申請、更新申請ともに、10万円とする。
2. 専攻教育課程の審査料は、新規申請、更新申請ともに、1課程10万円とする。
3. 共通科目及び専攻教育課程の科目の追加、および科目内容の変更、科目単位の変更による認定を申請する場合は、1科目2万円の審査料とする。
4. 再申請（申請初年度で認定されず、翌年度に申請する場合）時の審査料は、共通科目については、申請科目数×2万円とする。なお、専攻教育課程が認定されていない場合の共通科目の認定単位の有効期間は2年間とする。専攻教育課程については、申請科目数にかかわらず、1専攻教育課程につき、10万円とする。
5. この内規の改正は、理事会の決議により行う。

附則

1. この内規は、平成24年4月1日から施行する。
2. この内規は、平成24年9月30日から施行する。

専門看護師教育課程基準

【専門看護師の教育理念】

専門看護師は看護現場において、看護ケアの質の向上を図るために卓越した専門的能力を持つ実践者、スタッフナースへの相談者や教育者、研究者、保健医療福祉ニーズのケア調整者、倫理的課題への調整者としての機能を果たす。また総合的な判断力と組織的な問題解決力を持って専門領域における新しい課題にチャレンジし、現場のみならず教育や政策への課題にも反映できる開発的役割がとれるチェンジ・エイジェントとして機能できる人材を育成する。我が国の看護現場において、看護管理者やスタッフナースとともに、ケアの開発・改革を試みる人材として期待される。

【専門看護師の共通目的（共通能力水準）】

専門看護師は、ある特定の看護分野において「卓越した看護実践能力」を有することを認定される看護職者である。

専門看護師は、それぞれの専門看護分野において次のような役割を果たす。

- 1) 専門看護分野において、個人・家族または集団に対して卓越した看護を実践する（実践）。
- 2) 専門看護分野において、看護職者に対しケアを向上させるため教育的機能を果たす（教育）。
- 3) 専門看護分野において、看護職者を含むケア提供者に対してコンサルテーションを行う（相談）。
- 4) 専門看護分野において、必要なケアが円滑に提供されるために、保健医療福祉に携わる人々とのコーディネーションを行う（調整）。
- 5) 専門看護分野において、専門知識・技術の向上や開発を図るために実践の場における研究活動を行う（研究）。
- 6) 専門看護分野において、倫理的な問題・葛藤について関係者間での倫理的調整を行う（倫理）。

【教育課程の基準】

- 1) 履修単位は、26単位以上（実習6単位以上を含む）とする。
- 2) 共通科目は、次の7科目から選択し8単位以上を履修する。
①看護教育論、②看護管理論、③看護理論、④看護研究、⑤コンサルテーション論、⑥看護倫理、⑦看護政策論
- 3) 専門看護分野別専攻教育課程の基準は、別表に示す通りである。
- 4) 実習は専門看護師にとってきわめて重要な実践能力を高めるものであるから、教育としての質を保証することが重要である。そこで、実習方法としては単に、実践するだけではなく、スーパービジョンや事例検討や討議セミナーを持つなど多様な方法を駆使することにより、専門看護師が備えるべき実践能力を高め、看護活動を創意工夫して変革でき、社会組織的に発展させうるような能力を養うことが重要視される。

平成10年6月26日 制定

平成16年4月 1日 改定

平成23年9月30日 改定

【別表1（26単位申請用）】

がん看護専攻教育課程

本専攻分野教育目標

1. がんに関する専門的知識を深め、的確な臨床判断および熟練した高度な技術を用いてがん患者および家族に対して看護を実践することができる。
2. 社会に対し、がんの予防および早期発見のための教育・啓発および相談活動ができる。
3. 医療・看護職者に対して、がん看護に関する教育・相談活動ができる。
4. がん患者を取り巻く医療提供システム内を調整することができる。
5. がん患者の人権を擁護するために適切な倫理的判断を行い、判断に基づいた態度と行動をとることができる。
6. がん看護に関する専門的な知識や技術を深めるための研究を積極的に実施することができる。

科 目	内 容	必須単位
専攻分野共通科目	がん看護専門分野を深めるために基盤となる病態生理、看護理論、看護援助論などを8単位以上履修する。	小計 8
1. がん看護に関する病態生理学 2. がん看護に関する理論 3. がん看護に関する看護援助論	病態生理学全般の中から、がん看護に関連した専門的な知識を深める。 専門的ながん看護を行っていく上で基盤となる主要理論ならびにその活用について探求する。 病名・予後告知、治療の選択、診断、治療に伴う援助法および症状緩和などについてのアセスメント、援助法を探求する。	
専攻分野専門科目	広範ながん看護分野の中で、専門性を深めるために下記に示す特定の専門領域の中から4単位以上（1領域以上）を履修する。	小計 4
1. 化学療法看護 2. 放射線療法看護 3. 幹細胞移植看護 4. がんリハビリテーション看護 5. 疼痛看護 6. 緩和ケア 7. ターミナルケア 8. 予防・早期発見	化学療法の有害事象の予防・早期発見・早期対処を行い、治療の継続および治療中の生活の質を高めるような看護を行う。 放射線治療に伴う障害の予防・早期発見・早期対処を行い、治療の継続および治療中の生活の質を高めるような看護を行う。 放射線防護に関する教育ならびに相談活動を行う。 幹細胞移植の自己決定および移植前後の身体、心理・社会的な苦痛、移植前の処置および移植後の合併症に対する予防、早期発見・早期対処のための援助を行うとともに、心理・社会的苦痛に対する援助を行う。 がん治療によってもたらされた身体の器質的・機能的変化に対して身体・心理・社会的に働きかけ、自らQOLを高めるよう一貫した援助を行う。 がん性疼痛を全人的に捉えて疼痛緩和のために薬物療法や代替・相補療法などを用いて援助を行う。 がんがもたらすあらゆる苦痛症状および苦悩を緩和するために、薬物療法や代替・相補療法などを用いて創意工夫をこらすとともに、心理、社会、霊的な援助を行う。 終末期にある患者の苦痛症状を緩和し、その人らしい最期を迎えられるように、身体、心理、社会、霊的に援助する。家族に対して予期的および死別後の悲嘆が円滑に行えるよう援助する。社会に対して死の準備教育を行う。 がんおよびがん再発の予防・早期発見をめざして、効果的に知識・情報や技術を有効に活用し、自己検診や生活の調整・管理ができるように指導・教育を行う。社会に対してがん予防・早期発見のための啓発を行う。	
実習科目	CNSの役割開発を含む専門分野の実習を6単位以上履修する。 ・専攻分野専門に関する実習、CNSの役割開発に関する実習 ・レポートもしくは論文の作成	小計 6
本専攻分野の必須単位		合計 18
CNS共通科目*（8単位以上）を含めた単位数		総計 26

* 看護教育論、看護管理論、看護理論、看護研究、コンサルテーション論、看護倫理、看護政策論のうち、がん看護専攻分野のCNSとしての役割を考慮して広範囲に8単位以上を選択する。

【別表2（26単位申請用）】

慢性看護専攻教育課程

本専攻分野教育目標

1. 慢性病が個人および家族の健康や生活に及ぼす影響・特徴と、それに対する反応・療養行動特性を理解し、慢性病の予防・管理ができる。
2. 慢性疾患の病態生理と慢性病を持つ人の発病から死に至るまでの間の変化（～急性増悪～緩和～均衡～不安定～悪化～）を、心理社会的側面を含めて理解し、必要な看護支援が提供できる。
3. 慢性病を持ちながら質の高い生活をするという視点を重視し、その人の身体的、心理社会的対処能力を高めることができる。
4. 専門知識・技術の向上を図るために、看護活動に関する研究活動に参加し、それを支援できる。

科 目	内 容	必須単位
専攻分野共通科目	1) 1～5の特定科目に偏らず、上記目標が達成できるように選択する。 2) これらの科目の履修にあたっては、各自の専門領域を開発あるいは基盤としてそれらを深める。	小計 12
1. 慢性病者の行動理解に関する科目	病者や家族が抱える慢性病特有の複雑で解決困難な問題とその背景を学ぶ。 慢性病を持つ人の行動理解に役立つ諸理論を学ぶ。	
2. 制度や体制に関する科目	慢性病を持つ人々に適用される医療・福祉の制度や体制とその革新方策を学ぶ。	
3. 慢性病者の査定に関する科目	慢性病を持つ人の複雑な状態の身体・心理社会面を含めた包括的アセスメントを学ぶ。	
4. 治療環境整備に関する科目	慢性病を持つ人々の治療環境、地域社会支援などを、質の高い生活に向けて調整する方策を学ぶ。	
5. 慢性病者への支援技術に関する科目	慢性病のさまざまな変化する時期に対応した支援技術とその評価方法に関する理論と実際を学ぶ。	
実習科目		小計 6
慢性看護実習	スーパーバイザーの指導のもとに、上記専攻分野共通科目で履修したことを基盤に、慢性病者を看護する病棟・外来・地域などさまざまな場における実習を行う。	
実習報告書	実習報告書はケース・レポートに限定せず、それらの実習で習得したことから課題を設定し、研究的に取り組み、文章として構成する。	
本専攻分野の必須単位		合計 18
CNS 共通科目*（8単位以上）、および専攻分野専門科目** を含めた単位数		総計 26

* ①看護教育論、②看護管理論、③看護理論、④看護研究、⑤コンサルテーション論、⑥看護倫理、⑦看護政策論のうち、慢性看護のCNSとして特に科目を指定することはない。

** 専攻分野専門科目については、さらに必要な科目を履修する。

【別表3（26単位申請用）】

母性看護専攻教育課程

本専攻分野教育目標

1. リプロダクティブ・ヘルスに関連する健康問題について診断し、計画、実施、評価できる能力および、正常な過程にある対象者を自立してケアする能力を養う。
2. 緊急事態に対応する能力と緊急時のケア能力を養う。
3. 母性看護・助産領域における研究を推進し、研究成果を実践に役立てることができる能力を養う。
4. 業務管理上でのリーダーシップ、ヘルsteamのコーディネーター的役割、政策参加が行える能力を養う。
5. 性と生殖に関連する倫理的問題を判断する能力、それについて助言および支援する能力を養う。
6. この分野における看護基礎教育をする能力、母性看護およびその他の専門看護師、また関連職種者に対して必要な助言や教育をする能力を養う。

科 目	内 容	必須単位
専攻分野共通科目	対象の特性及び特性に応じた援助方法を理解する科目として以下のものをとおく。	小計 6
1. 対象理解に関する科目		2
1) 周産期にある母子の理解と、健康問題の理解に関する科目	*環境、社会、経済など周産期の母子に影響を及ぼす因子を理解し、生活反応・健康状態・適応状態などの診断について学ぶ。	
2) 女性のライフサイクル全般にわたる個及び集団の健康問題の理解に関する科目	*思春期・成熟期・更年期・老年期女性の健康生活及び健康問題の特性を理解する。	
2. 周産期にある母子の援助に関する科目	*自然な経膈分娩への援助と、異常の診断と救急処置、異常分娩介助など緊急時の対応方法について学ぶ。 *周産期ケアシステムとその組織化に関する理論と実際を学ぶ。	2
3. 女性のライフサイクル全般にわたる援助に関する科目	*女性のライフサイクル全般にわたる母性の健康問題の診断と援助方法を学ぶ。 *性及び生殖機能に関する制度やケアシステム、倫理的問題について学ぶ。	2
専攻分野専門科目	働く領域を次の3つに分け、1つの専門科目を選択。	小計 6
1. 周産期母子援助に関する科目	*周産期における一貫した母子のプライマリーケアと緊急事態に対応するための応用方法を学び、研究や業務管理・政策参画を通し周産期の母子援助のためのケアを充発展させるためのリーダー的役割能力を養う。	各々 6
2. 女性の健康への援助に関する科目	*各期の女性の健康問題を的確に診断し、対象者のニーズに即したケアの計画、実践、評価をする能力、倫理的な判断能力、リーダー的役割能力を養う。 *ケア方法を開発する能力や研究的に問題に対処する姿勢を養い、政策参加を行える能力を培う。	
3. 地域母子援助に関する科目	*助産所を経営する際に必要な実践能力を養い、活動計画を立案し、ケア効果を研究的に評価する方法を学ぶ。 *地域の他職種・組織との連携能力とリーダー的役割能力を養う。	
実習科目	専攻分野専門科目を選択した内容について実習する。	小計 6
	*高度のアセスメント能力と実践能力を養い、ケアの質の評価と向上を自律的に目指せる能力を養う。 *専門領域に関する相談、教育、リーダーシップが自律的に行える能力を養う *医師、ソーシャルワーカーなど他職種との共同ケア、ケアコーディネーションを行い、調整能力を養う。 *看護実践の創造、変革、改善のための研究課題を見だし、研究的なアプローチを習得する。	6
本専攻分野必須単位		合計 18
CNS共通科目（8単位以上）を含めた単位数		総計 26

【別表4（26単位申請用）】

小児看護専攻教育課程

本専攻分野教育目標

1. 子どもの成長・発達、健康状態を専門的方法を用い独自に判断できる。
2. 子どもやその家族の生活状況、セルフケア能力を判断できる。
3. 子どもやその家族の必要としている看護を高度な技術を用いて実践できる。
4. 小児看護領域における援助および方略などを開発できる。
5. 他領域との調整を図り、ケアを推進することができる。
6. この領域において倫理的判断能力を発揮し、相談にのることができる。
7. 小児看護の発展を考え、研究成果を活用する。

科 目	内 容	必須単位
専攻分野共通科目	小児看護領域での高度な実践活動を行う素地となる援助対象とその人を含めた生活状況を理解し必要となる援助を提供できる知識と技術を修得できる科目を選択する。専攻分野専門科目を含めて12単位以上必要となる。	小計12
1. 小児・家族の成長・発達／健康生活に関する科目	小児や家族を対象としてとらえるために、成長発達、セルフケア、コーピング、家族関係、家族発達等の諸理論を含める。	
2. 小児看護対象の査定に関する科目	小児・家族の状態（援助効果を含めて）を包括的に査定するための方略や技術・技法を含める。	
3. 小児看護援助の方法に関する科目	小児・家族に対して、倫理的判断および臨床判断に基づき、状況に応じた援助を行うための方法を含める。	
4. 小児の保健／医療環境／制度に関する科目	小児をとりまく社会保健福祉等の状況および、調整の方法や関係する制度・政策等の方策を含める。	
専攻分野専門科目	専攻分野共通科目に加えて、特色のある専門領域を置くことができる。専攻分野共通科目の査定・援助方法に加えて、専門分野の特殊性を反映させた、複雑な事例に関するコンサルテーションの技法、事例の分析方法、実践や調整などが相当する。	小計2～4
専門領域に関する科目 <各大学で専門領域を提示する>		
実習科目	各専攻分野専門科目の領域の特殊性を踏まえて、看護の難しい患児／親／家族のケアを実践し、事例の分析、コンサルテーション、倫理的調整等を含め、高度な実践技術を修得する。実習時間は、6単位にこだわらず、修得しうる時間をかけることが必要となる。	小計 6
本専攻分野の必須単位		合計18
CNS共通科目*（8単位以上）を含めた単位数		総計26

* 看護教育論、看護管理論、看護理論、看護研究、コンサルテーション論、看護倫理、看護政策論のうち、他の科目との関連性等を含めて8単位以上を選択する。

【別表5（26単位申請用）】

老人看護専攻教育課程

本専攻分野教育目標

1. 老人の健康生活に関連する機能を、専門的知識、理論に基づいて判断し、評価できる。
2. 複雑な健康問題をもつ老人とその家族について、看護の専門的知識、理論に基づいてアセスメントし、問題解決へ向けて看護援助ができる。
3. 老人看護に関する専門知識、技術に基づき、看護職に対して教育、相談にあたることができる。
4. 必要な老人看護のケアが円滑に提供されるように保健医療福祉の人々間の調整を図ることができる。
5. 老人看護の理論開発に貢献し、病院・施設で看護の質を高めるための実践的研究を行うことができる。
6. 老人の医療・保健・福祉に関する政策の立案・運営・管理に参画することができる。

科 目	内 容	必須単位
専攻分野共通科目		小計 8
1. 老人健康生活評価に関する科目	老人の健康生活上のニーズの査定に必要な行動、感覚の機能評価 身体的、精神的機能の評価、および環境、社会についての評価 健康に対する評価などの理論と実際	
2. 老人と家族の看護に関する科目	老人とその家族への専門的な看護援助の理論と実際	
3. 老人サポートシステムに関する科目	老人の健康生活に関するサポートシステムとその組織化、活用に関する専門的看護の理論と実際	
4. 老人保健福祉政策に関する科目	老人の医療保健福祉の制度・政策ならびに看護政策、管理に関する理論と実際	
専攻分野専門科目		小計 4
1. 病院・施設における老人看護に関する科目	病院・施設における老人、家族に関する専門的看護の理論と実際	2科目 選択
2. 在宅における老人看護に関する科目	在宅における老人や家族に関する専門的看護の理論と実際	
3. 認知症老人看護に関する科目	認知症老人に関する専門的看護の理論と実際	
実習科目	講義・演習などで学んだ理論、知識、技術を実践に適用統合し、 専門的看護の実践能力を高める。	小計 6
本専攻分野の必須単位		合計 18
CNS共通科目*（8単位以上）を含めた単位		総計 26

* 看護教育論、看護管理論、看護理論、看護研究、コンサルテーション論、看護倫理、看護政策論のうち、老人看護専攻分野のCNSとしての役割を考慮して広範囲に8単位以上を選択する。

【別表6（26単位申請用）】

精神看護専攻教育課程

本専攻分野教育目標

現在および将来の社会ニーズの変化や精神保健医療福祉の動向を察知しながら、下記のような能力をもつ精神看護のエキスパートとして、社会に提言できる専門家を育成する。

1. Mental Health Evaluation と精神看護問題の適切な査定ができる。
2. 精神保健医療領域で使われるセラピーの中で、看護に適切な技術を駆使できる。
3. 対象者、家族および集団に対し、卓越した看護援助を行うことができる。
4. 精神看護領域でさらに専門化した分野における卓越した知識と技術を得ることができる。
5. 患者の人権を擁護するために、必要な倫理的判断能力を持ち、判断に基づいて行動できる。

科 目	内 容	必須単位
専攻分野共通科目	専攻分野共通科目は下記の4つの分野の科目を必ず含んでいること。単位の配分については、各大学で別に定めることもできる。	小計 12
1. 制度や体制に関する科目	精神保健医療福祉の制度や体制について理解するため各大学で定める（別に定める）科目から選択する。	2
2. 精神の健康生活状態の評価に関する科目	精神の健康生活の評価ができるようになるために、各大学で定める（別に定める）理論と援助法の科目を組み合わせて履修する。	2
3. 精神領域のセラピーに関する科目	精神領域のセラピーができるために、各大学で定める（別に定める）理論と援助法の科目を組み合わせて履修する。	4
4. 精神看護の援助法に関する科目	精神看護において卓越した働きかけができるために、各大学で定める（別に定める）科目を履修する。	4
専攻分野専門科目	専攻分野専門科目は必須ではないが、より専門化した領域での卓越した知識と技術を修得するために、下記のいずれかの課程を置くことが望ましい。なお、これらの課程の単位を上記の専門共通科目の「精神の健康生活状態の評価に関する科目」「精神領域のセラピーに関する科目」「精神看護の援助法に関する科目」として6単位までは置き換えることができる。	
1. クリティカル精神看護	処遇困難な患者のケアに関する理論と実際	
2. リハビリテーション精神看護	回復期精神看護に関する理論と実際	
3. 薬物依存精神看護	薬物やアルコール依存についての看護の理論と実際	
4. リエゾン精神看護	リエゾン精神看護に関する理論と実際	
5. メンタルヘルス看護	精神の健康の増進と病気の予防に関する理論と実際	
実習科目	対象者の直接看護ケア、コンサルテーション、コーディネーションおよび精神療法の実践を supervision を受けながら実習する。	小計 6
本専攻分野の必須単位		合計 18
CNS 共通科目*（8単位以上）を含めた単位数		総計 26

* 看護教育論、看護管理論、看護理論、看護研究、コンサルテーション論、看護倫理、看護政策論のうち、精神看護専攻分野の CNS としての役割を考慮して広範囲に8単位以上を選択する。

【別表7（26単位申請用）】

家族看護専攻教育課程

本専攻分野教育目標

- 1) 家族看護の対象である家族を系統的に捉え、専門的な知識に基づいて看護活動を展開することができる。
すなわち、家族の健康をアセスメントする能力と技術、家族－看護者関係を形成する能力と技術、家族に対して看護過程を展開する能力と技術、家族を援助する専門的な技術、家族の代弁者としての能力と技術を修得する。
- 2) 家族看護の領域に関して研究の企画推進者となることができる。
- 3) 家族看護の領域に関わる他職種とのコーディネーターの役割がとれる。
- 4) 家族看護の領域でのコンサルテーションを行うことができる。
- 5) 新しい援助技術を開発し、変革者となることができる。

科 目	内 容	必須単位
専攻分野共通科目	家族看護CNSの動向や役割 development に関する科目	小計12
1. 保健医療福祉制度のなかでの家族看護の役割、位置づけに関する科目	家族を取りまく社会や地域、保健医療福祉制度を理解し、その調整や開発する能力を養うことに関連した科目	
2. 家族の健康及び生活に関する科目	家族のアセスメント、特に家族の健康及び家族の生活をアセスメントするために必要な理論や能力を養う科目	
3. 家族への看護実践展開に関する科目	家族を対象とした看護過程の展開や家族教育、家族へのサポート、ケースマネジメント、家族カウンセリング、家族療法などの介入方法を修得する科目	
4. 家族看護援助の方法に関する科目		
専攻分野専門科目	専攻分野専門科目は特に設定しないが、より専門化した領域での卓越した知識と技術を習得するために、ひとつの領域を深めていく。「精神障害者を抱える家族への介入論」など。専攻分野専門科目は必修扱いとしない。そして、専攻分野専門科目は2単位までは専攻分野共通科目と置き換えることができる。	
専門領域に関する科目は各大学で提示できる領域とする		
実習科目	家族への介入を10例以上経験し家族の査定、家族への看護介入に加えて、複雑な家族症例に関するコンサルテーション等、高度な実践技術を習得。	小計 6
本専攻分野の必須単位		合計18
CNS共通科目（8単位以上）を含めた単位数		総計26

【別表8（26単位申請用）】

感染看護専攻教育課程

本専攻分野教育目標

1. 感染防止の実践に疫学の原理と統計的方法の知識を活用することができる。
 - 1) 疫学的原理に基づくサーベイランスシステムを展開することができる。
 - 2) 感染症の報告、発生時の調査及び感染防止に関し、医療施設内及び、医療施設と地域機関との連携について理解し、活動することができる。
2. 医療施設における患者、職員、訪問者間の感染予防と管理に、一般・臨床・環境微生物学の基礎的知識を活用することができる。
3. 感染症の原因、臨床徴候、治療、感染防止について理解し、適切な患者ケアを実践することができる。
4. 医療施設において行なわれる滅菌、消毒、衛生の原理を理解し、それについて実践することができる。
5. 感染管理、感染症患者並びに易感染患者のケアが適切に行なわれるよう、看護職者及び他職種間の調整を行い、またそれらについて教育・相談を行なうことができる。
6. 教育、管理、コミュニケーションの技術を活用して、効果的なプログラムを組み、実践することができる。
 - 1) 医療施設における組織機構と権限系統を理解し、組織内で計画を履行することができる。
 - 2) 管理の技法を用いて感染防止活動の結果を評価することができる。

科 目	内 容	必須単位
専攻分野専門科目		小計 12
1. 感染基礎に関する科目	感染防止の実践の基礎となる微生物及び免疫に関する知識	
2. 応用無菌法に関する科目	消毒・滅菌・無菌操作の基礎及び無菌法の臨床における応用	
3. 感染症看護に関する科目	地域及び病院における感染症の発症要因及び流行、母性・小児・成人・老人の感染症患者の治療及び看護方法、易感染患者の看護	
4. 感染防止法に関する科目	市中及び院内感染の防止方法に関する看護活動、院内教育及び病院管理、医療従事者の健康管理	
実習科目	主として臨床において感染防止活動と、感染症患者及び易感染患者のケアについて実習する	小計 6
本専攻分野の必須単位		合計 18
CNS 共通科目*（8単位以上）を含めた単位数		総計 26

* 看護教育論、看護管理論、看護理論、看護研究、コンサルテーション論、看護倫理、看護政策論のうち、感染看護専攻分野のCNSとしての役割を考慮して広範囲に8単位以上を選択する。

【別表9（26単位申請用）】

地域看護専攻教育課程

本専攻分野教育目標			
1. 地域の専攻分野専門における看護についての確なアセスメントと計画ができる。 2. 人々のニーズに沿って予防・健康回復・リハビリテーションについて卓越した看護を実践できる。 3. 人々の生活実態に沿って健康とそれにかかわる生活問題について看護面から具体的にケアができる。 4. 看護ジェネラリストに対し実践のモデルとなり、相談や教育的機能を果たすことができる。 5. 人々のニーズに沿ってケアのコーディネーターとして保健医療福祉職に対してケアの調整・統合をし、ニーズを組織的に解決するように機能できる。 6. ケアのための社会資源の有効利用・資源化・開発ができる。 7. 看護知識や技術を開発し、実践の改善や変革のための研究ができる。 8. 倫理的課題を重視した看護を行うとともに倫理的問題を解決・改善するための調整ができる。			
科 目	内 容	必須単位	
専攻分野共通科目		小計 4	
1. 家族ケアに関する科目	家族の健康問題や生活問題の的確なアセスメントと支援方法		
2. 地域看護研究方法に関する科目	地域看護に関する情報分析・研究		
専攻分野専門科目		小計 8	
1. 行政地域看護分野科目 (地域を単位とした看護)	1) 一定の行政地域を単位とした(県型保健所、特別区、政令市、市町村等)ケアのシステム形成、資源開発、連携方法、ネットワーク 2) 個人・家族・集団への保健ケアを中心とした展開方法と技術開発 3) 地域ニーズに応じたプログラム開発と評価方法 4) 地域ニーズの分析、情報管理、フォローアップ体制、リーダーシップ技法、ケアのための運営方法、ケアの質管理	4 5 8	3分野のいずれかに重点を置き、その分野で1) 5) 4)の内容を含み4単位以上、合計8単位を履修する。
2. 産業看護分野科目	1) 職場条件に応じた産業保健看護の展開のためのシステム形成、ケアマネジメント、ネットワーク 2) 対象や環境条件に応じた健康教育や健康相談を中心としたケア方法と技術開発 3) 対象や環境条件に応じた健康維持増進・健康回復のためのプログラム開発と評価方法 4) 情報管理、フォローアップ体制、保健室の運営方法、ケアの質管理	4 5 8	
3. 学校看護分野科目	1) 対象年齢と学校環境に応じた学校保健看護の展開のためのシステム形成、ケアマネジメント、ネットワーク 2) 対象や環境条件に応じた健康教育・健康相談・病児者や障害児者のケア方法と技術開発 3) 対象や環境条件に応じた健康保持増進・健康回復のためのプログラム開発と評価方法 4) 情報管理、フォローアップ体制、保健室の運営方法、ケアの質管理	4 5 8	
実習科目		小計 6	
実習場は行政地域看護、産業看護、学校看護のいずれかの分野に重点をおき、かつ他の一つ以上の分野と連携して実習する。	1) 選択した地域看護分野についてケアシステム、ケア方法、計画と評価、ケアの運営や管理についてさらに理解が深められるようにする。 2) 専門看護師としての6つの能力(卓越した実践、教育、相談、連携調整、研究、倫理的問題の調整)形成の基盤となる実習を展開する。 3) 実習レポートを作成し、実習場の指導者と大学研究科教員から指導を受ける。	6	
本専攻分野の必須単位		合計18	
CNS共通科目(8単位以上)を含めた単位		総計26以上	

【別表 10（26 単位申請用）】

クリティカルケア看護専攻教育課程

本専攻分野教育目標

1. 医学的介入の必要性および治療処置の効果について判断し、言語的コミュニケーション不能な患者の苦痛の程度を推測することができる。
2. 継続中の治療処置を妨げずに必要なケアが提供でき、患者の痛みを緩和することができる。
3. 道徳的価値対立状況を妥当に認知し、その状況の中で患者／家族が最善の選択を行えるよう援助することができる。
4. 特殊治療環境下における心身のストレスに対処することができる。
5. 患者の人権擁護のためすすんで発言し、最適医療の提供にむけて状況改善の努力をすることができる。

科 目	内 容	必須単位
専攻分野共通科目	危機的状況下における人間を総合的にとらえる知識・技術および患者／家族中心の論理で治療環境を総合的に管理するために必要な知識を提供する科目で構成する。	小計 6
1. 人間存在に関する科目	人間の内的世界や人間存在の意味、身体をめぐる人間の体験などの哲学的考察を中心に教授する。	
2. 危機理論に関する科目	衝撃的な体験に際しての人間の反応や立ち直りの過程、それを促す専門的援助について教授する。	
3. クリティカル状況でのフィジカルアセスメントに関する科目	集中治療を必要とする状況での生理学的変化ならびに生活行動、機能回復の状況を把握する観察枠組みを提供する。	
4. 代謝病態生理学に関する科目	呼吸・循環・水分・電解質を中心とする代謝病態生理および病態アセスメントについて教授する。	
5. クリティカルケア治療管理に関する科目	医学的介入が主となる治療状況で患者／家族中心の治療がすすめられるよう、治療環境を総合的に管理するための知識を教授する（ME機器に関する知識、創傷管理論、メディケーションに関する知識を含む）。	
専攻分野専門科目	ここはおもに専攻分野における専門的援助に関する実践的な知識を提供する科目で構成する。	小計 6
1. クリティカルケア看護援助に関する科目Ⅰ	クリティカル状況にある心身統一体としての個人とその家族に対する援助的かわりについて教授する（援助関係論、家族看護論を含む）。	
2. クリティカルケア看護援助に関する科目Ⅱ	クリティカル状況における個人の選択と自由の問題を扱い、倫理的問題を解決するための理論的基礎を提供する（看護倫理を含む）。	
3. 安楽・緩和ケアに関する科目	痛みを含め患者を心身の苦痛から解放するためのケアの理論、原理、方法、効果判定などについて教授する（ペインコントロールを含む）。	
実習科目	ICU・CCU、NICU、救命・救急治療室等クリティカル期のケア体験を中心とするが、看護継続性を考え、ポスト・クリティカル期のケアを含めて実習を行うことが望ましい。	小計 6
クリティカルケア看護実習		
本専攻分野の必須単位		合計 18
CNS 共通科目*（8 単位以上）を含めた単位数		総計 26

* 看護教育論、看護管理論、看護理論、看護研究、コンサルテーション論、看護倫理、看護政策論のうち、クリティカルケア看護専攻分野の CNS としての役割を考慮して広範囲に 8 単位以上を選択する。

【別表11（26単位申請用）】

在宅看護専攻教育課程

本専攻分野教育目標

1. 在宅看護の利用者・家族の人権を尊重した自立支援、悪化防止、健康回復、リハビリテーションおよび終末期ケアについて、関連する専門知識・理論に基づいてアセスメントし、問題解決に向けて看護実践ができる。
2. 在宅ケアにおいて看護スペシャリストとして、関係者に対して教育・相談を行い、かつ倫理的調整を行うことができる。
3. 在宅ケアにおける看護スペシャリストとして利用者・家族のニーズを把握し、サービスを組み立て、提供することができる。
4. 利用者のために地域ネットワークを構築し、社会資源を開発することができる。
5. 在宅看護に関する実践的研究を行い、在宅ケアの発展に貢献することができる。
6. 訪問看護ステーション等の事業の管理・運営およびサービスの質改善にあたることができる。

科 目	内 容	必須単位
専攻分野共通科目	質の高い在宅看護を提供するための、保健医療福祉制度、ケアマネジメント、在宅ケア事業所の管理に関する科目および利用者・家族のアセスメント、在宅看護援助方法に関する科目で構成する。	小計 8
1. 保健医療福祉の制度・体制およびケアマネジメントに関する科目	・在宅看護に関連する保健医療福祉の諸制度を理解するとともに、ケアマネジメントの一連の過程を実施する。	2
2. 利用者・家族の健康と生活のアセスメントに関する科目	・理論やモデルを活用して、フィジカルアセスメント、家族アセスメント、セルフケア能力アセスメント、生活環境アセスメントを行う。	2
3. 在宅看護援助方法に関する科目	・倫理的判断・臨床判断に基づき、在宅看護計画を立案し、実施、評価する。 ・リスクマネジメント（感染管理・事故予防等）を行う。 ・在宅ケア関係施設・多職種とのチームワークを図る。	2
4. 訪問看護ステーション等の管理・運営、ケアの質改善に関する科目	・在宅ケア事業所の効率的な管理・運営および経営戦略を理解する。 ・ケアの質評価・研究等により、ケア効果が高められるようケアの質改善方法を検討する。	2
専攻分野専門科目	在宅ケアにおいて、高度の判断を必要とする、専門性の高い在宅看護実践に関する科目で構成する。	小計 4
1. 在宅看護実践に関する科目	自立促進のためのケア、在宅において医療的対応および処置が必要な利用者のケア、終末期ケア、多問題・困難課題を抱える利用者のケアにおける、在宅看護実践方法を修得する。 下記より4単位を選択 ・自立促進のためのケア（リハビリテーション看護を含む） 2単位 ・在宅において医療的対応および処置が必要な利用者のケア 2単位 ・終末期ケア（緩和ケアを含む） 2単位 ・多問題・困難課題を抱える利用者のケア（認知症ケアを含む）2単位	4
実習科目	・専門看護師としての6つの能力（卓越した実践、教育、相談、連携調整、研究、倫理的問題の調整）を高め、在宅看護スペシャリストの役割を担うことができる実習であること。 ・訪問看護ステーションの管理・運営、ケアの質改善方法について理解できる実習であること。	小計 6
本専攻分野の必須単位		合計18
CNS共通科目（8単位以上）を含めた単位		総計26以上

専門看護師教育課程審査要項

I 目的

高度な専門知識と技術を持った専門看護師教育の質の維持と向上をめざすために、日本看護系大学協議会（本協議会と略す）は、本協議会が設けている専門看護師教育課程の基準に従って、専門看護師育成を目標とする教育課程を認定する際に必要な基本的な方針と審査の規準を定めることとする。ここでいう教育課程とは、専門看護師育成の条件をみたす教育課程をいう。

II 基本的な考え方

教育課程の審査規準に関する基本的な考え方は、下記の規程等が基盤となる。

- (1) 日本看護系大学協議会専門看護師教育課程認定規程
- (2) 日本看護系大学協議会専門看護師教育課程認定細則
- (3) 専門看護師教育課程基準

審査規準の基本的な考え方と手順は下記の通りとする。

1. 本協議会は、高度な専門知識と技術をもった専門看護師教育の質の維持と向上に責任をもつものである。
2. 専門看護師教育課程の認定は、大学院における教育課程の中で、専門看護師教育課程に関わる教育課程を対象とする。
3. 専門看護師教育課程の認定にあたっては、各大学院の独自性を尊重し、画一的な認定にならないような審査規準を設ける。
4. 専門看護師教育課程の審査規準は、本協議会が作成した教育課程の基準に照らして作成するものである。
5. 専門看護師教育課程の審査規準は、共通科目を認定委員会で、専門看護分野別の専攻教育課程の科目を専門分科会で審議し、認定委員会で決定する。
6. 専門看護師教育課程の審査は、審査規準に従って、共通科目の適切性の審査は認定委員会で行い、専攻教育課程の科目の適切性は専門分科会で審査を行い認定委員会へ報告する。

なお、ここでいう教育課程とは、申請する大学の専攻分野教育課程や履修モデル等をいう。

Ⅲ 専門看護師教育課程審査規準（26単位申請用）

1. 共通科目に関する審査規準

- 1) 共通科目については、専門看護師教育課程基準に示されている専門看護師の共通目的に従って、別表1-1を用いて審査する。
- 2) 共通科目に相当する科目の名称に関しては、専門看護師教育課程基準に示された科目名と同一である必要はない。但し、学生に提示しているシラバス等の内容が共通科目審査規準を満たしていることが必要である。
- 3) 専門看護師の教育に必要な共通科目は、分野を越えて選択できる科目であることが必要である。
- 4) 共通科目は、一科目1単位から認め、合計8単位以上置かれていることが必要である。
- 5) 共通科目の一科目で認められる最大単位は、2単位である。例えば、看護理論を4単位設けていても、2単位しか認めない。しかし、看護理論という名称の中に、看護理論と看護倫理を併せて4単位にしている場合、それぞれが2単位相当の内容であれば、それぞれ2単位として認める。
- 6) 共通科目の審査は、照合表（様式2-1）と大学院の履修に関する専門看護師教育課程規程や内規等、および学生に示されているシラバス等を対象とし、以下の項目に関して行う。
 - ・ 科目のねらい
 - ・ 授業内容と方法、およびスケジュール
 - ・ 単位数と単位認定方法

【別表1-1 (26単位申請用)】

共通科目審査規準

科目名	審査規準
看護教育論	看護ケアの質を高めるために必要な看護職への教育的働きかけ、教育環境づくり等、看護の継続教育に関する知識と技術を教授する科目が設けられていること
看護管理論	保健医療福祉に携わる人々間の調整を行ったり看護管理に携わる看護職と協力して専門看護師としての仕事ができるために必要な知識を教授する科目が設けられていること
看護理論	卓越した看護実践の基盤となる看護における諸理論や看護に関する諸理論と看護現象との関係について理解を深めるために必要な知識を教授する科目が設けられていること
看護研究	専門知識・技術の向上や開発を図るための実践の場における研究活動に必要な分野を越えて共通する知識を教授する科目が設けられていること
コンサルテーション論	看護職を含むケア提供者に対して実践的な問題を解決するのを助けるためのコンサルテーションに必要な知識を教授する科目が設けられていること
看護倫理	看護現場において倫理的な問題・葛藤について関係者間での倫理的調整を行うために必要な知識を教授する科目が設けられていること
看護政策論	看護の質の向上のために制度等の改善を含む政策的な働きかけに必要な知識を教授する科目が設けられていること

2. 専攻教育課程に関する審査規準（26単位申請用）

1) 審査

- (1) 専攻教育課程の審査は、専門看護師教育課程基準に基づいて、当該専攻分野における専門看護師の機能（実践・教育・相談・研究・ケア調整・倫理的調整）を身につける内容であるかどうかを判定するものである。
- (2) 審査は、別表2 専攻教育課程審査規準に照らして、シラバスや履修規程等を対象とし、以下の項目に関して行う。

- ・科目のねらい
- ・授業内容と方法、およびスケジュール
- ・単位数と単位認定方法
- ・単位認定者
- ・実習の内容と方法

2) 科目の名称

科目の名称に関しては、本協議会の教育課程の基準名と同一である必要はないが、学生に明示しているシラバス等の内容から教育課程の基準と同等の内容であることが必要である。

3) 科目の単位

専攻分野共通科目および専攻分野専門科目は、一科目一単位から認める。

4) 教員の要件

- (1) 科目の担当者は、看護教員であることを要件とする。但し、科目によっては、看護教員以外を含めることがある。
- (2) 非常勤の者が科目責任者になることも可能とする。
- (3) 1コマでも担当した場合は、経歴の提出を要する。

5) 実習

- (1) 実習の6単位は1単位が30～45時間ではなく、到達する能力の質を示す単位である。また学生が行った実習の全てが単位となるとは限らない。例えば、学生の個人差により基本的な実践能力をつけたり、専門看護師のための実習以外の目的のための現場での調査や研修は、実習単位とはならない。
- (2) 実習科目は別表2 専攻教育課程審査規準に照らして、提出書類（シラバス・履修規程、照合表など）の内容を通して、以下の項目について審査する。

①実習目的の明示

②実習内容

- ・実習指導者と指導方法
- ・高度の実践知識・スキルの修得、コンサルテーション、調整などの内容
- ・実習単位、認定者、および認定方法
- ・実習期間

③実習場所

- ・専門看護分野の看護実践が行われている医療・保健・福祉機関等であるこ

と

- ・学生の関心領域に関わる実習場を確保していること、または具体的に明示していること

④実習指導者の要件

- ・専門看護分野の看護実践の経験を持つ看護職者であること

⑤実習場との連携

- ・実習場との連携の仕組みや方法が明示されていること
- ・指導に関して大学との連携体制が具体的に明示されていること
- ・実習場には、教育環境を調整する指導者がいること

5) 添付資料

(1) 履修規程、内規等

(2) シラバス等

- ・審査が可能な程度に教育内容が含まれていること
- ・時間数
- ・指導教員

(3) 実習施設機関概要（施設ごとにパンフレットとは別に A4 用紙 1 枚に作成）

(4) 単位認定者および実習指導者の経歴（様式 1 5—1 および 1 5—2 を参考に作成）

- ・科目内容の指導に関わる教員の経歴（様式 1 5—1 を参考に作成）

【別表2-1 (26単位申請用)】

＜がん看護専攻教育課程＞審査規準

科目	審査規準
専攻分野共通科目： <ul style="list-style-type: none"> ・単位配分が片寄らないように8単位以上 ・以下の内容の科目が設けられていること 	
がん看護に関する病態生理学	がん看護の基礎となる医学的専門知識を深める科目
がん看護に関する理論	がん看護の基盤となる主要な理論およびその活用について学ぶ科目
がん看護に関する看護援助論	がん患者・家族についてのアセスメントや看護援助に関する科目
専攻分野専門科目： <ul style="list-style-type: none"> ・1領域以上、4単位以上 ・広範ながん看護の領域の中で、特定看護領域（以下の1領域以上）に焦点を絞って深めることができるような科目が設けられていること。 	
化学療法看護	
放射線療法看護	
幹細胞移植看護	
がんリハビリテーション看護	
疼痛看護	
緩和ケア	
ターミナルケア	
予防・早期発見	
実習科目： <ul style="list-style-type: none"> ・6単位 ・以下の内容が含まれていること 	
実習	<ul style="list-style-type: none"> ・専門看護師または専門看護師相当の者と専門看護師の役割（主として相談、調整、教育、研究）に関する実習が行えるように準備されていること。 ・種々の複雑な場面・出来事が経験できるような実践環境が準備されていること。

【別表2-2 (26単位申請用)】

＜慢性看護専攻教育課程＞審査規準

科目	審査規準
<p>専攻分野共通科目 (12単位) : 1～5の科目は</p> <p>1) 特定科目に偏らず、慢性看護専攻分野教育目標が達成できるように配慮されていること。</p> <p>2) 学生の関心領域の慢性病者に焦点をあてたものとして、一貫性のある学習が可能となるように配慮されていること。</p> <p>3) 学生が自主的に新たな看護方法を開発していけるような教育方法が用いられていること。</p> <p>4) 学生が倫理的判断、行動がとれるような能力が培われるように配慮されていること。</p>	
1. 慢性病者の行動理解に関する科目	病者や家族が抱える慢性病特有の複雑で解決困難な問題とその背景および、慢性病をもつ人の行動理解に役立つ諸理論を教授する内容であること。
2. 制度や体制に関する科目	慢性病をもつ人々に適用される医療・福祉の制度や体制とその革新方策を教授する内容であること。
3. 慢性病者の査定に関する科目	慢性病をもつ人の複雑な状態の身体・心理社会面を含めた包括的アセスメントを教授する内容であること。
4. 治療環境整備に関する科目	慢性病をもつ人々の治療環境、地域社会支援などを、質の高い生活に向けて調整する方策を教授する内容であること。
5. 慢性病者への支援技術に関する科目	慢性病の様々な変化する時期に対応した支援技術とその評価方法に関する理論と実際を教授する内容であること。
<p>専攻分野専門科目 :</p>	
<p>実習科目 (6単位) : 共通科目および専攻分野共通科目で履修したことを基礎とした、高度な実践、教育、相談、連携調整等を含んでいる実習であること。また、実習では、倫理的な判断に基づく行動がとれること。</p> <p>さらに新たな看護方法の導入および開発などを含むことが望ましい。</p>	
<p>実習 慢性看護実習 実習報告書</p>	<p>実習環境の要件：学生の関心領域の慢性病者の看護実践を行っている場（病棟・外来・地域）であること。</p> <p>単位認定者の要件：慢性病者の看護実践の経験をもつ看護職者であること。</p> <p>実習報告書：実習したことを評価し、ケース・レポートなどを作成する。</p>

*全体として慢性看護の教育目標の達成が可能であるか否かの観点で審査する。

添付資料

1. シラバス
2. 実習内容を明記した資料

【別表2-3 (26単位申請用)】

＜母性看護専攻教育課程＞審査規準

科目	審査規準
専攻分野共通科目：	
対象理解に関する科目	周産期の母子や思春期・成熟期・更年期・老年期女性とその家族を理解し、健康生活及び健康問題の特性を教授する科目が設けられていること。
周産期にある母子の援助に関する科目	正常な経膈分娩への援助法と、異常の診断と救急処置、異常分娩介助など緊急時の看護方法を教授する科目、および周産期ケアシステムとその組織化に関する理論と実際を教授する科目が設けられていること。
女性のライフサイクル全般にわたる援助に関する科目	女性のライフサイクル全般にわたる母性の健康問題とその援助法を教授し、性及び性機能に関するケアシステムや倫理的問題を教授する科目が設けられていること。
専攻分野専門科目：	
周産期母子援助に関する科目	周産期における母子のプライマリーケアと緊急時に対応するための援助方法を教授し、研究や業務管理・政策参加を通し、周産期の母子援助のためのケアを充実・発展させるためのリーダーとしての役割について教授する科目が設けられていること。
女性の健康への援助に関する科目	各ライフステージにおける女性の性と生殖に関する健康問題を的確に診断し、対象者のニーズに即したケアの計画・実践・評価する能力、理論的判断能力、リーダーとしての役割について教授する科目が設けられていること。また、ケア方法を開発し、研究的に問題に対処し、政策参加できる能力について教授する科目が設けられていること。
地域母子援助に関する科目	助産所を経営する際に必要な実践能力を養い、活動計画を立案し、ケア効果を研究的に評価する方法を教授する科目が設けられていること。また、地域の他職種・組織との連携能力と、リーダーとしての役割を教授する科目が設けられていること。
実習科目：	
実習	<p>1) 内容 選択した専門科目について、下記の内容を含む実習であること。 高度のアセスメント能力と実践能力を養い、ケアの質の評価と向上を自律的に目指せる能力を養う。 専門領域に関する相談・教育・リーダーシップが自律的に行える能力を養う。 医師・ソーシャルワーカーなど他職種との共同、ケアコーディネーションを行い、調整能力を養う。 看護実践の創造・改革・改善のための研究課題を見だし、研究的なアプローチを習得する。</p> <p>2) 施設 選択した専門科目の内容の実習が可能であり、適切な実習対象を有する場であること。</p> <p>3) 指導者 選択した専門分野について、専門的に携わる看護職者または母性看護学を専門とする教員が指導にあっていること。</p>

【別表2-4 (26単位申請用)】

＜小児看護専攻教育課程＞審査規準

科目	審査規準
専攻分野共通科目：	<ul style="list-style-type: none"> ・小児看護領域での高度な実践活動を行う素地となる援助対象とその人を含めた生活状況を理解し援助を提供できる知識と技術を習得できる科目を選択する。専攻分野専門科目を別に定める場合はそれも含めて12単位以上とることが好ましい。 ・専攻分野共通科目が1～4とされているが、それらが統合されたり、分化されたりして必ずしも4科目となっていなくてもその内容で審査することとする。
1. 小児・家族の成長・発達／健康生活に関する科目	小児や家族を対象として捉えるために、成長・発達、セルフケア、コーピング、家族関係、家族発達等の諸理論を含める。
2. 小児看護対象の査定に関する科目	小児・家族の状態（援助効果を含めて）を包括的に査定するための方略や技術・技法を含める。
3. 小児看護援助の方法に関する科目	倫理的判断を含め、査定した状況に応じた援助を行うために必要となる援助方法を含める。
4. 小児の保健／医療環境／制度に関する科目	小児をとりまく社会・保健・福祉・教育の状況を理解し、調整の方法や関係する制度・政策等の方策を含める。
専攻分野専門科目：	<ul style="list-style-type: none"> ・専攻分野共通科目に加えて、専門領域としていずれかの領域を選択することが出来る。その場合は以下の欄に加える。 ・専攻分野専門科目の表示は、照合表に示したレベルにとどめる。学生の専門領域について考慮する場合は、専攻分野共通科目の科目内容の表示にそれを示すこととして、科目として取り扱わない。
実習科目：	<ul style="list-style-type: none"> ・実習時には症例をレポートにまとめることが好ましい。そのレポートは専門看護師として実践したレベルのものとする。 ・実習場所の選択について、教育の意図との整合性を重視し、スーパービジョンのあり方や学習効果が明確に計画されていることを審査し、場の条件は規定しない。また、必要に応じて複数の実習場を用いることもある。
実習	<p>各専攻分野の特殊性を踏まえて、看護の難しい患児／親／家族のケアを実践し、症例の分析、コンサルテーション等を含め、高度な実践技術の修得をする。</p> <p>6単位以上を必要とするが、実際に臨床の場での学習時間は修得しうる時間をかけることとする。</p> <p>①実践機能 ②コンサルテーション ③教育機能 ④調整機能</p> <p>各々目安として2例以上のレポートを作成する。</p>

【別表2-5 (26単位申請用)】

＜老人看護専攻教育課程＞審査規準

科目	審査規準
専攻分野共通科目： 老人健康生活評価に関する科目、老人と家族の看護に関する科目については2～3単位、老人サポートシステムに関する科目、老人保健福祉政策に関する科目については1～2単位を実施し、計8単位を履修していること。	
老人健康生活評価に関する科目	以下の評価に関する理論と方法 ADL、感覚機能、生理機能、精神機能、生きがい、主観的健康感、幸福感、環境、社会関係
老人と家族の看護に関する科目	老人の健康問題に対するケア 老人のセルフケア指導と方法 老人の家族関係の問題と解決方法
老人サポートシステムに関する科目	老人のサポートシステムの現状 サポートシステムの活用 サポートシステムを発展させる方法
老人保健福祉政策に関する科目	老人保健福祉制度、政策の現状（日本、世界） 看護、介護要員の現状と育成の方向 看護の動向
専攻分野専門科目： いずれの内容も2単位を実施し、2科目を選択し履修していること。	
病院・施設における老人看護に関する科目	それぞれについて 生活環境調整に関する実践・相談・教育
在宅における老人看護に関する科目	生活活動調整に関する実践・相談・教育 家族関係の調整に関する実践・相談・教育
認知症老人看護に関する科目	
実習科目： 老人のケアを主な目的とするか、又は老人ケアの改善を試みている病院・施設・機関等において、実習を行うこと。	
実習	1) 専攻分野専門科目で選択した2科目の内容について、指導教員（当該専攻分野の看護経験3年以上有する）の指導計画により、専門看護師相当の指導者の指導のもとに、それぞれについて4週間以上にわたる実践を行い、3例（かならず認知症老人看護に関するものを含むこと）についてケースレポートを作成する。 2) 選択しなかった専攻分野の看護活動を体験し、看護上の課題を論述するレポートを作成する。 3) 老人看護専門看護師相当の指導者（師長、看護部長をあててもよい）とともに、看護活動計画、スタッフ教育、相談、調整を行いレポートを作成する。 4) 老人看護組織・機関における実践的実態的研究課題についてレポートを作成する。

【別表2-26単位申請用】

＜精神看護専攻教育課程＞審査規準

科目	審査規準
専攻分野共通科目： 単位の配分については、各大学で別に定めることもできるが、4つの分野の科目を最低12単位以上履修可能であること。	
1. 制度や体制に関する科目	必要な科目が置かれていること。あるいは必要な知識を教授する講義が選択できること。
2. 精神の健康生活状態の評価に関する科目	必要な理論および援助法の科目が置かれていること。あるいは、いくつかの科目を組み合わせることで履修可能であること。
3. 精神領域のセラピーに関する科目	
4. 精神看護の援助法に関する科目	
専攻分野専門科目： 下記の専門科目の単位を、上記の2～4の科目として、6単位まで置き換えることができる。	
1. クリティカル精神看護	急性期・救急患者ケアの領域での卓越した看護実践に必要な理論および援助法に関する科目が置かれている。
2. リハビリテーション精神看護	回復期・社会復帰過程にある精神障害者ケアの領域（地域ケア、訪問看護等含む）での卓越した看護実践に必要な科目が置かれている。
3. 薬物依存精神看護	薬物やアルコール依存患者のケアの領域での卓越した看護実践に必要な理論および援助法に関する科目が置かれている。
4. リエゾン精神看護	リエゾン・ナースとしての実践に必要な理論および援助（精神力動、コンサルテーション等）に関する科目が置かれている。
5. メンタルヘルス看護	家庭・学校・職場および地域全般における精神の健康増進と病気の予防の領域での卓越した看護実践に必要な科目が置かれている。
実習科目： 実習の内容は、「直接看護ケア」「コンサルテーション」「精神療法の実際」を含むものとするが、学生の臨床能力・学習ニーズに応じて、いずれかの領域に重点を置いてよい。	
実習	専門看護師の役割・機能に関しては、役割モデルの居る施設での実習が望ましい。 「精神療法」に関しては、医師や臨床心理士の指導による実習でも、看護のスーパービジョンが必要である。スーパービジョンに関しては、看護の専任教員と専門看護師（相当レベルの臨床指導者）とで協同して行う体制が必要である。

添付資料

1. 修士課程の概要（履修規程）
2. シラバス
3. 実習要項（実習内容・実習場所・指導教員等）

【別表2-7 (26単位申請用)】

＜家族看護専攻教育課程＞審査規準

科目	審査規準
専攻分野共通科目：	<ul style="list-style-type: none"> ・これらの科目は、大学独自の考えに基づき、統合あるいは分化する事も可能であり、その内容によって審査すること。 ・全体として、教育目標の達成が可能であるかどうかの視点から審査する。 ・下記4領域に関して、単位配分が偏らないように、バランスよく配置されていること。
1. 保健医療福祉制度のなかでの家族看護の役割、位置づけに関する科目	家族看護専門看護師の役割や家族と社会、保健医療福祉制度との関連を理解するために必要な科目が設置されていること。
2. 家族の健康及び生活に関する科目	家族の健康及び家族の生活をアセスメントするために必要な科目が設置されていること。あるいはいくつかの科目を組み合わせ、上記の内容を履修可能であること。
3. 家族への看護実践展開に関する科目	家族への看護過程を展開するために必要な理論や援助法に関する科目が設置されていること。あるいは、いくつかの科目を組み合わせ、上記の内容を履修可能であること。
4. 家族看護援助の方法に関する科目	家族への卓越した援助ができるために必要な理論及び援助法に関する科目が設置されていること。あるいはいくつかの科目を組み合わせ、上記の内容を履修可能であること。
専攻分野専門科目：	
専門領域に関する科目は各大学で提示できる領域とする	特定の家族看護領域に関連した知識と援助方法を習得することを目標とした科目が設置されていること。あるいはいくつかの科目を組み合わせ、上記の内容を履修可能であること。
実習科目：	
実習	<ol style="list-style-type: none"> 1) 6単位以上の家族看護の実習を行っていること。 2) 家族への看護介入を10例以上経験していること。 3) 実践技術、コンサルテーション技術、調整技術、教育技術が習得可能な実習内容となっていること。 4) スーパービジョンなど適切な指導体制が組まれていること。 5) 実習目標、内容を踏まえて、6単位に相当する事例レポートや実習報告を課していること。

【別表2-8 (26単位申請用)】

＜感染看護専攻教育課程＞審査規準

科目	審査規準
専攻分野共通科目：	
専攻分野専門科目： 特定の分野に片寄ることなく、全体としてバランスよく単位配分されていること。	
感染基礎に関する科目	感染防止の実践の基礎となる微生物及び免疫の知識を教授する科目が設けられていること。
応用無菌法に関する科目	消毒・滅菌・無菌操作の基礎及び無菌法の臨床における応用について教授する科目が設けられていること。
感染症看護に関する科目	地域及び病院における感染症の発症要因及び流行、母性・小児・成人・老人の感染症患者の治療及び看護方法について教授する科目が設けられていること。
感染防止法に関する科目	市中及び院内感染の防止方法に関する看護活動、院内教育及び病院管理、医療従事者の健康管理について教授する科目が設けられていること。
実習科目： <ol style="list-style-type: none"> 1) 実習内容が明示されていること 施設の規模などの条件は規定しないが、全般的な感染防止活動に関する課題の実習が可能であり、かつ感染看護の実習対象（事例）を有する場であること。 2) 指導体制が明示されていること 感染看護実践に専門的に携わる看護職者または感染看護学を専門とする教員が指導にあっていること。 	
実習	主として臨床の場において全般的な感染防止活動と、感染症患者及び易感染患者のケアについて実習すること。

*全体として感染看護専門分野の教育目標の達成が可能であるか否かの観点から審査する。

【別表2-9 (26単位申請用)】

＜地域看護専攻教育課程＞審査規準

科目	審査規準
専攻分野共通科目：	
地域看護共通内容に関する科目	地域看護実践の共通基礎となる家族へのケア、地域看護に関する情報分析や研究方法に関する科目が設けられていること。
専攻分野専門科目：	
<ul style="list-style-type: none"> ・行政地域看護・産業看護・学校看護のいずれかの分野に重点を置いて選択し、かつ下記の科目内容が含まれていること。 ・特定の科目内容に片寄ることなく、全体としてバランスよく単位配分されていること。 	
地域看護ケアシステムの開発や運用に関する科目	選択した地域看護分野のケアシステムの開発や改善を図るためにケアシステム、ケアマネジメント、関係機関とのネットワークおよび社会資源の利用法や開発に関する科目が含まれていること。
地域看護方法や技術に関する科目	選択した地域看護分野の看護の方法や技術に関する科目が含まれていること。
地域看護の計画や評価に関する科目	選択した地域看護分野の実践プログラムの立案と評価方法に関する科目が含まれていること。
地域看護の運営や管理に関する科目	選択した地域看護分野のケア提供のためのデータ管理、フォローアップ方法、効率的な運営方法に関する科目が含まれていること。
実習科目：	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 実習場の要件 専門看護師として活動すると想定される地域看護の場において下記の内容が体験でき、かつその実習対象を有する実習場であること。 	
<ol style="list-style-type: none"> 2. 指導体制の要件 <ol style="list-style-type: none"> 1) 実習場において実習指導や調整を行う実習担当者を決めること。 2) 大学研究科の地域看護学担当教員が指導に当たること。 3) 実習場指導者と担当教員が協力体制の下で指導に当たること。 	
実習	<ol style="list-style-type: none"> 1) 実習場の選択 専門看護師として活動すると想定される地域看護の現場で行政地域看護、産業看護、学校看護のいずれかの分野に重点をおき、かつ他の一つ以上の分野と連携をして実習すること。 2) 実習内容 選択した地域看護分野についてケアシステム、ケア方法、計画と評価、ケアの運営や管理について上記の科目を実習において、さらに理解が深められるようにする。 また、専門看護師としての6つの能力(卓越した実践、教育、相談、連携調整、研究、倫理的問題の調整)形成の基盤となる実習を展開すること。 3) 実習レポート作成 実習レポートを作成し、実習場の指導者と大学研究科教員から指導を受けること。

【別表2-10（26単位申請用）】

＜クリティカルケア看護専攻教育課程＞審査規準

科目	審査規準
<p>専攻分野共通科目： 1) 申請校が開設する各々の授業科目が人間存在、危機理論、行動生理学、代謝病態生理学、クリティカルケア治療管理のいずれにせよ、それぞれ2単位相当の内容を含んでいること。</p> <p>2) 下記の科目の1と2のいずれか、および3、4、5のいずれかの内容をバランスよく含んでいること。</p>	
1. 人間存在に関する科目	
2. 危機理論に関する科目	
3. クリティカル状況でのフィジカルアセスメントに関する科目	
4. 代謝病態生理学に関する科目	
5. クリティカルケア治療管理に関する科目	
<p>専攻分野専門科目： 1) このうちの2科目以上で6単位となるように編成されていること。</p> <p>2) この6単位が4科目を越えない範囲で編成されていること。</p>	
1. クリティカルケア看護援助に関する科目Ⅰ	
2. クリティカルケア看護援助に関する科目Ⅱ	
3. 安楽・緩和ケアに関する科目	
<p>実習科目：</p>	
<p>実習 クリティカルケア看護実習</p>	<p>1) クリティカルケア看護専攻分野教育目標にそって以下のような実習目標（到達基準）が含まれていること。</p> <p>①クリティカル期の患者の身体的状態について専門的に判断する。</p> <p>②患者の苦痛を効果的に緩和する。</p> <p>③患者の尊厳を守り、倫理的問題に対応する。</p> <p>④治療環境を総合的に管理する。</p> <p>2) 実習内容 クリティカルケア看護専攻教育課程の実習内容に準ずる。</p> <p>3) 実習場所の条件 常時、集中治療管理を受けている患者を相当数受け入れている施設であること。</p> <p>4) 指導体制 クリティカルケア看護実践に専門的に携わる看護職またはクリティカルケア看護学を専門とする教員が指導にあっていること。</p>

添付資料

1. シラバス
2. 実習要項、その他関連資料が必要

【別表2-11（26単位申請用）】

＜在宅看護専攻教育課程＞審査規準

科目	審査規準
専攻分野共通科目：	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療福祉制度とケアシステム、ならびにケアマネジメント、在宅ケア事業所の管理、質改善に関する科目を4単位相当、利用者・家族のアセスメント、在宅看護援助方法に関する科目を4単位相当含んでいること。 ・下記の科目内容の単位配分が偏らないようにバランスよく配分されていること。
①保健医療福祉の制度・体制およびケアマネジメントに関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅看護に関する保健医療福祉制度・ケアシステムおよびケアマネジメントの一連の過程を含む内容であること。
②利用者・家族の健康と生活のアセスメントに関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・フィジカルアセスメント、家族アセスメント、セルフケア能力アセスメント、生活環境アセスメントの理論やモデルとその方法を含む内容であること。
③在宅看護援助方法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理的判断、臨床判断に基づいて在宅看護計画を立案し、実施、評価する在宅看護過程を含む内容であること。 ・リスクマネジメント（感染管理、事故予防など）を含む内容であること。 ・在宅ケア関連機関および多職種とのチームアプローチを含む内容であること。
④訪問看護ステーション等の管理・運営、ケアの質改善に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅ケア事業所の管理・運営および経営戦略に関する内容と、ケアの質評価・研究等によるケアの質改善方法を含む内容であること。
専攻分野専門科目：	高度の判断を必要とする専門性の高い在宅看護実践に関する科目を含んでいること。
①在宅看護実践に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・自立促進のためのケア、在宅医療処置が必要な利用者のケア、終末期ケア、多問題・困難課題を抱える利用者のケアにおける専門性の高い在宅看護実践方法を含む内容であること。 <p>下記より4単位を選択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立促進のためのケア（リハビリテーション看護を含む） 2単位 ・在宅において医療的対応および処置が必要な利用者のケア 2単位 ・終末期ケア（緩和ケアを含む） 2単位 ・多問題・困難課題を抱える利用者のケア（認知症ケアを含む） 2単位
実習科目：	1. 実習場の要件 専門看護師として活動すると想定される在宅看護の場において専攻分野専門科目1.に関する体験ができる実習場であること。
実習	2. 指導体制の要件 <ol style="list-style-type: none"> 1) 実習場において実習指導や調整を行う実習担当者を決めること。 2) 大学研究科の在宅看護学担当教員が指導に当たること。 3) 実習場指導者と担当教員が協力体制の下で指導に当たること。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 専門看護師としての6つの能力（卓越した実践、教育、相談、連携調整、研究、倫理的問題の調整）を高め、在宅看護スペシャリストとしての役割を担う実習であること。 2) 訪問看護ステーションの管理・運営およびケアの質改善について理解できる実習であること。

3. e-learning を含む授業の認定規準

- 1) 所属研究科において、e-learning を正規の科目として位置付けていることが明示されていること。
- 2) 科目内容が適切であること（科目目的との整合性、科目目的への統合性、対象受講生に対する水準の適切性など）。
- 3) 看護の視点からの学習の深まりを確認する方法が示されていること（対面などにより学習効果を確認する方法が示されているなど）。
- 4) 聴講後の評価方法が適切であること。

注意)

上記の基準を満たしていることを示すために、申請に当たっては、内容の詳細（1 コマの時間数、使用される教材、文献、教授される内容など）に関する資料を示すこと。

IV 専門看護師教育課程の分野特定のための基準

1. 独立した専門分野として一定の安定性・発展性が保証されうること。
2. 変化する社会的ニーズ、看護ニーズに対して、実践的な専門性が確立されうること。
3. 学問的に知識および技術に広がりと深さがあること。(基礎教育の中である程度一般的に教授されていること、学会の存在、学会誌等専門誌の存在)
4. すでに専門看護分野としての教育課程が存在し、複数の大学院で教育が実施されていること。

平成23年12月10日制定

V 申請手続きについて (26単位申請用)

専門看護師教育課程の認定(新規および更新)を申請する機関は、専門看護師教育課程認定規程および細則に則り以下の書類と所定の審査料の振込控(コピー可)を添えて、専門看護師教育課程認定委員会事務局までご提出ください。

審査対象となる教育課程は、当該大学の学則や履修規程等において「専門看護師の教育課程であること」が明示されている必要があります。また、その教育課程を開始して2年目以降であり、原則として2年次の学生が在籍していることが申請の要件となります(日本看護系大学協議会専門看護師教育課程認定規程第3条(1)を参照)。 審査の結果、認定がなされた場合には、認定の時点で2年次に在籍する学生が教育を開始された年度にさかのぼって、すなわち前年度の4月からの認定となり、それから10年間が有効期間となります。

添付資料のシラバス等については、学生に対して提示している冊子体の現行のもの(申請年度版)で、審査対象科目の具体的な教育内容を含んでいることが求められます(電子媒体であり実物の冊子として存在しない場合は、該当箇所をプリントアウトしたものを提出のうえ、ホームページアドレスを明示してください)。

1. 募集期間

平成24年7月2日(月)～7月31日(火) (必着)

*すべての申請・届け出書類について、この期間以外は原則的に受け付けませんのでご注意ください。

2. 申請・届け出書類・添付資料

申請・届け出書類については、p.41(新規審査申請)、p.42(更新審査申請)、p.42～43(科目の追加・科目内容・科目単位の変更審査申請)、p.43(大学・研究科・教育課程・コース・科目名の変更届け出)の「申請書類・添付資料一覧表、届け出書類」をご参照のうえ、指定の様式がある場合はそれに沿って作成してください。

様式は、日本看護系大学協議会ホームページ(<http://janpu.or.jp>)よりダウンロードすることもできます。

【申請書類提出についてのお願い】

- 申請書類は、ファイルで綴じてご提出ください。
- 適宜、項目ごとに仕切りカードを入れ、インデックスを付けるなどしてください。
- 学則や履修規程等において、専門看護師の教育課程である旨について明記されている箇所にマーキングをし、付箋をしてください。

3. 審査料

P.43の一覧表にて金額をご参照のうえ、下記の日本看護系大学協議会会費納入口座に振り込み、振り込み控え(コピー可)を申請書類に添えて提出してください。電子振込等で納入控がない場合には、任意の書式で金額および納入日時について記載した文書を添付してください。

<振込先>できるだけ郵便振替をご利用くださいますようお願い致します。

●郵便振替 口座名称 一般社団法人日本看護系大学協議会 口座番号 00140-3-688456	●銀行振込 銀行名 三井住友銀行 神田駅前支店 口座種別 普通預金 口座番号 1768867 口座名称 一般社団法人日本看護系大学協議会
--	---

4. 申請書類の提出先

宅配便(ゆうパック不可)にて、下記まで送付ください。

<送付先>

〒101-0047 東京都千代田区内神田2-11-5 大沢ビル 6階
 一般社団法人 日本看護系大学協議会事務局
 TEL : 03-6206-9451/FAX : 03-6206-9452

5. 審査結果の通知

平成25年3月末日までに、申請者宛に通知いたします。審査状況および結果について、途中の問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

6. 申請についての問い合わせ先

一般社団法人 日本看護系大学協議会専門看護師教育課程認定委員会（東京女子医科大学 看護学部内）

委員長 田中 美恵子 TEL/FAX : 03(3357)4898

事務局 田中 美恵子/異儀田 はづき/嵐 弘美

E-mail : janpu-cns_bk@twmu.ac.jp *なるべくメールでのお問い合わせをお願いいたします。

*上の事務局は、平成24年6月18日までとなります。

それ以降の事務局は、日本看護系大学協議会HPでお知らせいたします。

【新規】専門看護師教育課程認定審査申請書類・添付資料一覧
 (認定規程第4条、細則第7条)

審査申請	<<申請書類>> 専門看護師教育課程認定審査申請書 【細則の様式1】 米ホームページ上の「申請書の手続きおよび記載例」をよくお読みになりご記入ください	(部数) 1部
	<<添付資料>> 専門看護師教育課程認定審査料振込控	1部
共通科目	<<申請書類>> 共通科目の照合表 【細則の様式2-1】	15部
	<<添付資料>> (1) 学則、履修規程、内規、教育課程等（専門看護師の教育課程である旨の明示） (2) シラバス等（時間数および審査対象科目の具体的な教育内容） (3) 単位認定者の経歴（科目内容の指導に関わる教員全員について） 【様式15-1を参考にする】	
専攻教育課程	<<申請書類>> 専攻教育課程照合表 【細則の様式3-1~11】	各専攻教育課程 6部
	<<添付資料>> (1) 学則、履修規程、内規、教育課程等（専門看護師の教育課程である旨の明示） (2) シラバス等（時間数、指導教員および審査対象科目の具体的な教育内容） (3) 実習施設機関 ①実習施設機関概要 【指定様式なし（各施設A4に1枚程度）】 ②実習施設機関のパンフレット等 (4) 単位認定者および実習指導者の経歴 （科目内容の指導に関わる教員および実習指導者全員について） 【細則の様式15-1および15-2を参考にする】	
備考：資料としてシラバスや履修規程等を抜き刷りにして添付する場合には、これとは別に、冊子化して学生に提示しているシラバス等の本体2部を添付すること。各資料は、A4判縦サイズに整え、左端に2穴の穴をあけて綴じること。（申請資料は、認定の有無にかかわらず日本看護系大学協議会にて10年間保存します。）		

◎既に認定されている教育課程が、科目の追加認定を申請する場合は、当該教科について、上記に準じた資料等を提

出すること。なお1科目のみの申請でも、冊子体のシラバス2冊を添付すること。

◎再申請の場合、照合表に今回の申請単位とともに前回認定時の単位（2年間有効）をカッコ付で付記し、その下に合せて認定年度を付記すること。前回申請時に認められた科目の内容に変更を加えた場合には、様式13-1、または13-2にその変更内容について説明書きをすること。照合表に前回申請時の単位数の記載がない場合には、既認定の単位を放棄したものとみなします。

【更新】専門看護師教育課程認定更新審査申請書類・添付資料一覧
(認定規程第8条、細則第12条)

審査申請	<申請書類> 専門看護師教育課程認定更新審査申請書 【細則の様式1-2】 ※ ホームページ上の「申請書の手続きおよび記載例」をよくお読みになりご記入ください	(部数) 1部
	<添付資料> 専門看護師教育課程認定更新審査料振込控（コピー可）	1部
共通科目	<申請書類> 共通科目の照合表 ※変更点を朱書きのこと。 【細則の様式2-1】	3部
	<添付資料> (1) 前回認定時の照合表および変更点の説明書【細則の様式10-1】 (2) シラバス等 (3) 単位認定者の経歴（科目内容の指導に主として関わる教員について） 【細則の様式15-1を参考にする】	
専攻教育課程	<申請書類> 専攻教育課程照合表 ※変更点を朱書きのこと。 【細則の様式3-1～11】	各専攻教育課程 6部
	<添付資料> (1) 前回認定時の照合表および変更点の説明書 【様式10-2】 (2) シラバス等 (3) 単位認定者の経歴（科目内容の指導に主として関わる教員について） 【細則の様式15-1を参考にする】 (4) 実習施設機関と実習指導者のリスト 【指定様式なし】 (5) 10年間の実績報告書 【様式11】 (6) 10年間の実績に関する自己評価と今後の展望等 【様式12】	
備考：資料としてシラバス等を抜き刷りにして添付する場合には、これとは別に、冊子化して学生に提示しているシラバス等の本体2部を添付すること。		

【科目の追加・科目内容・科目単位の変更】専門看護師教育課程認定科目の追加・科目内容・科目単位の変更
審査申請書類・添付資料一覧
(認定規程第4条2、細則第7条3)

審査申請	<申請書類> 専門看護師教育課程認定審査申請書 【細則の様式1】 ※ ホームページ上の「申請書の手続きおよび記載例」をよくお読みになりご記入ください	(部数) 1部
	<添付資料> 専門看護師教育課程認定更新審査料振込控	1部
共通科目	<申請書類> 共通科目の照合表 ※変更点を朱書きのこと。 【細則の様式2】 <添付資料>	1科目につき3部

	(1) 前回認定時の照合表および変更点の説明書 【様式 13-1】 (2) シラバス等 (3) 単位認定者の経歴（科目内容の指導に主として関わる教員について） 【細則の様式 15-1 を参考にする】	
専攻教育課程	《申請書類》 専攻教育課程照合表 ※変更点を朱書きのこと。 【細則の様式 3-1～11】	各専攻教育課程 6部
	《添付資料》 (1) 前回認定時の照合表および変更点の説明書 【様式 13-2】 (2) シラバス等 (3) 単位認定者の経歴（科目内容の指導に主として関わる教員について） 【細則の様式 15-1 を参考にする】 (4) 実習を含む場合、実習施設機関と実習指導者のリスト 【指定様式なし】	
	備考：単位の分配に関する変更はこれに該当する。 資料としてシラバス等を抜き刷りにして添付する場合には、これとは別に、冊子化して学生に提示しているシラバス等の本体2部を添付すること。 各資料は、A4判縦サイズに整え、左端に2穴の穴をあけて綴じること。 (申請資料は、認定の有無にかかわらず日本看護系大学協議会にて10年間保存します。)	

◎照合表に今回の申請単位とともに前回認定時の単位（2年間有効）をカッコ付で付記し、その下に合わせて認定年度を付記すること。

【大学・研究科・教育課程・コース・科目名の変更届け出】
（認定規程第10条2, 3）

《提出書類》 大学・研究科・教育課程・コース・科目名称に関する変更届け出書 【様式 14】

専門看護師教育課程認定審査料一覧

申請種類	審査料
新規申請（共通科目） ※大学として初めて申請する場合	10万円（1大学につき）
新規申請（専攻教育課程） ※ 大学として初めて申請する場合、もしくは既に他の専攻教育課程が認定を受けていて異なる専攻教育課程を申請する場合	1専攻教育課程につき10万円
更新申請（共通科目）	10万円（1大学につき）
更新申請（専攻教育課程）	1専攻教育課程につき10万円
共通および専攻教育課程の科目の追加・科目内容の変更、科目単位の変更による申請	1科目につき2万円
大学・研究科・教育課程・コース・科目名の変更の届け出	無料

◎再申請時の審査料について、共通科目については、認定の有無にかかわらず、申請科目数×2万円とする。共通科目の認定単位は、専攻教育課程が認定されていない場合、その有効期間は2年間である。専攻教育課程については、認定されるまで、申請科目数にかかわらず、1専門分野につき10万円とする。

◎金額について不明な場合は、事前に事務局まで問い合わせのこと。

各種様式
(26 単位申請用)

【様式1（26単位申請用）】

一般社団法人 日本看護系大学協議会
 専門看護師教育課程認定審査申請書

年 月 日

一般社団法人

日本看護系大学協議会 代表理事様

教育機関名：

代表者（職位）：

印

本学は、以下について専門看護師教育課程認定規程第4条による認定を受けたく、所定の関係書類および審査料を添えて申請いたします。

申請する専門看護分野	申請大学院の教育課程コース名※	申請分野の責任者 氏名（職位）
共通科目 <input type="checkbox"/> 有（新規（初・再）・科目の追加・ 科目単位の変更・科目内容の変更 <input type="checkbox"/> 無		
看護分野 （新規（初・再）・科目の追加・ 科目内容の変更・科目単位の変更）		
看護分野 （新規（初・再）・科目の追加・ 科目内容の変更・科目単位の変更）		
看護分野 （新規（初・再）・科目の追加・ 科目内容の変更・科目単位の変更）		
看護分野 （新規（初・再）・科目の追加・ 科目内容の変更・科目単位の変更）		

※貴大学で公表している専門分野のコース名まで記載して下さい。上記の記載をもって本協議会より認定された教育課程として公表いたします。

記載例

【様式1 (26単位申請用)】

一般社団法人 日本看護系大学協議会

専門看護師教育課程認定審査申請書

2012年 7月 1日

一般社団法人

日本看護系大学協議会 代表理事様

教育機関名が大学の場合は、代表者は学長名または理事長名で、教育機関名が大学院または研究科の場合は研究科長名で申請してください。

教育機関名： ○○大学大学院保健学研究科

代表者（職位）： 研究科長 ○○ ○○ 印

本学は、以下について専門看護師教育課程認定規程第4条による認定を受けたく、所定の関係書類および審査料を添えて申請いたします。

申請する専門看護分野	申請大学院の教育課程コース名※	申請分野の責任者氏名（職位）
共通科目 <input checked="" type="checkbox"/> 有（新規 (初)・再）・科目の追加・科目単位の変更・科目内容の変更 <input type="checkbox"/> 無	○○大学大学院保健学研究科 看護学専攻博士前期課程	○○ ○○（教授）
がん看護分野 （新規 (初)・再）・科目の追加・科目内容の変更・科目単位の変更）	成人看護学分野がん看護 CNS コース	○ ○○（教授）
看護分野 （新規（初・再）・科目の追加・科目内容の変更・科目単位の変更）	基礎看護学分野感染看護 CNS コース	○○ ○（教授）
看護分野 （新規（初・再）・科目の追加・科目内容の変更・科目単位の変更）		
看護分野 （新規（初・再）・科目の追加・科目内容の変更・科目単位の変更）		

※貴大学で公表している専門分野のコース名まで記載して下さい。上記の記載をもって本協議会より認定された教育課程として公表いたします。

【様式1-2 (26単位申請用)】

一般社団法人 日本看護系大学協議会
専門看護師教育課程認定審査申請書

(更新)

年 月 日

一般社団法人

日本看護系大学協議会 代表理事様

教育機関名：

代表者（職位）：

印

本学は、以下について専門看護師教育課程認定規程第8条による認定を受けたく、
所定の関係書類および審査料を添えて申請いたします。

申請する専門看護分野	申請大学院の教育課程コース名※	申請分野の責任者氏名 (職位)
共通科目		
看護分野		
看護分野		
看護分野		
看護分野		

※貴大学で公表している専門分野のコース名まで記載して下さい。上記の記載をもって
本協議会より認定された教育課程として公表いたします。

記載例

【様式1-2 (26単位申請用)】

一般社団法人 日本看護系大学協議会
専門看護師教育課程認定審査申請書

(更新)

2012年 7月 1日

一般社団法人

日本看護系大学協議会 代表理事様

教育機関名：〇〇県立看護大学
代表者（職位）：学長 〇〇 〇〇 印

本学は、以下について専門看護師教育課程認定規程第8条による認定を受けたく、所定の関係書類および審査料を添えて申請いたします。

申請する専門看護分野	申請大学院の教育課程コース名※	申請分野の責任者氏名 (職位)
共通科目	〇〇県立看護大学看護学研究科修士 課程	〇〇 〇 (教授)
慢性看護分野	実践看護学領域慢性期看護学分野	〇 〇〇 (教授)
看護分野		〇〇 〇〇 (教授)
看護分野		
看護分野		

※貴大学で公表している専門分野のコース名まで記載して下さい。上記の記載をもって本協議会より認定された教育課程として公表いたします。

【様式2-1 (26単位申請用)】

共通科目の照合表

申請大学院名： _____

認定日 (西暦)

年 月 日

有効期間 (西暦)

年 月～ 年 月

基準の科目名	大学院の該当科目	その科目の内容	単位		認定 単位
			履修 単位	申請 単位	
看護教育論					
看護管理論					
看護理論					
看護研究					
コンサルテーション論					
看護倫理					
看護政策論					
			認定合計単位 単位		

【添付資料】

- 1.
- 2.

【様式3-1 (26単位申請用)】

専攻教育課程照合表

専門看護分野：がん看護

認定日(西暦)

年 月 日

申請大学院名： _____

有効期間(西暦)

年 月～ 年 月

	科目	大学院該当科目	その科目の内容	履修 単位	申請 単位	認定 単位
専攻分野 共通科目	1. がん看護に関する病態生理学					
	2. がん看護に関する理論					
	3. がん看護に関する看護援助論					
専攻分野 専門科目	1. 化学療法看護					
	2. 放射線療法看護					
	3. 幹細胞移植看護					
	4. がんリハビリテーション看護					
	5. 疼痛看護					
	6. 緩和ケア					
	7. ターミナルケア					
	8. 予防・早期発見					
実習科目	実習					
				認定合計単位		
				単位		

【添付資料】

- 1.
- 2.
- 3.

【様式3-2 (26単位申請用)】

専攻教育課程照合表

専門看護分野：慢性看護

認定日(西暦)

年 月 日

申請大学院名： _____

有効期間(西暦)

年 月～ 年 月

	科目	大学院該当科目	その科目の内容	履修 単位	申請 単位	認定 単位
専攻 分野 共通 科目	1. 慢性病者の行動理解に関する科目					
	2. 制度や体制に関する科目					
	3. 慢性病者の査定に関する科目					
	4. 治療環境整備に関する科目					
	5. 慢性病患者への支援技術に関する科目					
実習科目	慢性看護実習 実習報告書					
				認定合計単位 単位		

【添付資料】

- 1.
- 2.
- 3.

【様式3-3 (26単位申請用)】

専攻教育課程照合表

専門看護分野：母性看護

認定日(西暦)

年 月 日

申請大学院名： _____

有効期間(西暦)

年 月～ 年 月

	科目	大学院該当科目	その科目の内容	履修 単位	申請 単位	認定 単位
専攻分野 共通科目	1. 対象理解に関する科目 1) 周産期にある母子の理解と、 健康問題の理解に関する科目 2) 女性のライフサイクル全般に わたる個及び集団の健康問題 の理解に関する科目					
	2. 周産期にある母子の援助に関する 科目					
	3. 女性のライフサイクル全般に わたる援助に関する科目					
専攻分野 専門 科目	1. 周産期母子援助に関する科目					
	2. 女性の健康への援助に関する科目					
	3. 地域母子援助に関する科目					
実習 科目						
				認定合計単位		
				単位		

【添付資料】

- 1.
- 2.
- 3.

【様式3-4 (26単位申請用)】

専攻教育課程照合表

専門看護分野：小児看護

認定日(西暦)

年 月 日

申請大学院名： _____

有効期間(西暦)

年 月～ 年 月

	科目	大学院該当科目	その科目の内容	履修 単位	申請 単位	認定 単位
専攻分野 共通科目	1. 小児・家族の成長・発達／健康 生活に関する科目					
	2. 小児看護対象の査定に関する科目					
	3. 小児看護援助の方法に関する科目					
	4. 小児の保健／医療環境／制度に 関する科目					
専攻分野 専門科目	1. 専門領域に関する科目 <各大学で専門領域を提示する>					
実習科目	実習					
				認定合計単位		
				単位		

【添付資料】

- 1.
- 2.
- 3.

専攻教育課程照合表

専門看護分野：老人看護

認定日 (西暦)

年 月 日

申請大学院名： _____

有効期間 (西暦)

年 月～ 年 月

	科目	大学院該当科目	その科目の内容	履修 単位	申請 単位	認定 単位
専攻分野 共通科目	1. 老人健康生活評価に関する科目					
	2. 老人と家族の看護に関する科目					
	3. 老人サポートシステムに関する科目					
	4. 老人保健福祉政策に関する科目					
専攻分野 専門科目	1. 病院・施設における老人看護に関する科目					
	2. 在宅における老人看護に関する科目					
	3. 認知症老人看護に関する科目					
実習科目	実習					
				認定合計単位 単位		

【添付資料】

- 1.
- 2.
- 3.

【様式3-6 (26単位申請用)】

専攻教育課程照合表

専門看護分野：精神看護

認定日(西暦)

年 月 日

申請大学院名： _____

有効期間(西暦)

年 月～ 年 月

	科目	大学院該当科目	その科目の内容	履修 単位	申請 単位	認定 単位
専攻分野 共通科目	1. 制度や体制に関する科目					
	2. 精神の健康生活状態の評価に関する科目					
	3. 精神領域のセラピーに関する科目					
	4. 精神看護の援助法に関する科目					
専攻分野 専門科目	1. クリティカル精神看護					
	2. リハビリテーション精神看護					
	3. 薬物依存精神看護					
	4. リエゾン精神看護					
	5. メンタルヘルス看護					
実習科目	実習					
				認定合計単位 単位		

【添付資料】

- 1.
- 2.
- 3.

【様式3-7 (26単位申請用)】

専攻教育課程照合表

専門看護分野：家族看護

認定日(西暦)

年 月 日

申請大学院名： _____

有効期間(西暦)

年 月～ 年 月

	科目	大学院該当科目	その科目の内容	履修 単位	申請 単位	認定 単位
専攻分野 共通科目	1. 保健医療福祉制度のなかでの 家族看護の役割、位置づけに 関する科目					
	2. 家族の健康及び生活に関する科目					
	3. 家族への看護実践展開に関する 科目					
	4. 家族看護援助の方法に関する科目					
専攻分野 専門科目	1. 専門領域に関する科目は各大学 で提示できる領域とする					
実習科目	実習					
				認定合計単位		
				単位		

【添付資料】

- 1.
- 2.
- 3.

【様式3-8 (26単位申請用)】

専攻教育課程照合表

専門看護分野：感染看護

認定日(西暦)

年 月 日

申請大学院名： _____

有効期間(西暦)

年 月～ 年 月

	科目	大学院該当科目	その科目の内容	履修 単位	申請 単位	認定 単位
専攻分野 共通科目						
専攻分野 専門科目	1. 感染基礎に関する科目					
	2. 応用無菌法に関する科目					
	3. 感染症看護に関する科目					
	4. 感染防止法に関する科目					
実習科目	実習					
				認定合計単位 単位		

【添付資料】

- 1.
- 2.
- 3.

【様式3-9 (26単位申請用)】

専攻教育課程照合表

専門看護分野：地域看護

認定日(西暦)

年 月 日

申請大学院名： _____

有効期間(西暦)

年 月～ 年 月

	科目	大学院該当科目	その科目の内容	履修 単位	申請 単位	認定 単位
専攻分野 共通科目	1. 家族ケアに関する科目					
	2. 地域看護研究方法に関する科目					
専攻分野 専門科目	1. 行政地域看護分野科目 (地域を単位とした看護)					
	2. 産業看護分野科目					
	3. 学校看護分野科目					
実習科目	実習					
				認定合計単位 単位		

【添付資料】

- 1.
- 2.
- 3.

【様式3-10（26単位申請用）】

専攻教育課程照合表

専門看護分野：クリティカルケア看護
 申請大学院名： _____

認定日（西暦） 年 月 日
 有効期間（西暦） 年 月～ 年 月

	科目	大学院該当科目	その科目の内容	履修 単位	申請 単位	認定 単位
専攻分野 共通科目	1. 人間存在に関する科目					
	2. 危機理論に関する科目					
	3. クリティカル状況でのフィジカルアセスメントに関する科目					
	4. 代謝病態生理学に関する科目					
	5. クリティカルケア治療管理に関する科目					
専攻分野 専門科目	1. クリティカルケア看護援助に関する科目Ⅰ					
	2. クリティカルケア看護援助に関する科目Ⅱ					
	3. 安楽・緩和ケアに関する科目					
実習科目	クリティカルケア看護実習					
				認定合計単位 単位		

【添付資料】

- 1.
- 2.
- 3.

【様式3-11 (26単位申請用)】

専攻教育課程照合表

専門看護分野：在宅看護

認定日 (西暦)

年 月 日

申請大学院名： _____

有効期間 (西暦)

年 月～ 年 月

	科目	大学院該当科目	その科目の内容	履修 単位	申請 単位	認定 単位
専攻分野 共通科目	1. 保健医療福祉の制度・体制および ケアマネジメントに関する科目					
	2. 利用者・家族の健康と生活の アセスメントに関する科目					
	3. 在宅看護援助方法に関する科目					
	4. 訪問看護ステーション等の 管理・運営、ケアの質改善に 関する科目					
専攻分野 専門科目	1. 在宅看護実践に関する科目					
実習科目	実習					
				認定合計単位 単位		

【添付資料】

- 1.
- 2.
- 3.

【様式4（26単位申請用）】

第 号

有効期限（西暦）年 月

専門看護師教育課程
認定証

様

貴大学院の申請による〇〇〇〇を、△△△△分野の
専門看護師教育課程と認定し、この証を交付します。

（西暦）年 月 日

一般社団法人

日本看護系大学協議会

代表理事

【様式4-2（26単位申請用）】

第 号

初回認定（西暦）年 月

有効期限（西暦）年 月

専門看護師教育課程
認定証（更新）

様

貴大学院の申請による〇〇〇〇を、△△△△分野の
専門看護師教育課程と認定し、この証を交付します。

（西暦）年 月 日

一般社団法人

日本看護系大学協議会

代表理事

【様式5-1 (26単位申請用)】

専門看護師教育課程 (26単位) 認定名簿 (1)

番号	(西暦)年月日	認定した教育課程		有効期間(西暦)年月
		大学	専門看護師教育課程	

【様式5-2 (26単位申請用)】

専門看護師教育課程認定 (26単位) 名簿 (2)

番号	(西暦)年月日	< 専攻教育課程 >		有効期間(西暦)年月
		大学	コース	

【様式6（26単位申請用）】

日本看護協会
会長 様

年 月 日
一般社団法人 日本看護系大学協議会
代表理事

〇〇年度専門看護師教育課程認定結果の通知について

〇〇年度日本看護系大学協議会において、下記にあげた教育課程を専門看護師教育課程として認定致しましたので、ご通知申し上げます。なお、認定した教育課程の科目及び内容は、添付資料（様式7・8）の通りです。

記

がん看護専門分野：

慢性看護専門分野：

母性看護専門分野：

小児看護専門分野：

老人看護専門分野：

精神看護専門分野：

家族看護専門分野：

感染看護専門分野：

地域看護専門分野：

クリティカルケア看護専門分野：

在宅看護専門分野：

上記の専門看護師教育課程の有効期間は、(西暦) 年 月より 年 月とする。

【様式7（26単位申請用）】

共通科目の認定表（26単位）

認定日（西暦） 年 月 日

有効期間（西暦） 年 月～ 年 月

申請大学院名： _____

基準の科目名	大学院の該当科目	単位	
		履修単位	認定単位
看護教育論			
看護管理論			
看護理論			
看護研究			
コンサルテーション論			
看護倫理			
看護政策論			
		認定合計単位	
		単位	

【様式8-1 (26単位申請用)】

専攻教育課程認定表 (26単位)

認定日 (西暦) 年 月 日

有効期間 (西暦) 年 月～ 年 月

専門看護分野：がん看護

申請大学院名： _____

	科目	大学院該当科目	履修 単位	認定 単位
専攻分野 共通科目	1. がん看護に関する病態生理学			
	2. がん看護に関する理論			
	3. がん看護に関する看護援助論			
専攻分野 専門科目	1. 化学療法看護			
	2. 放射線療法看護			
	3. 幹細胞移植看護			
	4. がんリハビリテーション看護			
	5. 疼痛看護			
	6. 緩和ケア			
	7. ターミナルケア			
	8. 予防・早期発見			
実習科目	実習			
			認定合計単位 単位	

【様式8-2 (26単位申請用)】

専攻教育課程認定表 (26単位)

認定日 (西暦) 年 月 日
 有効期間 (西暦) 年 月 ~ 年 月

専門看護分野：慢性看護

申請大学院名： _____

	科目	大学院該当科目	履修 単位	認定 単位
専攻 分野 共通 科目	1. 慢性病者の行動理解に関する科目			
	2. 制度や体制に関する科目			
	3. 慢性病者の査定に関する科目			
	4. 治療環境整備に関する科目			
	5. 慢性病患者への支援技術に関する科目			
実習科目	慢性看護実習 実習報告書			
			認定合計単位	単位

【様式 8-3 (26 単位申請用)】

専攻教育課程認定表 (26 単位)

認定日 (西暦) 年 月 日
有効期間 (西暦) 年 月 ~ 年 月

専門看護分野：母性看護

申請大学院名： _____

	科目	大学院該当科目	履修 単位	認定 単位
専攻 分野 共通 科目	1. 対象理解に関する科目 1) 周産期にある母子の理解と、 健康問題の理解に関する科目 2) 女性のライフサイクル全般に わたる個及び集団の健康問題 の理解に関する科目			
	2. 周産期にある母子の援助に関する 科目			
	3. 女性のライフサイクル全般に わたる援助に関する科目			
専攻 分野 専門 科目	1. 周産期母子援助に関する科目			
	2. 女性の健康への援助に関する科目			
	3. 地域母子援助に関する科目			
実習 科目				
			認定合計単位 単位	

【様式8-4 (26単位申請用)】

専攻教育課程認定表 (26単位)

認定日 (西暦) 年 月 日

有効期間 (西暦) 年 月～ 年 月

専門看護分野：小児看護

申請大学院名： _____

	科目	大学院該当科目	履修 単位	認定 単位
専攻分野 共通科目	1. 小児・家族の成長・発達／健康 生活に関する科目			
	2. 小児看護対象の査定に関する科目			
	3. 小児看護援助の方法に関する科目			
	4. 小児の保健／医療環境／制度に 関する科目			
専攻分野 専門科目	1. 専門領域に関する科目 <各大学で専門領域を提示する>			
実習科目	実習			
			認定合計単位 単位	

【様式8-5 (26単位申請用)】

専攻教育課程認定表 (26単位)

認定日 (西暦) 年 月 日
有効期間 (西暦) 年 月～ 年 月

専門看護分野：老人看護

申請大学院名： _____

	科目	大学院該当科目	履修 単位	認定 単位
専攻分野 共通科目	1. 老人健康生活評価に関する科目			
	2. 老人と家族の看護に関する科目			
	3. 老人サポートシステムに関する科目			
	4. 老人保健福祉政策に関する科目			
専攻分野 専門科目	1. 病院・施設における老人看護に関する科目			
	2. 在宅における老人看護に関する科目			
	3. 認知症老人看護に関する科目			
実習科目	実習			
			認定合計単位	単位

【様式8-6 (26単位申請用)】

専攻教育課程認定表 (26単位)

認定日 (西暦) 年 月 日

有効期間 (西暦) 年 月 ~ 年 月

専門看護分野：精神看護

申請大学院名： _____

	科目	大学院該当科目	履修 単位	認定 単位
専攻分野 共通科目	1. 制度や体制に関する科目			
	2. 精神の健康生活状態の評価に関する科目			
	3. 精神領域のセラピーに関する科目			
	4. 精神看護の援助法に関する科目			
専攻分野 専門科目	1. クリティカル精神看護			
	2. リハビリテーション精神看護			
	3. 薬物依存精神看護			
	4. リエゾン精神看護			
	5. メンタルヘルス看護			
実習科目	実習			
			認定合計単位 単位	

【様式 8-7 (26 単位申請用)】

専攻教育課程認定表 (26 単位)

認定日 (西暦) 年 月 日

有効期間 (西暦) 年 月 ~ 年 月

専門看護分野：家族看護

申請大学院名： _____

	科目	大学院該当科目	履修 単位	認定 単位
専攻 分野 共通 科目	1. 保健医療福祉制度のなかでの 家族看護の役割、位置づけに 関する科目			
	2. 家族の健康及び生活に関する科目			
	3. 家族への看護実践展開に関する 科目			
	4. 家族看護援助の方法に関する科目			
専攻 分野 専門 科目	1. 専門領域に関する科目は各大学 で提示できる領域とする			
実習 科目	実習			
			認定合計単位 単位	

【様式8-8 (26単位申請用)】

専攻教育課程認定表 (26単位)

認定日 (西暦) 年 月 日
 有効期間 (西暦) 年 月 ~ 年 月

専門看護分野：感染看護

申請大学院名： _____

	科目	大学院該当科目	履修 単位	認定 単位
専攻分野 共通科目				
専攻分野 専門科目	1. 感染基礎に関する科目			
	2. 応用無菌法に関する科目			
	3. 感染症看護に関する科目			
	4. 感染防止法に関する科目			
実習科目	実習			
			認定合計単位	単位

【様式8-9 (26単位申請用)】

専攻教育課程認定表 (26単位)

認定日 (西暦) 年 月 日
 有効期間 (西暦) 年 月 ~ 年 月

専門看護分野：地域看護

申請大学院名： _____

	科目	大学院該当科目	履修 単位	認定 単位
専攻 分野 共通 科目	1. 家族ケアに関する科目			
	2. 地域看護研究方法に関する科目			
専攻 分野 専門 科目	1. 行政地域看護分野科目 (地域を単位とした看護)			
	2. 産業看護分野科目			
	3. 学校看護分野科目			
実習 科目	実習			
			認定合計単位 単位	

【様式 8-10 (26 単位申請用)】

専攻教育課程認定表 (26 単位)

認定日 (西暦) 年 月 日

有効期間 (西暦) 年 月 ~ 年 月

専門看護分野：クリティカルケア看護

申請大学院名： _____

	科目	大学院該当科目	履修 単位	認定 単位
専攻分野 共通科目	1. 人間存在に関する科目			
	2. 危機理論に関する科目			
	3. クリティカル状況でのフィジカルアセスメントに関する科目			
	4. 代謝病態生理学に関する科目			
	5. クリティカルケア治療管理に関する科目			
専攻分野 専門科目	1. クリティカルケア看護援助に関する科目Ⅰ			
	2. クリティカルケア看護援助に関する科目Ⅱ			
	3. 安楽・緩和ケアに関する科目			
実習科目	クリティカルケア看護実習			
			認定合計単位 単位	

【様式 8-11 (26 単位申請用)】

専攻教育課程認定表 (26 単位)

認定日 (西暦) 年 月 日
 有効期間 (西暦) 年 月 ~ 年 月

専門看護分野：在宅看護

申請大学院名： _____

	科目	大学院該当科目	履修 単位	認定 単位
専攻 分野 共通 科目	1. 保健医療福祉の制度・体制および ケアマネジメントに関する科目			
	2. 利用者・家族の健康と生活の アセスメントに関する科目			
	3. 在宅看護援助方法に関する科目			
	4. 訪問看護ステーション等の 管理・運営、ケアの質改善に 関する科目			
専攻 分野 専門 科目	1. 在宅看護実践に関する科目			
実習 科目	実習			
			認定合計単位	単位

【様式9】

専門看護分野の教育課程の特定に関する申請様式

一般社団法人 日本看護系大学協議会代表理事様

専門看護師教育課程認定規程第2条に基づき、以下の分野の特定を希望しますので、書類を添えて申請します。

年 月 日

特定を希望する分野	
-----------	--

申請者	氏名	所属大学院

分野の特定の必要性

既存の大学院教育の実状

【様式 10-1 (26 単位申請用)】

更新時の共通科目の変更に関する説明書

(細則第 12(4))

変更科目名	変更点	変更点に関する説明
	単位数 科目の内容 担当教員	
	単位数 科目の内容 担当教員	
	単位数 科目の内容 担当教員	
	単位数 科目の内容 担当教員	

【様式 10-2 (26 単位申請用)】

更新時の専門科目の変更に関する説明書

(細則第 12 (4))

変更科目名	変更点 (該当する者を○で囲む)	変更点に関する説明
	単位数 科目の内容 担当教員	
	単位数 科目の内容 担当教員	
	単位数 科目の内容 担当教員	
	単位数 科目の内容 担当教員	

【様式 11 (26 単位申請用)】

実績報告書 (年度～ 年度)

年度入学者	CNS 教育課程履修学生数	CNS 認定者数
年度	名	名
年度	名	名
年度	名	名
年度	名	名
年度	名	名
年度	名	名
年度	名	名
年度	名	名
年度	名	名
年度	名	名

※CNS 教育課程履修学生数および CNS 認定者数は、各年度の入学者について記載する

【様式 12（26 単位申請用）】

10 年間の実績に対する自己評価と今後の展望等

【様式13-1（26単位申請用）】

共通科目における科目の追加・科目内容・科目単位の変更に関する説明書

（認定規程第4条2、細則第7条3）

追加・変更科目名	追加・変更点	追加・変更点に関する説明
	科目の追加 単位数	
	科目の追加 単位数	
	科目の追加 単位数	
	科目の追加 単位数	

※ 再申請の場合も本様式を用いること

【様式13-2（26単位申請用）】

専門科目における科目の追加・科目内容・科目単位の変更に関する説明書

(認定規程第4条2、細則第7条3)

追加・変更科目名	追加・変更点	追加・変更点に関する説明
	科目の追加 単位数	
	科目の追加 単位数	
	科目の追加 単位数	
	科目の追加 単位数	

※ 再申請の場合も本様式を用いること

【様式14（26単位申請用）】

一般社団法人 日本看護系大学協議会
専門看護師教育課程変更届け出書

年 月 日

一般社団法人

日本看護系大学協議会代表理事様

教育機関名：

代表者（職位）：

印

大学・研究科・教育課程・コース・科目名称に関する変更届け

(細則第13条)

変更点 (該当項目に○をつける)	変更前	変更後
大学名・研究科名 教育課程名・ コース名・科目名称		
大学名・研究科名 教育課程名・ コース名・科目名称		
大学名・研究科名 教育課程名・ コース名・科目名称		
大学名・研究科名 教育課程名・ コース名・科目名称		

【上記変更に関する説明】

【様式 15-1 (26 単位申請用)】(参考資料)

単位認定者の経歴

氏名		性別	
生年月日		現住所	
本学での担当科目名			

学歴 (取得免許・学位含む)	
年 月	事 項

職 歴	
年 月	事 項

教育業績	
年 月	事 項
	(例) 担当した教科や教材の作成、教育方法の開発など

研究業績	
年 月	事 項
	(例) 著書・発表論文・学会発表に分けて記載する

学会・社会における活動等	
年 月	事 項

賞 罰	
年 月	事 項

※ 不足な場合は、行数を増やしてよい

【様式 15-2 (26 単位申請用)】 (参考資料)

実習指導者の経歴

履 歴 書			
フリガナ 氏 名		男・女	生年月日(年齢)
学 歴			
年 月	事 項		
職 歴			
年 月	事 項		
研 究 業 績 (著書・論文・学会発表等)			
年	事 項		
学会および社会における活動等 (特に指導、教育に関する事項)			
年 月	事 項		
賞 罰			
年 月	事 項		

専門看護師教育課程基準

【専門看護師の教育理念】

専門看護師は、対象のクオリティ・オブ・ライフの向上を目的として、個人、家族、および集団に対して、キュアとケアの融合による高度な看護学の知識・技術を駆使して、対象の治療・療養・生活過程の全般を統合・管理し、卓越した看護ケアを提供する者である。その役割は、専門性を基盤とした高度な実践、看護職を含むケア提供者に対する教育や相談、研究、保健医療福祉チーム内の調整、倫理的課題の調整である。また総合的な判断力と組織的な問題解決力を持って専門領域における新しい課題に挑戦し、現場のみならず教育や政策への課題にも反映できる開発的役割がとれる変革推進者として機能する。

以上のような人材を育成する。

【専門看護師の共通目的（共通能力水準）】

専門看護師は、ある特定の看護分野において「ケアとキュアを融合した高度な看護実践能力」を有することを認定される看護職者である。

専門看護師は、それぞれの専門看護分野において次のような役割を果たす。

- 1) 専門看護分野において、個人・家族または集団に対してケアとキュアを融合した高度な看護を実践する（実践）。
- 2) 専門看護分野において、看護職者に対しケアを向上させるため教育的機能を果たす（教育）。
- 3) 専門看護分野において、看護職者を含むケア提供者に対してコンサルテーションを行う（相談）。
- 4) 専門看護分野において、必要なケアが円滑に提供されるために、保健医療福祉に携わる人々の間のコーディネーションを行う（調整）。
- 5) 専門看護分野において、専門知識・技術の向上や開発を図るために実践の場における研究活動を行う（研究）。
- 6) 専門看護分野において、倫理的な問題・葛藤について関係者間での倫理的調整を行う（倫理）。

【教育課程の基準】

- 1) 履修単位は、38単位以上（実習10単位以上を含む）とする。
- 2) 共通科目A（38単位申請用）は、次の7科目から選択し8単位以上を履修する。
①看護教育論、②看護管理論、③看護理論、④看護研究、⑤コンサルテーション論、⑥看護倫理、⑦看護政策論
- 3) 共通科目Bは、次の3科目から選択し6単位以上を履修する。
①フィジカルアセスメント、②病態生理学、③臨床薬理学
- 4) 専門看護分野別専攻教育課程の基準は、別表に示す通りである。
- 5) 実習は専門看護師にとってきわめて重要な実践能力を高めるものであるから、教育としての質を保証することが重要である。そこで、実習方法としては単に、実践するだけでなく、スーパービジョンや事例検討や討議セミナーを持つなど多様な方法を駆使することにより、専門看護師が備えるべき実践能力を高め、看護活動を創意工夫して変革でき、社会組織的に発展させうるような能力を養うことが重要視される。

平成10年6月26日 制定
平成16年4月 1日 改定
平成23年9月30日 改定
平成23年12月10日 改定

【別表1（38単位申請用）】

がん看護専攻教育課程

本専攻分野教育目標

1. がんに関する専門的知識を深め、エビデンスに基づく的確な臨床判断を行うことができる
2. 熟練した高度なケア技術とキューアの知識を用いてがん患者および家族に対して看護を実践することができる。
3. 社会に対し、がんの予防および早期発見のための教育・啓発および相談活動ができる。
4. 医療・看護職者に対して、がん看護に関する教育・相談活動ができる。
5. がん患者を取り巻く医療提供システム内を調整することができる。
6. がん患者の人権を擁護するために適切な倫理的判断を行い、判断に基づいた態度と行動をとることができる。
7. がん看護に関する専門的な知識や技術を深めるための研究を積極的に実施することができる。

科 目	内 容	必須単位
専攻分野共通科目	がん看護専門分野を深めるために基盤となる病態生理、看護理論、看護援助論などを6単位以上履修する。	小計 6
1. がん看護に関する病態生理学 2. がん看護に関する理論 3. がん治療支援に関わる看護援助論	がんの分子生物学、遺伝学を含む病態生理学全般を学び、がん看護に関連した専門的な知識を深める。 がん看護実践の基盤となる主要理論とその活用について探求する がん患者の複雑な健康問題に対して包括的な支援を提供出来るよう、看護援助の方法について学ぶ。 診断、治療の原理と最新情報を学び、それに伴う患者や家族の反応に対処できるように身体管理、看護ケアの概要を学ぶ。	
専攻分野専門科目	広範ながん看護分野の中で、専門性を深めるために下記に示す特定の専門領域の中から8単位以上（1領域以上）を履修する	小計 8
1. がん薬物療法看護 2. 放射線療法看護 3. 幹細胞移植看護 4. がんリハビリテーション看護 5. 緩和ケア 6. がん予防・早期発見	がん薬物療法の有害事象の予防・早期発見・早期対応を行い治療の継続および治療中の生活の質を高めるために必要な看護について学ぶ。セルフケア能力向上のための方略について探索する。 放射線治療に伴う障害の予防・早期発見・早期対応を行い、治療の継続および治療中の生活の質を高めるために必要な看護について学ぶ。セルフケア能力向上のための方略について探索する。 放射線防護に関する教育ならびに相談活動を行う。 幹細胞移植の自己決定および移植前後の身体、心理・社会的な苦痛、移植前の処置および移植後の合併症に対する予防、早期発見・早期対応のための援助を行うとともに、心理・社会的苦痛に対する援助について学ぶ。 がん治療によってもたらされた身体の器質的・機能的変化に対して身体・心理・社会的に働きかけ、機能の改善方法を提供して患者のセルフケア能力向上のための方略について学ぶ。 がんがもたらすあらゆる苦痛症状および苦悩を包括的に理解し、エビデンスに基づいて適切なキューアとケアを統合して提供する能力を高める。薬物療法だけでなく理学療法的介入、心理的な支援など包括的な介入について、リソースを活用して展開する方法を学ぶ。さらに End of Life Care や家族のグリーフワークについて学ぶ。 がんおよびがん再発の予防・早期発見をめざして、効果的に知識・情報や技術を有効に活用し、自己検診や生活の調整・管理ができるように指導・教育を行う。社会に対してがん予防・早期発見のための啓発を行う。治療選択の意思決定の支援について学ぶ。	
実習科目	専門看護師の役割開発を含む専門分野の実習を10単位以上履修する。	小計 10
実習	・専攻分野専門に関連した専門看護師の役割開発に関する実習である ・がん治療を専門とする医療施設での実習を含んでいる ・がん医療における地域連携の実際が学べるよう配慮されている ・実習記録の作成、レポートもしくは論文の作成を含むこと	
本専攻分野の必須単位		合計 24
CNS 共通科目*（8単位+6単位以上）を含めた単位数		合計 14以上
		総計 38以上

*共通科目 A（看護教育論、看護管理論、看護理論、看護研究、コンサルテーション論、看護倫理、看護政策論）のうち、がん看護専攻分野の専門看護師としての役割を考慮して広範囲に8単位以上を選択し、さらに、専門看護師の必修科目として共通科目 B（臨床薬理学、フィジカルアセスメント、病態生理学）6単位以上の計14単位以上を履修すること

【別表2 (38単位申請用)】

慢性看護専攻教育課程

本専攻分野教育目標

1. 慢性病が個人および家族の健康や生活に及ぼす影響・特徴と、それに対する人々の反応・療養行動特性を理解し、慢性病の予防、管理ができる。
2. 慢性疾患の病態生理と慢性病を持つ人の発症から死に至るまでの間の変化(～急性増悪期～緩和～均衡～不安定～悪化～)を、心理社会的側面を含めて理解し、ケアとキュアを統合した看護支援が提供できる。
3. 慢性病を持ちながら質の高い生活をするという視点を重視し、その人の身体的、心理社会的対処能力を高めることができる。
4. 生活の質重視の観点から求められる、基本的な医学的評価・判断に基づき薬物療法や医療処置の管理ができる。
5. 専門知識・技術の向上を図るために、看護活動に関する研究活動に参加し、それを支援できる。

科 目	内 容	必須単位
専攻分野共通科目	1) 1. ～5. の特定科目に偏らず、上記の教育目標が達成できるように履修する。 2) 専攻分野専門科目は特に定めないが、専攻分野共通科目において、各自の専門領域 (subspecialty) を基盤として、それらを開発あるいは深める。	小計 14
1. 慢性病者の行動理解に関する科目	・慢性病を持つ人やその家族が抱える慢性病特有の複雑で解決困難な問題とその背景を学ぶ。 ・慢性病を持つ人の行動理解に役立つ諸理論を学ぶ。	
2. 慢性病者の査定に関する科目	・慢性病を持つ人の複雑な状態の身体・心理社会面を含めた包括的アセスメントを学ぶ。	
3. 慢性病者の支援技術に関する科目	・慢性病のさまざまな変化する時期(発症予防から死に至るまで)に対応した慢性病の予防、診断・治療にともなう専門的看護支援、自己管理支援、リハビリテーション看護、ターミナルケアなどに関する理論と支援技術(アドボカシー、自己決定、症状マネジメント、患者教育など)について学ぶ。	
4. 制度や体制に関する科目	・慢性病を持つ人に適用される医療福祉の制度や体制とその革新的方策を学ぶ。	
5. 治療や療養を支える環境整備に関する科目	・慢性病を持つ人の治療や療養環境(病棟・外来・地域・居宅・職場など)、および地域支援(サポートネットワークづくり、社会資源の活用)などを、質の高い生活に向けて調整する方策を学ぶ。	
専攻分野専門科目	特に設けないが、専攻分野共通科目において、各自の専門領域 (subspecialty) を基盤として、それらを開発あるいは深める。	
実習科目	スーパーバイザーの指導のもと、共通科目A、Bや専攻分野共通科目で履修したことを基盤に、慢性病を持つ人が医療を受ける病棟・外来・地域などさまざまな場における実習を通して、下記の課題を達成し、ケース・レポートや課題レポートを作成する	小計 10
実習	<実習課題> 1) 既習の知識・技術を統合して、慢性病を持つ人や家族に対して、包括的アセスメントを実施し、高度な看護実践を提供する。 2) 専門看護師に求められる、教育、相談、調整、倫理について、実践を通して学ぶ。 3) 生活の質重視の観点から求められる、基本的な医学的評価・判断に基づく薬物療法や医療処置の管理について、実践を通して学ぶ。	
本専攻分野の必須単位		合計 24
CNS共通科目*		合計14以上
		総計38以上

*共通科目 A(看護教育論、看護管理論、看護理論、看護研究、コンサルテーション論、看護倫理、看護政策論)のうち、慢性看護専攻分野の専門看護師としての役割を考慮して広範囲に8単位以上を選択し、さらに専門看護師の必修科目として共通科目 B(臨床薬理学、フィジカルアセスメント、病態生理学) 6単位以上の計14単位以上を履修すること

【別表3 (38単位申請用)】

母性看護専攻教育課程

本専攻分野教育目標		
1. リプロダクティブ・ヘルスの状態を診断し、起こりえる健康問題について予測をしたうえで、健康の保持増進や異常への移行の防止を目標に、ケア計画の立案、実施、評価を自立して行うことができる。 2. 熟練した高度なケア技術とキューアの知識を用いて、正常から逸脱している、あるいは、合併症のある妊産褥婦、胎児・新生児、女性患者の生命の危機的状況や病態をアセスメントし、ケアや医療的介入の必要性を判断し、緊急事態に対応しながらケアを行うことができる。 3. 母性看護領域における研究を推進するとともに、最新の研究成果を実践に役立てることができる。 4. 医療ケアチームの中でコーディネーターの役割を担うことができ、ケアシステムの改善・改革にリーダーシップを発揮できる。 5. リプロダクティブ・ヘルスケアに関連する倫理的問題を判断し、その解決に向けて助言および支援することができる。 6. この分野における看護基礎教育、臨床教育、専門看護師教育にかかわり、適切な助言や支援を行うことができる。		
科 目	内 容	必須単位
専攻分野共通科目		小計 6
1. 対象理解に関する科目	母性看護学専門分野を深めるために基盤となる、対象の特性及び特性に応じた援助方法を理解する科目として以下のものを置く。 * 周産期の母子・家族に影響を及ぼす因子を考慮した対象の生活反応・健康状態・適応状態などの臨床診断に必要な、遺伝学的知識、生殖内分泌学的知識、周産期医学的知識、愛着や親役割理論、発達危機理論などの知識を深める。	各々 8
1) 周産期にある母子の理解と、健康問題の理解に関する科目	* 思春期・成熟期・更年期・老年期女性の生活反応・健康状態・適応状態の臨床判断に必要な、生殖内分泌学的知識、女性医学の知識、人間発達学的知識などを深める。	
2) 女性のライフサイクル全般にわたる個及び集団の健康問題の理解に関する科目	* 周産期医療ケアにおける最新知識・技術、ガイドラインについて学び、関連する最新エビデンスを獲得する方法を習得する。 * 周産期ケアシステムとその組織化に関する理論と実際、母子保健行政などについて学ぶ。	
2. 周産期にある母子の援助に関する科目	* 女性医療ケアにおける最新知識・技術、ガイドラインについて学び、関連する最新エビデンスを獲得する方法を習得する。 * 女性医療ケアシステムとその組織化に関する理論、生涯を通じた女性の健康を守る保健政策、男女共同参画社会政策などについて学ぶ。	
3. 女性のライフサイクル全般にわたる援助に関する科目		
専攻分野専門科目		小計 8
1. 周産期母子援助に関する科目	主な専門領域を次の2つとし、1つの専門科目を選択。 * 周産期における母子と家族のプライマリーケア、正常経過から逸脱した対象者に対する症状アセスメントや看護介入、緊急時に対応するための医療・援助方法（異常の診断と救急処置など）を学ぶ。 * 周産期における倫理的問題の判断やその解決の方略を学ぶ。 * エビデンスの臨床への適用、業務管理、社会参画の方法について学び、周産期の母子援助とそのシステムを充実発展させるうえで、リーダーシップを発揮できる能力を養う。	各々 8
2. 女性の健康への援助に関する科目	* 女性の健康課題・問題の特殊性、必要な検査、治療、看護について理解し、適切な介入や薬物療法について学ぶ。 * 女性の健康問題における倫理的問題の判断やその解決の方略を学ぶ。 * エビデンスの女性の健康問題への適用、社会政策への参画の方法について学び、女性の健康問題解決を発展させるうえで、リーダーシップを発揮できる能力を養う。	
実習科目		小計 10
専攻分野専門科目を選択した内容について実習する。 * 高度なアセスメント能力と実践能力を養い、ケアの質の評価と向上を自律的に目指せる能力を養う。 * 専門領域に関する相談、教育、多職種と協働できる調整の能力を養い、ケア提供の中でリーダーシップを発揮できる能力を養う。 * 周産期ケアや女性医療ケアにおける倫理的問題を判断し、その解決に向けて、調整・実践できる能力を養う。 * 看護実践の創造、変革、改善のための研究課題を見だし、それを解決するための研究的なアプローチを習得する。		
本専攻分野必須単位		合計 24
CNS 共通科目* (8単位+6単位以上)を含めた単位数		合計 14以上
		総計 38以上

* 共通科目 A (看護教育論、看護管理論、看護理論、看護研究、コンサルテーション論、看護倫理、看護政策論)のうち、母性看護専攻分野の専門看護師としての役割を考慮して広範囲に8単位以上を選択し、さらに、専門看護師の必修科目として共通科目 B (臨床薬理学、フィジカルアセスメント、病態生理学) 6単位以上の計14単位以上を履修すること

【別表4（38単位申請用）】

小児看護専攻教育課程

本専攻分野教育目標

あらゆる健康レベルにある子どもとその家族の健康生活を維持・促進するために、小児看護に関する高度な知識と技術を有して看護活動を展開できる高度実践者を育成する。具体的には、以下のような能力の修得をめざす。

1. 子どもの成長・発達、心身の健康状態を、専門的方法を用いて独自に判断できる
2. 子どもやその家族の生活環境や人間関係を包括的に捉え、子どもと家族の生活維持・セルフケア能力を判断できる
3. 子どもやその家族が必要としている看護を、高度な技術を用いて実践・評価できる
4. 子どもやその家族が適切かつ最良なケアを受けることができるよう、他の専門職と連携・調整を図り、ケアの推進者となることができる
5. 子どもやその家族の人権を保障し、最善の医療を受けることができるよう小児保健医療領域における倫理的判断能力を発揮し、調整活動や教育・啓発活動をおこなうことができる
6. 子どもの成長発達や健康に関する知識や技術を、医療職者・非医療職者に対して教育的・指導的に働きかけることができる
7. 子どもの成長発達や健康に関して、医療職者・非医療職者の相談や助言に応じることができる
8. 小児看護領域における援助技術や援助方法について開発できる
9. 小児看護の研究を推進し、その成果を活用できる
10. 専門職業人として、小児看護の発展のためにリーダーシップを発揮することができる

科 目	内 容	必須単位
専攻分野共通科目	小児看護領域での高度な実践活動を行う素地となる援助対象とその人を含めた生活状況を理解し必要となる援助を提供できる知識と技術を修得できる科目を選択する。専攻分野専門科目を含めて14単位以上必要となる。	小計14
1. 小児・家族の成長・発達／健康生活に関する科目	小児や家族を対象としてとらえるために、成長発達、セルフケア、コーピング、家族発達、家族関係等の諸理論を含める。	
2. 小児看護対象の査定に関する科目	小児・家族の状態（援助効果を含めて）を包括的に査定するための方略や技術・技法を含める。	
3. 小児の病態・治療に関する科目	小児期の疾患と治療を理解した上で専門的ケアを提供するための病態生理、検査とその解釈法、治療法(栄養療法、薬物療法など)、症状マネジメント等を含める。	
4. 小児看護援助の方法に関する科目	小児・家族に対して、倫理的判断および臨床判断に基づき、状況に応じた援助を行うための方法を含める。	
5. 小児の保健／医療環境／制度に関する科目	小児をとりまく社会保健福祉等の状況および、調整の方法や関係する制度・政策等の方策を含める。	
専攻分野専門科目		小計2～4
専門領域に関する科目 <各大学で専門領域を提示する>	専攻分野共通科目に加えて、特色のある専門領域を置くことができる。	
実習科目	各専門分野専門科目の領域の特殊性を踏まえ、看護の難しい患児/親/家族のケアを実践し、事例の分析、コンサルテーション、倫理調整等を含め、高度な実践技術を修得する。	小計10
1. 小児の診断・治療に関わる実習科目	実習Ⅰ：小児の診断・治療実習 2単位 事例数10例以上	
2. 高度実践者としての役割に関する実習科目	実習Ⅱ：専門看護師実習 8単位 直接的ケア事例数：5事例以上 相談・調整・倫理調整・教育：各2事例以上 *実習時間および事例数にこだわらず、修得しうる時間をかけることが必要となる。	
本専攻分野の必須単位		合計24
CNS共通科目*（14単位以上）を含めた単位数		合計14以上
		総計38以上

*共通科目A（看護教育論、看護管理論、看護理論、看護研究、コンサルテーション論、看護倫理、看護政策論）のうち、小児看護専攻分野の専門看護師としての役割を考慮して広範囲に8単位以上を選択し、さらに、専門看護師の必修科目として共通科目B（臨床薬理学、フィジカルアセスメント、病態生理学）6単位以上の計14単位以上を履修すること

【別表5（38単位申請用）】

老人看護専門看護師教育課程

本専攻分野教育目標

老人看護の諸理論を系統的に学び、それらを基盤として、複雑かつ多様な高齢者とその家族へ看護を実践するための高度な看護判断、看護実践、評価する能力を修得する。また、専門看護師としての教育・相談・調整・倫理調整についての機能を学ぶ。さらに、研究成果の活用を通して、高齢者やその家族が尊厳のある、質の高い生活を送ることができるよう看護活動を展開する。以下の具体的な能力を有する高度実践者を育成する。

1. 複雑な健康問題をもつ高齢者とその家族について、精神・身体・生活のアセスメント、および検査・治療・薬物の影響を査定できる。
2. 複雑かつ多様な高齢者とその家族へ高度な看護判断に基づいて適切な看護援助を実施・評価できる。
3. 必要な医療・ケアが円滑に提供されるようにチーム医療を推進し、保健医療福祉の人々との教育・相談・調整を図り、他の機関や保健医療福祉関係者との連携を図ることができる。
4. 高齢者の尊厳を守るために、適切な倫理的意思決定ができるように援助することができる。
5. 老人看護の理論や質の高い最新の研究を理解し、実践に活用できる。
6. サブスペシャリティとして、特定の老人看護領域についてさらに専門的な知識と技術を修得し、その分野の高度な看護援助を展開できる。

科 目	内 容	必須単位
専攻分野共通科目	専攻分野共通科目は下記の5つの分野の科目を必ず含んでいること。 (各2単位×5 計10単位)	小計10
1. 老人看護の基盤となる科目	老人看護の諸理論、倫理、専門看護師の役割・機能	
2. 高齢者の健康生活評価に関する科目	加齢による身体的・精神的・社会的側面の包括的アセスメント	
3. 老年期の疾患と検査、治療に関する科目	老年期に発生頻度の高い疾患や症候群と検査・治療（薬物療法を含む）	
4. 高齢者と家族への看護実践に関する科目	高齢者と家族への倫理的な判断を含む看護実践を行うための方法	
5. 高齢者保健医療福祉政策とサポートシステムに関する科目	高齢者保健福祉制度、政策の現状（日本、世界） 高齢者のサポートシステムの現状	
専攻分野専門科目	特定の分野についてさらに専門的な知識と技術を修得するために、以下のいずれかの科目から2科目選択する。(各2単位×2 計4単位)	小計4
	1. 急性期における老人看護に関する科目 2. 慢性期における老人看護に関する科目 3. 在宅における老人看護に関する科目 4. 施設における老人看護に関する科目 5. 認知症老人看護に関する科目 6. 終末期における老人看護に関する科目	
実習科目	講義・演習などで学んだ理論、知識、技術を実践に適用統合し、専門的看護の実践能力を高める。	小計 10
専攻分野の小計		合計24
CNS共通科目*（8単位+6単位以上）を含めた単位数		合計14以上
		総計38

*共通科目 A（看護教育論、看護管理論、看護理論、看護研究、コンサルテーション論、看護倫理、看護政策論）のうち、老人看護専攻分野の専門看護師としての役割を考慮して広範囲に8単位以上を選択し、さらに専門看護師の必修科目として共通科目 B（臨床薬理学、フィジカルアセスメント、病態生理学）6単位以上の計14単位以上を履修すること

【別表6（38単位申請用）】

精神看護専攻教育課程

本専攻分野教育目標

精神科病院、一般病院、地域において、精神看護の高度な知識と技術を用いて直接ケアを実施するとともに、教育・相談・調整技能を通して間接ケアを実施し、個人および集団の精神保健問題の解決に向けて看護活動を展開する高度実践者を育成する。具体的には下記のような能力を有する高度実践者を育成する。

- 1.精神・身体状態のアセスメント、および治療法の心身への影響を査定できる。
- 2.個人および集団に対し、適切な精神療法的治療技法を実施・評価できる。
- 3.対象の精神状態および身体状態の悪化の予防、維持・改善に向けて、適切な看護援助を実施・評価できる。
- 4.対象のセルフケアの向上のために、適切な生活援助を実施・評価できる。
- 5.対象のQOLの向上のために、精神保健医療福祉チーム間の調整を行いながら、対象の生物・心理・社会的ニーズの充足に向けた看護活動を展開できる。
- 6.対象の人権を保障するために、精神保健医療福祉チームが適切な倫理的意思決定ができるよう、教育・啓発・調整活動を実施できる。
- 7.サブスペシャリティとして、特定の精神保健問題についてさらに専門的な知識と技術を獲得し、その分野の問題解決に向けた看護援助を展開できる。

科目	内容	必須単位
専攻分野共通科目	専攻分野共通科目は下記の4つの分野の科目を必ず含んでいること。単位の配分については、各大学で別に定めることもできる。	小計 12
1. 歴史・法制度に関する科目	精神保健医療福祉の歴史や法制度について理解するため各大学が定める科目を履修する。	2
2. 精神・身体状態の評価に関する科目	精神・身体状態の評価ができるようになるために、各大学が定める理論と技術の科目を履修する。(例：メンタルヘルス・エグザミネーション、精神力動的アセスメント、心身相互作用のアセスメント、精神科診断学、精神科臨床検査学など)	2
3. 精神科治療技法に関する科目	精神科治療技法を使うことができるようになるために、各大学が定める理論と技法の科目を履修する。(例：精神科薬物療法、精神療法、行動療法、リラクゼーション技法など)	4
4. 精神看護理論・援助技法に関する科目	精神看護において卓越した働きかけができるようになるために、各大学で定める理論と技法の科目を履修する。 (例：対人関係論、セルフケア理論、精神科ケースマネジメント、精神看護倫理、チーム医療の展開など)	4
専攻分野専門科目	特定の精神保健問題についてさらに専門的な知識と技術を獲得するために、以下の科目のいずれかを置く。(各2単位、複数設置して選択制にすることも可)	小計 2
1. 救急・急性期精神看護	救急・急性期にある患者の看護に関する理論と技術	
2. 慢性期精神看護	慢性期にある患者の看護に関する理論と技術	
3. 依存症看護	依存症患者の看護に関する理論と技術	
4. 児童・思春期精神看護	児童・思春期患者の看護に関する理論と技術	
5. 精神訪問看護	精神訪問看護に関する理論と技術	
6. 地域精神看護	地域精神看護に関する理論と技術	
7. 認知症看護	認知症患者の看護に関する理論と技術	
8. リエゾン精神看護	リエゾン精神看護の理論と技術	
9. その他の精神看護	各大学が定める特定の精神保健問題に関する理論と技法 (例：うつ病患者への看護、司法精神看護など)	
実習科目	スーパービジョンを受けながら、以下の内容を含んだ実習を行う。 1. 専門看護師の役割機能の実習 2. 医療施設等における精神科診断・治療実習 3. 医療施設等における直接ケア実習 4. 専攻分野専門科目（サブスペシャリティ）領域における直接ケア実習 5. 医療施設または地域におけるコンサルテーション・コーディネーション実習	小計 10
本専攻分野の必須単位		合計 24
CNS共通科目*（8単位+6単位以上）を含めた単位数		合計 14以上
		総計 38以上

* 共通科目 A（看護教育論、看護管理論、看護理論、看護研究、コンサルテーション論、看護倫理、看護政策論）のうち、精神看護専攻分野の専門看護師としての役割を考慮して広範囲に8単位以上を選択し、さらに、専門看護師の必修科目として共通科目 B（臨床薬理学、フィジカルアセスメント、病態生理学）6単位以上の計14単位以上を履修すること

【別表7（38単位申請用）】

家族看護専攻教育課程

本専攻分野教育目標		
<p>1. 家族看護の対象である家族を系統的に捉え、専門的な知識に基づいて看護活動を展開することができる。 すなわち、家族の健康をアセスメントする能力と技術、家族―看護者関係を形成する能力と技術、家族に対して看護過程を展開する能力と技術、家族を援助する専門的な技術、家族の代弁者としての能力と技術を習得する。</p> <p>2. 家族員の疾病・障害に対する診断・治療を理解し、診断・治療に参画するとともに、疾病・治療の過程を踏まえて家族に対する看護介入を実施できる。</p> <p>3. 家族看護の領域に関して研究の企画推進者となることができる。</p> <p>4. 家族看護の領域に関わる他職種とのコーディネーターの役割がとれる。</p> <p>5. 家族看護の領域でのコンサルテーション及び教育を行うことができる。</p> <p>6. 新しい援助技術を開発し、変革者となることができる。</p>		
科目	内容	必須単位
専攻分野共通科目		小計 12
1. 保健医療福祉制度のなかでの家族看護の役割、位置づけに関する科目 2単位	家族を取りまく社会や地域、保健医療福祉制度を理解したうえで、専門看護師の動向や役割 development に関する内容とその能力を養うことに関連した科目	
2. 家族の健康及び生活に関する科目 4単位	①家族員の健康レベルを査定する能力、②家族員の健康障害に対応した高度看護実践を提供するために、家族員の疾病・障害に対する診断・治療を理解し、治療に参画する能力、③家族のアセスメント、特に家族の健康及び家族の生活をアセスメントするために必要な理論とその方法を活用する能力を養う科目	
3. 家族看護援助方法に関する科目 6単位	①家族を対象とした看護過程の展開や家族教育、家族へのサポート、ケースマネジメント、家族カウンセリング、家族療法などの介入方法に関する技法を活用する能力、②家族員の健康障害に関わる治療の過程を踏まえて家族に治療的な支援を行うことができる能力を養う科目	
専攻分野専門科目		小計 2
<p>専門領域に関する科目は各大学で提示できる領域とする</p> <p>専攻分野専門科目は特に設定しないが、より専門化した領域での卓越した知識と技術を習得するために、一つの領域を深めていく。 専攻分野専門領域の疾患や状況にかかわる診断・治療に関して学ぶ。専門化した領域での卓越した知識と技術を習得するために、一つの領域を深めていく。</p>		
実習科目		小計 10
実習		
家族支援（直接ケア）の介入方法を習得する実習	健康障害を抱えている家族員と家族に対し、高度実践看護を提供する。家族への介入を10例以上経験し、健康障害の査定、家族の査定、健康障害に対するキューアとケアを融合した看護介入、家族への看護介入、チーム医療への参画と調整のための技術を習得する	
家族支援専門看護師の役割を習得する実習	複雑な家族症例に関するコンサルテーション、家族看護に関わる教育、倫理調整に関する能力を習得する	
本専攻分野の必須単位		合計 24
CNS共通科目*（8単位+6単位以上）を含めた単位数		合計 14以上
		総計 38

*共通科目 A（看護教育論、看護管理論、看護理論、看護研究、コンサルテーション論、看護倫理、看護政策論）のうち、家族看護専攻分野の専門看護師としての役割を考慮して広範囲に8単位以上を選択し、さらに専門看護師の必修科目として共通科目 B（臨床薬理学、フィジカルアセスメント、病態生理学）6単位以上の計14単位以上を履修すること

【別表8（38単位申請用）】
感染看護専攻教育課程

本専攻分野教育目標

1. 感染防止の実践に疫学の原理と統計的方法の知識を活用することができる。
 - 1) 疫学の原理に基づくサーベイランスシステムを展開することができる。
 - 2) 感染症の報告、発生時の調査及び感染防止に関し、医療施設内及び、医療施設と地域機関との連携について理解し、活動することができる。
2. 医療施設における患者、職員、訪問者間の感染予防と管理に、一般・臨床・環境微生物学の基礎的知識を活用することができる。
3. 感染症の診断に関連する検査およびその結果への対処としての医療処置ならびに感染拡大防止方法について判断し、迅速に実施することができる。
4. 感染症の原因、臨床徴候、治療、感染防止について理解し、適切な患者ケアを実践することができる。
5. 医療施設において行なわれる滅菌、消毒、衛生の原理を理解し、それについて実践することができる。
6. 感染管理、感染症患者並びに易感染患者のケアが適切に行なわれるよう、看護職者及び他職種間の調整を行い、またそれらについて教育・相談を行なうことができる。
7. 教育、管理、コミュニケーションの技術を活用して、効果的なプログラムを組み、実践することができる。
 - 1) 医療施設における組織機構と権限系統を理解し、組織内で計画を履行することができる。
 - 2) 管理の技法を用いて感染防止活動の結果を評価することができる。

科 目	内 容	必須単位
専攻分野専門科目		小計 14
1. 感染基礎に関する科目	感染防止の実践の基礎となる微生物及び免疫に関する知識	
2. 応用無菌法に関する科目	消毒・滅菌・無菌操作の基礎及び無菌法の臨床における応用	
3. 感染症の診断・医療処置に関する科目	感染症に関連する微生物検査、感染防御因子・感染状態に関する臨床所見、全身症状などによる感染症の診断。 感染症に対する薬物療法、カテーテル関連処置。	
4. 感染症看護に関する科目	地域及び病院における感染症の発症要因及び流行、母性・小児・成人・老人の感染症患者の治療及び看護方法、易感染患者の看護	
5. 感染防止法に関する科目	市中及び院内感染の防止方法に関する看護活動、院内教育及び病院管理、医療従事者の健康管理	
実習科目	主として臨床において感染防止活動と、感染症患者及び易感染患者のケアについて実習する。感染症の診断・医療処置に関する実習を含むこと。	小計 10
本専攻分野の必須単位		合計 24
CNS 共通科目*（8単位+6単位以上）を含めた単位数		合計 14 以上
		総計 38 以上

* 共通科目 A（看護教育論、看護管理論、看護理論、看護研究、コンサルテーション論、看護倫理、看護政策論）のうち、感染看護専攻分野の専門看護師としての役割を考慮して広範囲に8単位以上を選択し、さらに専門看護師の必修科目として共通科目 B（臨床薬理学、フィジカルアセスメント、病態生理学）6単位以上の計14単位以上を履修すること

【別表9（38単位申請用）】

地域看護専攻教育課程

本専攻分野教育目標

1. 地域の専攻分野専門における看護についての確かなアセスメントと計画ができる。
2. 人々のニーズに沿って予防・健康回復・リハビリテーションについて卓越した看護を実践できる。
3. 人々の生活実態に沿って健康とそれにかかわる生活問題について看護面から具体的にケアができる。
4. 看護ジェネラリストに対し実践のモデルとなり、相談や教育的機能を果たすことができる。
5. 人々のニーズに沿ってケアのコーディネーターとして保健医療福祉職に対してケアの調整・統合をし、ニーズを組織的に解決するように機能できる。
6. ケアのための社会資源の有効利用・資源化・開発ができる。
7. 看護知識や技術を開発し、実践の改善や変革のための研究ができる。
8. 倫理的課題を重視した看護を行うとともに倫理的問題を解決・改善するための調整ができる。

科 目	内 容	必須単位
専攻分野共通科目		小計 4
1. 家族ケアに関する科目	家族の健康問題や生活問題の的確なアセスメントと支援方法	
2. 地域看護研究方法に関する科目	地域看護に関する情報分析・研究	
専攻分野専門科目		小計 10
1. 行政地域看護分野科目 (地域を単位とした看護)	1) 一定の行政地域を単位とした(県型保健所、特別区、政令市、市町村等)ケアのネットワーク・システム形成、施策形成、資源開発、連携方法 2) 個人・家族・集団への保健ケアを中心とした展開方法と技術開発 3) 地域ニーズの分析と、それに応じたプログラム開発と評価方法 4) 情報管理、フォローアップ体制、リーダーシップ技法、ケアの質管理、包括的(医療圏等含む)リスクアセスメント、リスクマネジメント方略とシステム開発	6～10
2. 産業看護分野科目	1) 職場条件に応じた産業保健看護の展開のためのシステム形成、施策形成、ケアマネジメント 2) 対象や環境条件に応じた健康教育や健康相談を中心としたケア方法と技術開発 3) 対象や環境条件に応じた健康維持増進・健康回復のためのプログラム開発と評価方法 4) 情報管理、フォローアップ体制、保健室の運営方法、ケアの質管理、包括的リスクアセスメント、リスクマネジメント方略とシステム開発	6～10
3. 学校看護分野科目	1) 対象年齢と学校環境に応じた学校保健看護の展開のためのネットワーク・システム形成、施策形成、ケアマネジメント 2) 対象や環境条件に応じた健康教育・健康相談・病児者や障害児者のケア方法と技術開発 3) 対象や環境条件に応じた健康保持増進・健康回復のためのプログラム開発と評価方法 4) 情報管理、フォローアップ体制、保健室の運営方法、ケアの質管理、包括的リスクアセスメント、リスクマネジメント方略とシステム開発	6～10
実習科目		小計 10
実習場は行政地域看護、産業看護、学校看護のいずれかの分野に重点をおいて実習する。	1) 選択した地域看護分野についてケアシステム、ケア方法、計画と評価、ケアの運営や管理についてさらに理解が深められるようにする。 2) 専門看護師としての6つの能力(卓越した実践、教育、相談、連携調整、研究、倫理的問題の調整)形成の基盤となる実習を展開する。 3) 実習レポートを作成し、実習場の指導者と大学研究科教員から指導を受ける。	
本専攻分野の必須単位		合計 24
CNS共通科目(14単位以上)を含めた単位		合計 14以上
		総計 38以上

* 共通科目 A(看護教育論、看護管理論、看護理論、看護研究、コンサルテーション論、看護倫理、看護政策論)のうち、地域看護専攻分野の専門看護師としての役割を考慮して広範囲に8単位以上を選択し、さらに、専門看護師の必修科目として共通科目 B(臨床薬理学、フィジカルアセスメント、病態生理学)6単位以上の計14単位以上を履修すること

【別表10（38単位申請用）】

クリティカルケア看護専攻教育課程

本専攻分野教育目標

1. 急性・重症患者の状況・病態をアセスメントし、ケアや医療処置の必要性および治療・処置の管理・実践・効果について判断・実施できる。
2. 急性・重症患者との積極的な意思疎通をはかり、苦痛緩和、安楽ケアが実施できる。
3. 倫理的葛藤状況を察知し、患者・家族が最善の選択を行えるよう援助することができる。
4. 特殊治療環境下における患者・家族の心身のストレス対処を支援することができる。
5. 患者・家族の擁護者として行動し、最適な医療の提供にむけて状況を改善することができる。

科 目	内 容	必須単位
専攻分野共通科目	危機的状況下における人間を総合的にとらえる知識・技術および患者／家族中心の論理でケア・治療環境を総合的に管理するために必要な知識を提供する科目で構成する。	小計 6
1. 人間存在に関する科目	人間の内的世界や人間存在の意味、身体をめぐる人間の体験など患者や家族が遭遇する生命・生活に関して哲学的・理論的考察を中心に教授する。	
2. 危機とストレスに関する科目	衝撃的な体験や持続するストレスなどに際しての人間の反応や立ち直りの過程、それを促す専門的援助について教授する。	
3. クリティカル状況でのフィジカルアセスメントに関する科目	集中的・高度な治療を必要とする状況での心身の変化ならびに生活行動、機能回復の状況を把握する観察枠組みを提供する。	
4. 重症患者の代謝病態生理学に関する科目	急性・重症患者の代謝病態生理とアセスメント、管理について教授する。	
5. クリティカルケア治療管理に関する科目	急性・重症患者に必要な治療・処置を理解し、治療・療養過程全般を管理する患者・家族中心の医療がすすめられるよう教授する。	
専攻分野専門科目	ここはおもに専攻分野における専門的援助に関する実践的な知識を提供する科目で構成する。	小計 8
1. クリティカルケア看護実践に関する科目Ⅰ	クリティカル状況にある患者の回復に向けた、ケアとケアが融合した介入および家族に対する援助的かかわりについての実践力を養う。（援助関係論、家族看護論を含む）。	2
2. クリティカルケア看護実践に関する科目Ⅱ	クリティカル状況における個人の選択と意思決定の問題を扱い、倫理的問題を解決するための実践力を養う（看護倫理を含む）。	2
3. クリティカルケア看護実践に関する科目Ⅲ	患者が有する全人的な苦痛を緩和・軽減するためのケア・処置の理論、原理、方法、効果判定などについての実践力を養う。	2
4. クリティカルケア看護実践に関する科目Ⅳ	救命・救急看護、周手術期看護など、各小領域の専門性ならびに看護ケアの専門性についての実践力を養う。	2
実習科目 クリティカルケア看護実習	（ICU・CCU、救命・救急治療室等）クリティカル期のケア体験を中心とするが、ケア・処置の継続性を考え、ポスト・クリティカル期、急性期リハビリテーションケアを含めて実習を行うことが望ましい。	小計10
本専攻分野の必須単位		合計24
共通科目*（8＋6単位以上）を含めた単位数		合計14以上
		総計38以上

* 共通科目 A（看護教育論、看護管理論、看護理論、看護研究、コンサルテーション論、看護倫理、看護政策論）のうち、クリティカルケア看護専攻分野の専門看護師としての役割を考慮して広範囲に8単位以上を選択し、さらに専門看護師の必修科目として共通科目 B（臨床薬理学、フィジカルアセスメント、病態生理学）6単位以上の計14単位以上を履修すること

【別表11（38単位申請用）】

在宅看護専攻教育課程

本専攻分野教育目標		
1. 在宅看護の利用者・家族の人権を尊重した自立支援、悪化防止、健康回復、リハビリテーションおよび終末期ケアについて、関連する専門知識・理論に基づいてアセスメントし、問題解決に向けて看護実践ができる。 2. 在宅看護の利用者・家族の安全で安心した療養生活を支援するために、高度で専門的な身体・心理・社会的な診断能力を持ち、関連する専門知識・理論を活用したアセスメントに基づく卓越した看護実践ができる。 3. 在宅看護スペシャリストとして、看護職者・関係者に対して教育・相談および倫理的調整を行うことができる。 4. 在宅看護の利用者・家族および退院希望者の包括的マネジメントを行い、個々のニーズ充足を推進するとともに、利用者のためのネットワークを構築し、新たなサポートシステムの開発を推進することができる。 5. 訪問看護ステーション等の在宅看護関連事業の管理・運営およびサービスの質改善の推進ができる。 6. 在宅ケアに関する実践的研究を行い、在宅看護の発展に貢献することができる。		
科目	内容	必須単位
専攻分野共通科目	質の高い在宅看護を提供するための、保健医療福祉制度、ケアマネジメント、在宅ケア事業所の管理に関する科目および利用者・家族のアセスメント、在宅看護援助方法、医療処置に関する科目で構成する。	小計 10
1. 保健医療福祉の制度・体制に関する科目	・在宅看護に関連する保健医療福祉の諸制度を活用し、ケアマネジメントの過程を修得し、関係機関・職種のネットワークを構築する ・退院支援・調整により、在宅移行可能性を推進する。	2
2. 在宅療養者・家族の健康と生活アセスメントおよび援助方法に関する科目	・在宅療養者の健康と生活に活用できる理論やモデルを応用して、家族アセスメント、セルフケアアセスメント、生活環境アセスメントを行う。	2
3. 在宅看護援助方法に関する科目	・療養上複雑で多様な課題を持つ療養者やケア提供者について倫理的判断・臨床的判断を総合して、問題解決方法を提案し実施できる。	2
4. 医療処置の実践に関連する科目	・医療処置の必要な対象には、医療機関の包括的支援を基盤として、検査、処置、対症療法、薬物調整等について、アセスメントを実施し、実践する。	2
5. 訪問看護ステーション等の管理・運営、ケアの質改善に関する科目	・在宅ケア事業所の開設、効率的な管理・運営および経営戦略を探索する。 ・在宅看護の効果とその根拠、ケアの質評価とケア効果を高める方略の検討など研究的手法を活用して探索する。	2
専攻分野専門科目	広範な在宅看護において、専門性を深めるため、以下に示す特定の専門領域から4単位以上（2領域以上）を履修する	小計 4
1. 自立促進に関する看護	・運動機能障害、摂食・嚥下障害、呼吸機能障害等のある者へのリハビリテーション、障害への対処・セルフケアの看護ケアについて、家族への指導を含めて学ぶ	
2. 医療的ケアに関する看護	・病状の悪化により、褥瘡等の医療処置および気管カニューレ等の医療機器を装着して在宅療養している者への看護ケアについて、家族への指導を含めて学ぶ	
3. 多問題・困難課題に関する看護	・療養を必要とする病状が身体面・精神面に複数ある者、経済的に療養生活が困難である者、低い介護力である者等への看護ケアについて、家族を含めて学ぶ。	
4. 終末期ケアに関する看護	・がんを含めて、終末期における経過時期別に、的確なニーズの把握とケア実践方法を学ぶ。また緩和ケアによりQOLの向上および家族サポートに関するケアも学ぶ。	
実習科目	・専門看護師としての6つの能力（卓越した実践、教育、相談、連携調整、研究、倫理的問題の調整）を高め、在宅看護スペシャリストの役割を担うことができる実習であること。 ・訪問看護事業所の開設、管理・運営、ケアの質改善に関する実習であること。 ・在宅チーム医療（終末期医療グループ等）、医療機関の退院調整部署における実習であること	小計 10
本専攻分野の必須単位		合計 24
CNS共通科目*（8単位+6単位以上）を含めた単位数		合計14以上
		総計38以上

* 共通科目A（看護教育論、看護管理論、看護理論、看護研究、コンサルテーション論、看護倫理、看護政策論）のうち、在宅看護専攻分野の専門看護師としての役割を考慮して広範囲に8単位以上を選択し、さらに専門看護師の必修科目として共通科目B（臨床薬理学、フィジカルアセスメント、病態生理学）6単位以上の計14単位以上を履修すること

専門看護師教育課程審査要項

I 目的

高度な専門知識と技術を持った専門看護師教育の質の維持と向上をめざすために、日本看護系大学協議会（本協議会と略す）は、本協議会が設けている専門看護師教育課程の基準に従って、専門看護師育成を目標とする教育課程を認定する際に必要な基本的な方針と審査の基準を定めることとする。ここでいう教育課程とは、専門看護師育成の条件をみだす教育課程をいう。

II 基本的な考え方

教育課程の審査基準に関する基本的な考え方は、下記の規程等が基盤となる。

- (1) 日本看護系大学協議会専門看護師教育課程認定規程
- (2) 日本看護系大学協議会専門看護師教育課程認定細則
- (3) 専門看護師教育課程基準

審査基準の基本的な考え方と手順は下記の通りとする。

1. 本協議会は、高度な専門知識と技術をもった専門看護師教育の質の維持と向上に責任をもつものである。
2. 専門看護師教育課程の認定は、大学院における教育課程の中で、専門看護師教育課程に関わる教育課程を対象とする。
3. 専門看護師教育課程の認定にあたっては、各大学院の独自性を尊重し、画一的な認定にならないような審査基準を設ける。
4. 専門看護師教育課程の審査基準は、本協議会が作成した教育課程の基準に照らし作成するものである。
5. 専門看護師教育課程の審査基準は、共通科目を認定委員会で、専門看護分野別の専攻教育課程の科目を専門分科会で審議し、認定委員会で決定する。
6. 専門看護師教育課程の審査は、審査基準に従って、共通科目の適切性の審査は認定委員会でを行い、専攻教育課程の科目の適切性は専門分科会で審査を行い認定委員会へ報告する。

なお、ここでいう教育課程とは、申請する大学の専攻分野教育課程や履修モデル等をいう。

Ⅲ 専門看護師教育課程審査規準（38単位申請用）

1. 共通科目に関する審査規準

- 1) 共通科目Aについては、専門看護師教育課程基準に示されている専門看護師の共通目的に従って、別表1-1（38単位申請用）を用いて審査する。
- 2) 共通科目Bについては、専門看護師教育課程基準に示されている専門看護師の共通目的に従って、別表1-1（38単位申請用）、別表1-2（38単位申請用）を用いて審査する。
- 2) 共通科目に相当する科目の名称に関しては、専門看護師教育課程基準に示された科目名と同一である必要はない。但し、学生に提示しているシラバス等の内容が共通科目審査規準を満たしていることが必要である。
- 3) 専門看護師の教育に必要な共通科目は、分野を越えて選択できる科目であることが必要である。
- 4) 共通科目は一科目1単位から認め、合計14単位以上置かれていることが必要である。
- 5) 共通科目の一科目で認められる最大単位は、2単位である。例えば、看護理論を4単位設けていても、2単位しか認めない。しかし、看護理論という名称の中に、看護理論と看護倫理を併せて4単位にしている場合、それぞれが2単位相当の内容であれば、それぞれ2単位として認める。
- 6) 共通科目の審査は、照合表（様式2-1（38単位申請用）、様式2-2（38単位申請用））と大学院の履修に関する専門看護師教育課程規程や内規等、および学生に示されているシラバス等を対象とし、以下の項目に関して行う。
 - ・科目のねらい
 - ・授業内容と方法、およびスケジュール
 - ・単位数と単位認定方法

【別表1-1 (38単位申請用)】

共通科目A審査規準

科目名	審査規準
看護教育論	看護ケアの質を高めるために必要な看護職への教育的働きかけ、教育環境づくり等、看護の継続教育に関する知識と技術を教授する科目が設けられていること
看護管理論	保健医療福祉に携わる人々間の調整を行ったり看護管理に携わる看護職と協力して専門看護師としての仕事ができるために必要な知識を教授する科目が設けられていること
看護理論	卓越した看護実践の基盤となる看護における諸理論や看護に関する諸理論と看護現象との関係について理解を深めるために必要な知識を教授する科目が設けられていること
看護研究	専門知識・技術の向上や開発を図るための実践の場における研究活動に必要な分野を越えて共通する知識を教授する科目が設けられていること
コンサルテーション論	看護職を含むケア提供者に対して実践的な問題を解決するのを助けるためのコンサルテーションに必要な知識を教授する科目が設けられていること
看護倫理	看護現場において倫理的な問題・葛藤について関係者間での倫理的調整を行うために必要な知識を教授する科目が設けられていること
看護政策論	看護の質の向上のために制度等の改善を含む政策的な働きかけに必要な知識を教授する科目が設けられていること

【別表1-2 (38単位申請用)】

共通科目B 審査規準

科目名	審査規準
フィジカルアセスメント	複雑な健康問題をもった対象の身体状況を診査し、臨床判断を行うために必要な知識と技術について教授する科目が設けられていること
病態生理学	エビデンスに基づき、対象の病態生理学的変化を解釈、判断するために必要な知識と技術について教授する科目が設けられていること
臨床薬理学	緊急応急処置、症状調整、慢性疾患管理に必要な薬剤を中心に、薬剤使用の判断、投与後の患者モニタリング、生活調整、回復力の促進、患者の服薬管理能力の向上を図るための知識と技術を教授するための科目が設けられていること

2. 専攻教育課程に関する審査規準（38単位申請用）

1) 審査

(1) 専攻教育課程の審査は、専門看護師教育課程基準に基づいて、当該専攻分野における専門看護師の機能（実践・教育・相談・研究・ケア調整・倫理的調整）を身につける内容であるかどうかを判定するものである。

(2) 審査は、別表2 専攻教育課程審査規準に照らして、シラバスや履修規程等を対象とし、以下の項目に関して行う。

- ・科目のねらい
- ・授業内容と方法、およびスケジュール
- ・単位数と単位認定方法
- ・単位認定者
- ・実習の内容と方法

2) 科目の名称

科目の名称に関しては、本協議会の教育課程の基準名と同一である必要はないが、学生に明示しているシラバス等の内容から教育課程の基準と同等の内容であることが必要である。

3) 科目の単位

専攻分野共通科目および専攻分野専門科目は、一科目一単位から認める。

4) 教員の要件

- (1) 科目の担当者は、看護教員であることを要件とする。但し、科目によっては、看護教員以外を含めることがある。
- (2) 非常勤の者が科目責任者になることも可能とする。
- (3) 1コマでも担当した場合は、経歴の提出を要する。

5) 実習

(1) 実習の10単位は1単位が30～45時間ではなく、到達する能力の質を示す単位である。また学生が行った実習の全てが単位となるとは限らない。例えば、学生の個人差により基本的な実践能力をつけたり、専門看護師のための実習以外の目的のための現場での調査や研修は、実習単位とはならない。

(2) 実習科目は別表2 専攻教育課程審査規準に照らして、提出書類（シラバス・履修規程、照合表など）の内容を通して、以下の項目について審査する。

①実習目的の明示

②実習内容

- ・実習指導者と指導方法
- ・高度の実践知識・スキルの修得、コンサルテーション、調整などの内容
- ・実習単位、認定者、および認定方法
- ・実習期間

③実習場所

- ・専門看護分野の看護実践が行われている医療・保健・福祉機関等であること
- ・学生の関心領域に関わる実習場を確保していること、または具体的に明示していること

④実習指導者の要件

- ・専門看護分野の看護実践の経験を持つ看護職者であること

⑤実習場との連携

- ・実習場との連携の仕組みや方法が明示されていること
- ・指導に関して大学との連携体制が具体的に明示されていること
- ・実習場には、教育環境を調整する指導者がいること

5) 添付資料

(1) 履修規程、内規等

(2) シラバス等

- ・審査が可能な程度に教育内容が含まれていること
- ・時間数

- ・指導教員
- (3) 実習施設機関概要（施設ごとにパンフレットとは別にA4用紙1枚に作成）
- (4) 単位認定者および実習指導者の経歴（様式15-1および様式15-2を参考に作成）
 - ・科目内容の指導に関わる教員の経歴（様式15-1を参考に作成）

【別表2-1 (38単位申請用)】

＜がん看護専攻教育課程＞審査規準

科目	審査規準
専攻分野共通科目： <ul style="list-style-type: none"> ・単位配分が片寄らないように6単位以上 ・以下の内容の科目が設けられていること 	
がん看護に関する病態生理学	がん看護の基礎となる医学的専門知識を深める科目
がん看護に関する理論	がん看護の基盤となる主要な理論およびその活用について学ぶ科目
がん看護に関わる看護援助論	がん患者の複雑な健康問題に対して包括的な支援を提供出来るよう、看護援助の方法について学ぶ科目。加えて診断、治療の原理と最新情報を学び、それに伴う患者や家族の反応に対処できるように身体管理、看護ケアの概要を学ぶ科目。
専攻分野専門科目： <ul style="list-style-type: none"> ・1領域以上、8単位以上 ・広範ながん看護の領域の中で、特定看護領域（以下の1領域以上）に焦点を絞って深めることができるような科目が設けられていること。 	
薬物療法看護	焦点化された特定領域について学ぶ科目の中では、下記の内容を考慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・エビデンス検索とその読み取りが学べること ・臨床判断過程が学べること ・理学的療法技術、がん相談支援技術、がん患者教育技法などが関与する場合は演習が含まれること
放射線療法看護	
幹細胞移植看護	
がんリハビリテーション看護	
緩和ケア	
がん予防・早期発見	
実習科目： <ul style="list-style-type: none"> ・10単位 ・以下の内容が含まれていること 	
実習	<ul style="list-style-type: none"> ・専攻分野専門に関連した専門看護師の役割開発（医師と協働する医療処置、直接ケア、コンサルテーション、調整、倫理調整、教育、研究）に関する実習である。 ・がんの診断・治療に伴う臨床判断及び身体管理が体験できる実習であること ・がん治療を専門とする医療施設での実習を含んでいる ・がん医療における地域連携の実際が学べるよう配慮されている ・種々の複雑な場面・出来事が経験できるような実践環境が準備されている ・実習記録の作成、レポートもしくは論文の作成を含む

添付資料

1. 修士課程の概要（履修規程）
2. シラバス
3. 実習要項（実習内容・実習場所・指導教員等）

【別表2-2 (38単位申請用)】

＜慢性看護専攻教育課程＞審査規準

科目	審査規準
<p>専攻分野共通科目 (14単位) : 1. ～5. の科目は</p> <p>1) 特定科目に偏らず、慢性看護専攻分野教育目標が達成できるように配慮されていること。</p> <p>2) 学生の関心領域の慢性病者に焦点をあてたものとして、一貫性のある学習が可能となるように配慮されていること。</p> <p>3) 学生が自主的に新たな看護方法を開発していけるような教育方法が用いられていること。</p> <p>4) 学生が倫理的判断、行動がとれるような能力が培われるように配慮されていること。</p>	
<p>1. 慢性病者の行動理解に関する科目</p>	<p>慢性病者や家族が抱える慢性病特有の複雑で解決困難な問題とその背景および慢性病をもつ人の行動理解に役立つ諸理論を教授する内容であること。</p>
<p>2. 慢性病者の査定に関する科目</p>	<p>慢性病をもつ人の複雑な状態の身体・心理社会面を含めた包括的アセスメントを教授する内容であること。</p>
<p>3. 慢性病者への支援技術に関する科目</p>	<p>慢性病の様々な変化する時期に対応した慢性病の予防、診断・治療にともなう専門的看護支援、自己管理支援、リハビリテーション看護、ターミナルケアなどに関する理論と支援技術を教授する内容であること。</p>
<p>4. 制度や体制に関する科目</p>	<p>慢性病をもつ人々に適用される医療・福祉の制度や体制とその革新方策を教授する内容であること。</p>
<p>5. 治療や療養を支える治療環境整備に関する科目</p>	<p>慢性病を持つ人の治療や療養環境(病棟・外来・地域・居宅・職場など)、および地域支援(サポートネットワークづくり、社会資源の活用)などを、質の高い生活に向けて調整する方策を教授する内容であること。</p>
<p>専攻分野専門科目</p>	<p>専攻分野専門科目は特に定めないが、専攻分野共通科目において、各自の専門領域 (subspecialty) を基盤として、それらを開発あるいは深めること。</p>
<p>実習科目 (10単位) :</p>	<p>1) 共通科目、専攻分野共通科目および専攻分野専門科目で履修したことを基礎とした高度な実践、教育、相談、連携調整に関する実習(6単位)</p> <p>2) 基本的な医学的評価・判断に基づく薬物療法や医療処置の管理に関する実習(4単位)</p> <p>3) 倫理的な判断に基づく行動がとれること、および新たな看護方法の導入および開発などを含むことが望ましい。</p>
<p>実習</p>	<p>1) 実習環境：学生の関心領域の慢性病者の看護実践を行っている場(病棟・外来・地域)であること。</p> <p>2) 実習指導者・単位認定者：慢性病者の医療や看護の実践経験をもつ看護職または医師であること。</p> <p>3) 実習報告書：実習したことを評価し、ケース・レポートなどを作成する。</p> <p>4) 実習課題：以下の①～③の要件を満たすこと。</p> <p>①既習の知識・技術を統合して、慢性病を持つ人や家族に対して、包括的アセスメントを実施し、高度な看護実践を提供する。</p> <p>②専門看護師に求められる、教育、相談、調整、倫理について、実践を通して学ぶ。</p> <p>③生活の質重視の観点から求められる、基本的な医学的評価・判断に基づく薬物療法や医療処置の管理について、実践を通して学ぶ。</p>

*全体として慢性看護の教育目標の達成が可能であるか否かの観点で審査する。

添付資料

1. 修士課程の概要 (履修規程)
2. シラバス
3. 実習要項 (実習内容・実習場所・指導教員等)

【別表2-3 (38単位申請用)】

＜母性看護専攻教育課程＞審査規準

科目	審査規準
専攻分野共通科目：	
対象理解に関する科目	周産期の母子やその家族ならびに、思春期・成熟期・更年期・老年期女性とその家族を理解し、対象者の健康問題を的確に診断するために必要な知識を教授する科目である。内容としては、遺伝学的知識、生殖内分泌学的知識、周産期医学的知識、女性医学の知識、愛着や親役割理論、発達危機理論、人間発達学的知識など
周産期にある母子の援助に関する科目	周産期医療ケアにおける最新知識・技術、ガイドラインについて学び、関連する最新エビデンスを獲得する方法を習得する。周産期ケアシステムとその組織化に関する理論、母子保健行政などについて学ぶ。
女性のライフサイクル全般にわたる援助に関する科目	女性医療ケアにおける最新知識・技術、ガイドラインについて学び、関連する最新エビデンスを獲得する方法を習得する。女性医療ケアシステムとその組織化に関する理論、生涯を通じた女性の健康を守る保健政策、男女共同参画社会政策などについて学ぶ。
専攻分野専門科目：	
周産期看護に関する科目	周産期における母子と家族のプライマリーケア、正常経過から逸脱した対象者の症状アセスメントや根拠に基づいた看護介入、緊急時に対応するための医療・援助方法（異常の診断と救急処置など）を教授する科目、周産期における倫理的問題への対応、エビデンスの臨床への適用、業務管理、社会参画の方法を教授する科目、周産期の母子援助とそのシステムを充実・発展させるうえでのリーダーシップについて教授する科目が設けられていること。
女性の健康への援助に関する科目	女性の健康課題・問題の特殊性、必要な検査、治療、看護について理解し、適切な介入や薬物療法について教授する科目、女性の健康問題における倫理的問題への対応、エビデンスの女性医療ケアへの適用、社会政策の参画について教授する科目、女性の健康問題解決を発展させるうえでのリーダーシップについて教授する科目が設けられていること。
実習科目：	
実習	<p>1) 内容 選択した専門科目について、下記の内容を含む実習であること。 高度のアセスメント能力と実践能力を養い、ケアの質の評価と向上を自律的に目指せる能力を養う。 。 専門領域に関する相談、教育、多職種と協働できる調整の能力を養いケア提供の中でリーダーシップを発揮できる能力を養う。 臨床状況における倫理的問題を判断し、その解決に向けて、調整・実践できる能力を養う。 看護実践の創造・改革・改善のための研究課題を見いだし、研究的なアプローチを習得する。</p> <p>2) 施設 選択した専門科目の内容の実習が可能であり、適切な実習対象を有する場であること。</p> <p>3) 指導者 選択した専門分野について、専門的に携わる看護職者または母性看護学を専門とする教員が指導にあたっていること。</p>

添付資料

1. 修士課程の概要（履修規程）
2. シラバス
3. 実習要項（実習内容・実習場所・指導教員等）

【別表2-4 (38単位申請用)】

＜小児看護専攻教育課程＞審査規準

科目	審査規準
専攻分野共通科目：	<ul style="list-style-type: none"> ・小児看護領域での高度な実践活動を行う素地となる援助対象とその人を含めた生活状況を理解し援助を提供できる知識と技術を習得できる科目を選択する。 専攻分野専門科目を別に定める場合はそれも含めて14単位以上とすることが好ましい。 ・専攻分野共通科目が1～5とされているが、それらが統合されたり、分化されたりして必ずしも5科目となっていないが、それでもその内容で審査することとする。
1. 小児・家族の成長・発達／健康生活に関する科目	小児や家族を対象として捉えるために、成長・発達、セルフケア、家族関係、家族発達等の諸理論を含める。
2. 小児看護対象の査定に関する科目	小児・家族の状態（援助効果を含めて）を包括的に査定するための方略や技術・技法を含める。
3. 小児の病態・治療に関する科目	小児期の疾患と治療を理解して専門的ケアを提供するための病態生理、検査とその解釈法、治療法(栄養療法、薬物療法など)、症状マネジメント等を含む。
4. 小児看護援助の方法に関する科目	小児・家族に対して、倫理的判断および臨床判断に基づき、状況に応じた援助を行うための援助方法を含める。
5. 小児の保健／医療環境／制度に関する科目	小児を取り巻く社会、保健・医療、福祉、教育等の状況、および調整の方法や関係する制度・政策等の方策を含める。
専攻分野専門科目：	<ul style="list-style-type: none"> ・専攻分野共通科目に加えて、専門領域として特定の領域を選択することが出来る。その場合は以下に加える。 ・専攻分野専門科目の表示は、照合表に示したレベルにとどめる。 ・学生の専門領域について考慮する場合は、専攻分野共通科目の科目内容の表示にそれを示すこととして、科目として取り扱わない。
実習科目：	<ul style="list-style-type: none"> ・実習は、事例をレポートにまとめる。そのレポートは、専門看護師として実践したレベルのものとする。 ・実習場所の選択について、教育の意図との整合性を重視し、スーパービジョンのあり方や学習効果が明確に計画されていることを審査し、場の条件は規定しない。また、必要に応じて複数の実習場を用いることもある。 ・10単位以上を必要とするが、実際に臨床の場での学習時間は、学習目標が達成できる時間をかけることとする。
実習Ⅰ：小児の診断・治療実習 実習Ⅱ：専門看護師実習	事例数10例以上： <ul style="list-style-type: none"> ・診断・治療のプロセスを含めて学ぶことができるようにする。 ・年齢や疾病を考慮して事例を選択する。 各専攻分野の特殊性を踏まえて、看護の難しい患児／親／家族のケアを実践し、事例の分析、コンサルテーション等を含め、高度な実践技術の修得をする <ul style="list-style-type: none"> ①実践機能：5事例以上 ②コンサルテーション ③教育機能 ④調整機能 ⑤倫理調整 各々目安として2例以上のレポートを作成する。

添付資料

1. 修士課程の概要（履修規程）
2. シラバス
3. 実習要項（実習内容・実習場所・指導教員等）

【別表2-5 (38単位申請用)】

＜老人看護専攻教育課程＞審査規準

科目	審査規準
<p>専攻分野共通科目： 下記の科目のいずれの内容も2単位実施し、計10単位履修していること。</p>	
老人看護の基盤となる科目	
高齢者の健康生活評価に関する科目	
老年期の疾患と検査、治療に関する科目	
高齢者と家族への看護実践に関する科目	
高齢者保健医療福祉政策とサポートシステムに関する科目	
<p>専攻分野専門科目： 下記の科目から2科目を選択し、計4単位履修していること。</p>	
急性期における老人看護に関する科目	
慢性期における老人看護に関する科目	
在宅における老人看護に関する科目	
施設における老人看護に関する科目	
認知症老人看護に関する科目	
終末期における老人看護に関する科目	
<p>実習科目： 高齢者のケアを主な目的とするか、又は高齢者看護の改善を試みている病院・施設・機関等において実習を行うこと。10単位以上履修する。</p>	
実習	<p>1) 内容 専攻分野専門科目で選択した2科目（以下、特定分野）について、次の内容を含む実習を行い、実践報告書を作成すること。 (1) 専門看護師としての卓越した看護実践能力として、実践、教育、相談、調整、研究、倫理調整を養う実習内容であること。 (2) Cure と Care が統合された実習内容であること。</p> <p>2) 施設 ・ 特定分野の内容の実習が可能であり、適切な実習対象を有する場であること。</p> <p>3) 指導者 ・ 特定分野について、専門的に携わる看護職者・医師または老人看護学を専門とする教員が指導にあっていること。</p>

添付資料

1. 修士課程の概要（履修規程）
2. シラバス
3. 実習要項（実習内容・実習場所・指導教員等）

【別表2-6 (38単位申請用)】

＜精神看護専攻教育課程＞審査規準

科目	審査規準
専攻分野共通科目：	単位の配分については、各大学で別に定めることもできるが、4つの分野の科目を最低12単位以上履修可能であること。
1. 歴史・法制度に関する科目	必要な科目が置かれていること。あるいは必要な知識を教授する講義が選択できること。
2. 精神・身体状態の評価に関する科目	必要な理論および技法の科目が置かれていること。あるいは、いくつかの科目を組み合わせることで履修可能であること。
3. 精神科治療技法に関する科目	
4. 精神看護理論、援助技法に関する科目	
専攻分野専門科目：	特定の精神保健問題についてさらに専門的な知識と技術を獲得するために、以下のいずれかの科目が置かれていること。
1. 救急・急性期精神看護	救急・急性期患者の看護領域で卓越した看護実践を行うために必要とされる理論および援助技法に関する科目が置かれていること。
2. 慢性期精神看護	慢性期・長期入院患者の看護領域で卓越した看護実践を行うために必要とされる理論および援助技法に関する科目が置かれていること。
3. 依存症看護	依存症患者の看護領域で卓越した看護実践を行うために必要とされる理論および援助技法に関する科目が置かれていること。
4. 児童・思春期精神看護	児童・思春期患者の看護領域で卓越した看護実践を行うために必要とされる理論および援助技法に関する科目が置かれていること。
5. 精神訪問看護	精神訪問看護領域で卓越した看護実践を行うために必要とされる理論および援助技法に関する科目が置かれていること。
6. 地域精神看護	地域精神看護領域で卓越した看護実践を行うために必要とされる理論および援助技法に関する科目が置かれていること。
7. 認知症看護	認知症患者の看護領域で卓越した看護実践を行うために必要とされる理論および援助技法に関する科目が置かれていること。
8. リエゾン精神看護	リエゾン精神看護領域で卓越した看護実践を行うために必要とされる理論および援助技法に関する科目が置かれていること。
9. その他の精神看護	各大学が定める特定の精神保健問題に対する看護領域で卓越した看護実践を行うために必要とされる理論および援助技法に関する科目が置かれていること。
実習科目：	実習の内容は、以下の単位数を基準とするが、単位の配分については、各大学の定めるところにより、いずれかの実習に重点を置いてよい。
実習	<ol style="list-style-type: none"> 1. 専門看護師の役割機能の実習 (1単位相当) *役割モデルのいる施設での実習が望ましい。 2. 医療施設等における精神科診断・治療実習 (2単位相当) *精神科医・臨床心理士等からスーパービジョンを受けられることが望ましい。 3. 医療施設等における直接ケア実習 (4単位) *看護の専任教員と専門看護師 (または専門看護師相当レベルの臨床指導者) が協同で指導する体制が必要。 4. 専攻分野専門科目 (サブスペシャリティ) 領域における直接ケア実習 (2単位相当) *看護の専任教員と専門看護師 (または専門看護師相当レベルの臨床指導者) が協同で指導する体制が必要。 5. 医療施設または地域におけるコンサルテーション・コーディネーション実習 (1単位相当) *看護の専任教員と専門看護師 (または専門看護師相当レベルの臨床指導者) からのスーパービジョンを受けられる体制が必要。

添付資料

1. 修士課程の概要 (履修規程)
2. シラバス
3. 実習要項 (実習内容・実習場所・指導教員等)

【別表2-7 (38単位申請用)】

＜家族看護専攻教育課程＞審査規準

科目	審査規準
専攻分野共通科目：	<ul style="list-style-type: none"> ・これらの科目は、大学独自の考えに基づき、統合あるいは分化する事も可能であり、その内容によって審査すること。 ・全体として、専門看護師としての6つの機能及び6つの専攻分野教育目標の達成が可能であるかどうかの視点から審査する。 ・家族員の健康障害に対してキュアとケアの視点から治療に参画する能力を養うことが可能であるかどうかの視点から審査する。
1. 保健医療福祉制度のなかでの家族看護の役割、位置づけに関する科目	看護専門看護師の役割や家族と社会、保健医療福祉制度との関連を理解するために必要な科目が設置されていること。
2. 家族の健康及び生活に関する科目	家族、家族の健康、家族の生活をアセスメントしたうえで、健康障害を有する家族員と家族への卓越した援助ができるために必要な理論及び援助法に関する科目が設置されていること。あるいはいくつかの科目を組み合わせ、下記の内容を履修可能であること。 ①家族員の健康レベルの査定、②家族員の疾病・障害に対する診断・治療、③家族のアセスメント、④家族の健康と生活の関連のアセスメントなどに関わる理論とその活用方法
3. 家族看護援助方法に関する科目	家族に対する看護援助方法に関する理論や技法を理解したうえで、健康障害を有する家族員と家族への卓越した援助ができるために必要な理論及び援助法に関する科目が設置されていること。あるいはいくつかの科目を組み合わせ、下記の内容を履修可能であること。 ①家族を対象とした看護過程の展開や家族教育、家族へのサポート、ケースマネジメント、家族カウンセリング、家族療法などの介入方法に関する技法を活用する能力、②家族員の健康障害に関わる治療の過程を踏まえて家族に治療的な支援を行うことができる能力を養う科目
専攻分野専門科目：	
専門領域に関する科目は各大学で提示できる領域とする	特定の家族看護領域に関連した知識と援助方法を習得することを目標とした科目が設置されていること。あるいはいくつかの科目を組み合わせ、特定の健康問題を有する家族員とその家族に対して卓越した看護、高度な看護を提供できる能力を養う内容となっていること。すなわち、特定の疾患や状況に特化して、診断・治療に関する教育内容を学び、専門化した領域での卓越した知識と技術を習得するために、一つの領域を深めていく。
実習科目：	
実習	<ol style="list-style-type: none"> 1) 10単位以上の家族看護の実習を行っていること。 2) 家族への看護介入を10例以上経験していること。 3) 家族看護実践技術、コンサルテーション技術、調整技術、教育技術が習得可能な実習内容となっていること。 4) 健康障害を抱えている家族員と家族に対する高度な看護を実践すること。 (健康障害の査定、家族の査定、健康障害に対するキュアとケアを融合した看護介入、家族への看護介入) 5) スーパービジョンなど適切な指導体制が組まれていること。 6) 実習目標、内容を踏まえて、単位に相当する事例レポートや実習報告を課していること。

添付資料

1. 修士課程の概要 (履修規程)
2. シラバス
3. 実習要項 (実習内容・実習場所・指導教員等)

【別表2-8 (38単位申請用)】

＜感染看護専攻教育課程＞審査規準

科目	審査規準
専攻分野共通科目：	
専攻分野専門科目： 特定の分野に偏ることなく、全体としてバランスよく単位配分されていること。	
感染基礎に関する科目	感染防止の実践の基礎となる微生物及び免疫の知識を教授する科目が設けられていること。
応用無菌法に関する科目	消毒・滅菌・無菌操作の基礎及び無菌法の臨床における応用について教授する科目が設けられていること。
感染症の診断・医療処置に関する科目	感染症に関連する微生物検査、感染防御因子・感染状態に関する臨床所見、全身症状などによる感染症の診断ならびに感染症に対する薬物療法、カテーテル関連処置について教授する科目が設けられていること。
感染症看護に関する科目	地域及び病院内における感染症の発症要因及び流行、母性・小児・成人・老人の感染症患者の治療及び看護方法、易感染患者の看護について教授する科目が設けられていること。
感染防止法に関する科目	市中及び病院内感染の防止方法に関する看護活動、院内教育及び病院管理、医療従事者の健康管理について教授する科目が設けられていること。
実習科目： <ol style="list-style-type: none"> 1) 実習内容が明示されていること 施設の規模などの条件は規定しないが、全般的な感染防止活動ならびに感染症の診断・医療処置に関する課題の実習が可能でありかつ感染看護の実習対象（事例）を有する場であること。 2) 指導体制が明示されていること 感染看護実践に専門的に携わる看護職者または感染看護学を専門とする教員が指導にあたっていること。さらに、感染症の診断・医療処置に関する実習が可能な指導体制がとれていること。 	
実習	主として臨床の場において全般的な感染防止活動と、感染症患者及び易感染患者のケアについて実習すること。 感染症の診断・医療処置に関する実習を実施すること。

*全体として感染看護専門分野の教育目標の達成が可能であるか否かの観点から審査する。

添付資料

1. 修士課程の概要（履修規程）
2. シラバス
3. 実習要項（実習内容・実習場所・指導教員等）

【別表2-9 (38単位申請用)】

＜地域看護専攻教育課程＞審査規準

科目	審査規準
専攻分野共通科目：	
地域看護共通内容に関する科目	地域看護実践の共通基礎となる家族へのケア、地域看護に関する情報分析や研究方法に関する科目が設けられていること。
専攻分野専門科目：	
<ul style="list-style-type: none"> ・行政地域看護・産業看護・学校看護のいずれかの分野に重点を置いて選択し、かつ下記の科目内容が含まれていること。 ・特定の科目内容に片寄ることなく、全体としてバランスよく単位配分されていること。 	
地域看護ケアシステムの開発や運用に関する科目	選択した地域看護分野のケアシステムの開発や改善を図るためにケアシステム、ケアマネジメント、関係機関とのネットワークおよび社会資源の利用法や開発、政策形成に関する科目が含まれていること。
地域看護方法や技術に関する科目	選択した地域看護分野の看護の方法や技術に関する科目が含まれていること。
地域看護の計画や評価に関する科目	選択した地域看護分野の実践プログラムの立案と評価方法に関する科目が含まれていること。
地域看護の運営や管理に関する科目	選択した地域看護分野のケア提供のためのデータ管理、フォローアップ方法、効率的な運営方法、包括的リスクアセスメント、リスクマネジメント方略とシステム開発に関する科目が含まれていること。
実習科目：	
<p>1. 実習場の要件</p> <p>専門看護師として活動すると想定される地域看護の場において下記の内容が体験でき、かつその実習対象を有する実習場であること。</p>	
<p>2. 指導体制の要件</p> <p>1) 実習場において実習指導や調整を行う実習担当者を決めること。</p> <p>2) 大学研究科の地域看護学担当教員が指導に当たること。</p> <p>3) 実習場指導者と担当教員が協力体制の下で指導に当たること。</p>	
実習	<p>1) 実習場の選択</p> <p>専門看護師として活動すると想定される地域看護の現場で行政地域看護、産業看護、学校看護のいずれかの分野に重点をおいて実習すること。</p> <p>2) 実習内容</p> <p>選択した地域看護分野についてアセスメント、ケアシステム、ケア方法、計画と評価、ケアの運営や管理について、上記の科目を実習において、さらに理解が深められるようにする。</p> <p>また、専門看護師としての6つの能力(卓越した実践、教育、相談、連携調整、研究、倫理的問題の調整)形成の基盤となる実習を展開すること。</p> <p>3) 実習レポート作成</p> <p>実習レポートを作成し、実習場の指導者と大学研究科教員から指導を受けること。</p>

添付資料

1. 修士課程の概要（履修規程）
2. シラバス
3. 実習要項（実習内容・実習場所・指導教員等）

【別表2-10（38単位申請用）】

＜クリティカルケア看護専攻教育課程＞審査規準

科目	審査規準
専攻分野共通科目： 1) 申請校が開設する1～4の各々の授業科目が、それぞれ2単位相当の内容を含んでいること。 2) 下記の科目の1と2のいずれか、および3、4、5のいずれかの内容をバランスよく含んでいること。	
1. 人間存在に関する科目	
2. 危機とストレスに関する科目	
3. クリティカル状況でのフィジカルアセスメントに関する科目	
4. 重症患者の代謝病態生理学に関する科目	
5. クリティカルケア治療管理に関する科目	
専攻分野専門科目： 1) 申請校が開設する1～4の授業科目は、それぞれが2単位相当の内容を含み、かつ4科目以内で8単位となるように編成されていること。 2) 1～4の科目を必ず含むこと。	
1. クリティカルケア看護実践に関する科目Ⅰ	
2. クリティカルケア看護実践に関する科目Ⅱ	
3. クリティカルケア看護実践に関する科目Ⅲ	
4. クリティカルケア看護実践に関する科目Ⅳ	
実習科目：	
実習 クリティカルケア看護実習	2) クリティカルケア看護専攻分野教育目標にそって以下のような実習目標（到達基準）が含まれていること。 ①クリティカル期の患者の身体的状態について専門的に判断し、必要なケア・処置が実践できる。 ②患者の苦痛を効果的に緩和し、安楽をはかることができる。 ③患者の尊厳を守り、倫理的問題に対応する。 ④治療環境を総合的に管理する。 2) 実習内容 クリティカルケア看護専攻教育課程の実習内容に準ずる。 3) 実習場所の条件 常時、集中治療管理を受けている患者を相当数受け入れている施設であること。 4) 指導体制 クリティカルケア看護実践に専門的に携わる看護職またはクリティカルケア看護学を専門とする教員が指導にあっていること。

添付資料

1. 修士課程の概要（履修規程）
2. シラバス
3. 実習要項（実習内容・実習場所・指導教員等）

【別表2-11 (38単位申請用)】

＜在宅看護専攻教育課程＞審査規準

科目	審査規準
専攻分野共通科目：	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療福祉制度とケアシステム、ならびにケアマネジメント、在宅ケア事業所の管理、質改善に関する科目を6単位相当、利用者・家族のアセスメント、医療処置、在宅看護援助方法に関する科目を4単位相当含んでいること。 ・下記の科目内容の単位配分が偏らないようにバランスよく配分されていること。
①保健医療福祉の制度・体制およびケアマネジメントに関する科目	在宅療養に関する保健医療福祉制度・ケアシステム構築およびケアマネジメント
②利用者・家族の健康と生活のアセスメントに関する科目	利用者・家族の心身および生活環境アセスメント
③在宅看護援助および指導に関する科目	複雑で困難な課題を持つ利用者・家族の在宅療養を指導・支援する内容
④医療処置に関する科目	在宅療養者に必要な医療処置
⑤訪問看護ステーション等の管理・運営、ケアの質改善に関する科目	在宅ケア事業所の管理・運営および経営戦略、ケアの質評価と改善方法
専攻分野専門科目：	高度の判断を必要とする専門性の高い在宅看護実践に関する科目を含んでいること。
① 自立促進に関する看護 ② 医療的ケアに関する看護 ③ 多問題・困難課題に関する看護 ④ 終末期ケアに関する看護	<ul style="list-style-type: none"> ・自立促進のためのケア、医療処置が必要な利用者のケア、多問題・困難課題を抱える利用者のケア、終末期ケアにおける専門性の高い在宅看護実践方法を含む内容であること。
実習科目：	
1. 実習場の要件 専門看護師として活動すると想定される在宅看護の場において、専攻分野専門科目で選択した内容の修学ができる実習場であること。	
2. 指導体制の要件 <ol style="list-style-type: none"> 1) 実習場において実習指導や調整を行う実習担当者を決めること。 2) 大学研究科の在宅看護学担当教員が指導に当たること。 3) 実習場指導者と担当教員が協体制の下で指導に当たること。 	
実習内容	1) ～3) が含まれていること 1) 専門看護師としての6つの能力(卓越した実践、教育、相談、連携調整、研究、倫理的問題の調整)を高め、在宅看護スペシャリストとしての役割を担う実習であること。 2) 訪問看護事業者等の管理・運営およびケアの質改善について理解できる実習であること。 3) 医療機関等の連携を含め、在宅医療チームに関する実習であること。

添付資料

1. 修士課程の概要(履修規程)
2. シラバス
3. 実習要項(実習内容・実習場所・指導教員等)

3. e-learning を含む授業の認定規準

- 1) 所属研究科において、e-learning を正規の科目として位置付けていることが明示されていること。
- 2) 科目内容が適切であること（科目目的との整合性、科目目的への統合性、対象受講生に対する水準の適切性など）。
- 3) 看護の視点からの学習の深まりを確認する方法が示されていること（対面などにより学習効果を確認する方法が示されているなど）。
- 4) 聴講後の評価方法が適切であること。

注意)

上記の基準を満たしていることを示すために、申請に当たっては、内容の詳細（1コマの時間数、使用される教材、文献、教授される内容など）に関する資料を示すこと。

IV 専門看護師教育課程の分野特定のための基準

1. 独立した専門分野として一定の安定性・発展性が保証されうること。
2. 変化する社会的ニーズ、看護ニーズに対して、実践的な専門性が確立されうること。
3. 学問的に知識および技術に広がりと深さがあること。(基礎教育の中である程度一般的に教授されていること、学会の存在、学会誌等専門誌の存在)
4. すでに専門看護分野としての教育課程が存在し、複数の大学院で教育が実施されていること。

平成23年12月10日制定

V 申請手続きについて（38単位申請用）

専門看護師教育課程の認定（新規および更新）を申請する機関は、専門看護師教育課程認定規程および細則に則り以下の書類と所定の審査料の振込控（コピー可）を添えて、専門看護師教育課程認定委員会事務局までご提出ください。

審査対象となる教育課程は、当該大学の学則や履修規程等において「専門看護師の教育課程であること」が明示されている必要があります（日本看護系大学協議会専門看護師教育課程認定規程第3条(1)）。開設年度の前年度に申請でき、開設年度から10年間で認定の有効期間となります。ただし、平成24年度に限り、①平成23年度に開設した（有効期間は平成23年度より）、②平成24年度に開設した（有効期間は平成24年度より）、③平成25年度に開設予定（有効期間は平成25年度より）の3つの教育課程を受け付けます。

添付資料のシラバス等については、学生に対して提示している冊子体の現行のもの（申請年度版）で、審査対象科目の具体的な教育内容を含んでいることが求められます（電子媒体であり実物の冊子として存在しない場合は、該当箇所をプリントアウトしたものを提出のうえ、ホームページアドレスを明示してください）。

1. 募集期間

平成24年7月2日（月）～7月31日（火）（必着）

*すべての申請・届け出書類について、この期間以外は原則的に受け付けませんのでご注意ください。

2. 申請・届け出書類・添付資料

申請・届け出書類については、p.120（新規審査申請）、p.121（更新審査申請）、p.121～122（科目の追加・科目内容・科目単位の変更審査申請）、p.122（大学・研究科・教育課程・コース・科目名の変更届け出）の「申請書類・添付資料一覧表、届け出書類」をご参照のうえ、指定の様式がある場合はそれに沿って作成してください。

様式は、日本看護系大学協議会ホームページ (<http://janpu.or.jp>) よりダウンロードすることもできます。

【申請書類提出についてのお願い】

- 申請書類は、ファイルで綴じてご提出ください。
- 適宜、項目ごとに仕切りカードを入れ、インデックスを付けるなどしてください。
- 学則や履修規程等において、専門看護師の教育課程である旨について明記されている箇所にマーキングをし、付箋をしてください。

3. 審査料

p.122の一覧表にて金額をご参照のうえ、下記の日本看護系大学協議会会費納入口座に振り込み、振り込み控え（コピー可）を申請書類に添えて提出してください。電子振込等で納入控がない場合には、任意の書式で金額および納入日時について記載した文書を添付してください。

<振込先>できるだけ郵便振替をご利用くださいますようお願い致します。

●郵便振替 口座名称 一般社団法人日本看護系大学協議会 口座番号 00140-3-688456	●銀行振込 銀行名 三井住友銀行 神田駅前支店 口座種別 普通預金 口座番号 1768867 口座名称 一般社団法人日本看護系大学協議会
--	---

4. 申請書類の提出先

宅配便（ゆうパック不可）にて、下記まで送付ください。

<送付先>

〒101-0047 東京都千代田区内神田2-11-5 大沢ビル 6階
 一般社団法人 日本看護系大学協議会事務局
 TEL : 03-6206-9451/FAX : 03-6206-9452

5. 審査結果の通知

平成25年3月末日までに、申請者宛に通知いたします。審査状況および結果について、途中の問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

6. 申請についての問い合わせ先

一般社団法人 日本看護系大学協議会専門看護師教育課程認定委員会（東京女子医科大学 看護学部内）

委員長 田中 美恵子 TEL/FAX : 03(3357)4898

事務局 田中 美恵子/異儀田 はづき/嵐 弘美

E-mail : janpu-cns.blk@twmu.ac.jp *なるべくメールでのお問い合わせをお願いいたします。

*上の事務局は、平成24年6月18日までとなります。

それ以降の事務局は、日本看護系大学協議会HPでお知らせいたします。

【新規】専門看護師教育課程認定審査申請書類・添付資料一覧
 (認定規程第4条、細則第7条)

審査申請	<<申請書類>> 専門看護師教育課程認定審査申請書 【細則の様式1】 ※ ホームページ上の「申請書の手続きおよび記載例」をよくお読みになりご記入ください	(部数) 1部
	<<添付資料>> 専門看護師教育課程認定審査料振込控 (コピー可)	1部
共通科目	<<申請書類>> 共通科目 A, B の照合表 【細則の様式 2-1, 2-2 を参考にする】	15部
	<<添付資料>> (1) 学則、履修規程、内規、教育課程等 (専門看護師の教育課程である旨の明示) (2) シラバス等 (時間数および審査対象科目の具体的な教育内容) (3) 単位認定者の経歴 (科目内容の指導に関わる教員全員について) 【様式 15-1 を参考にする】	
専攻教育課程	<<申請書類>> 専攻教育課程照合表 【細則の様式 3-1~11】	各専攻教育課程 6部
	<<添付資料>> (1) 学則、履修規程、内規、教育課程等 (専門看護師の教育課程である旨の明示) (2) シラバス等 (時間数、指導教員および審査対象科目の具体的な教育内容) (3) 実習施設機関 ①実習施設機関概要 【指定様式なし】 ②実習施設機関のパンフレット等 (4) 単位認定者および実習指導者の経歴 (科目内容の指導に関わる教員および実習指導者全員について) 【細則の様式 15-1 および 15-2 を参考にする】	
備考：資料としてシラバスや履修規程等を抜き刷りにして添付する場合には、これとは別に、冊子化して学生に提示しているシラバス等の本体2部を添付すること。各資料は、A4判縦サイズに整え、左端に2穴の穴をあけて綴ること。(申請資料は、認定の有無にかかわらず日本看護系大学協議会にて10年間保存します。)		

◎既に認定されている教育課程が、科目の追加認定を申請する場合は、当該教科について、上記に準じた資料等を提

出すること。なお1科目のみの申請でも、冊子体のシラバス2冊を添付すること。

◎再申請の場合、照合表に今回の申請単位とともに前回認定時の単位（2年間有効）をカッコ付で付記し、その下に合わせて認定年度を付記すること。前回申請時に認められた科目の内容に変更を加えた場合には、様式13-1、または13-2にその変更内容について説明書きをすること。照合表に前回申請時の単位数の記載がない場合には、既認定の単位を放棄したものとみなします。

【更新】 専門看護師教育課程認定更新審査申請書類・添付資料一覧
(認定規程第8条、細則第12条)

審査申請	<<申請書類>> 専門看護師教育課程認定更新審査申請書 【細則の様式1-2】 ※ホームページ上の「申請書の手続きおよび記載例」をよくお読みになりご記入ください	(部数) 1部
	<<添付資料>> 専門看護師教育課程認定更新審査料振込控	1部
共通科目	<<申請書類>> 共通科目A,Bの照合表 ※変更点を朱書きのこと。 【細則の様式2-1,2-2】	3部
	<<添付資料>> (1) 前回認定時の照合表および変更点の説明書【細則の様式10-1】 (2) シラバス等 (3) 単位認定者の経歴（科目内容の指導に主として関わる教員について） 【細則の様式15-1を参考にする】	
専攻教育課程	<<申請書類>> 専攻教育課程照合表 ※変更点を朱書きのこと。 【細則の様式3-1~11】	各専攻教育課程 6部
	<<添付資料>> (1) 前回認定時の照合表および変更点の説明書 【様式10-2】 (2) シラバス等 (3) 単位認定者の経歴（科目内容の指導に主として関わる教員について） 【細則の様式15-2を参考にする】 (4) 実習施設機関と実習指導者のリスト 【指定様式なし】 (5) 10年間の実績報告書 【様式11】 (6) 10年間の実績に関する自己評価と今後10年の展望等 【様式12】	
備考：資料としてシラバス等を抜き刷りにして添付する場合には、これとは別に、冊子化して学生に提示しているシラバス等の本体2部を添付すること。		

【科目の追加・科目内容・科目単位の変更】 専門看護師教育課程認定科目の追加・科目内容・科目単位の変更
審査申請書類・添付資料一覧（認定規程第4条2、細則第7条3）

審査申請	<<申請書類>> 専門看護師教育課程認定審査申請書 【細則の様式1】 ※ ホームページ上の「申請書の手続きおよび記載例」をよくお読みになりご記入ください	(部数) 1部
	<<添付資料>> 専門看護師教育課程認定更新審査料振込控	1部
共通科目	<<申請書類>> 共通科目A,Bの照合表 ※変更点を朱書きのこと。 【細則の様式2-1,2-2】 <<添付資料>> (1) 前回認定時の照合表および変更点の説明書 【様式13-1】 (2) シラバス等	1科目につき3部

	(3) 単位認定者の経歴 (科目内容の指導に主として関わる教員について) 【細則の様式 15-1 を参考にする】	
専攻教育課程	《申請書類》 専攻教育課程照合表 ※変更点を朱書きのこと。 【細則の様式 3-1～11】	各専攻教育課程 6部
	《添付資料》 (1) 前回認定時の照合表および変更点の説明書 【様式 13-2】 (2) シラバス等 (3) 単位認定者の経歴 (科目内容の指導に主として関わる教員について) 【細則の様式 15-1 を参考にする】 (4) 実習を含む場合、実習施設機関と実習指導者のリスト 【指定様式なし】	
	備考：単位の分配に関する変更はこれに該当する。 資料としてシラバス等を抜き刷りにして添付する場合には、これとは別に、冊子化して学生に提示しているシラバス等の本体2部を添付すること。 各資料は、A4判縦サイズに整え、左端に2穴の穴をあけて綴じること。 (申請資料は、認定の有無にかかわらず日本看護系大学協議会にて10年間保存します。)	

◎再申請の場合、照合表に今回の申請単位とともに前回認定時の単位(2年間有効)をカッコ付で付記し、その下に合わせて認定年度を付記すること。

【大学・研究科・教育課程・コース・科目名の変更届け出】
(認定規程第10条2,3)

《提出書類》大学・研究科・教育課程・コース・科目名称に関する変更届け出書 【様式14】

専門看護師教育課程認定審査料一覧

申請種類	審査料
新規申請 (共通科目 A, B) ※ 大学として初めて申請する場合	10万円 (1大学につき)
新規申請 (専攻教育課程) ※ 大学として初めて申請する場合、もしくは既に他の専攻教育課程が認定を受けていて異なる専攻教育課程を申請する場合	1専攻教育課程につき10万円
更新申請 (共通科目 A, B)	10万円 (1大学につき)
更新申請 (専攻教育課程)	1専攻教育課程につき10万円
共通および専攻教育課程の科目の追加・科目内容の変更、科目単位の変更による申請	1科目につき2万円
大学・研究科・教育課程・コース・科目名の変更の届け出	無料

◎再申請時の審査料について、共通科目については、認定の有無にかかわらず、申請科目数×2万円とする。共通科目の認定単位は、専攻教育課程が認定されていない場合、その有効期間は2年間である。専攻教育課程については、認定されるまで、申請科目数にかかわらず、1専門分野につき10万円とする。

◎金額について不明な場合は、事前に事務局まで問い合わせのこと。

各種様式
(38 単位申請用)

【様式1（38単位申請用）】

一般社団法人 日本看護系大学協議会
 専門看護師教育課程認定審査申請書

年 月 日

一般社団法人

日本看護系大学協議会 代表理事様

教育機関名：

代表者（職位）：

印

本学は、以下について専門看護師教育課程認定規程第4条による認定を受けたく、
 所定の関係書類および審査料を添えて申請いたします。

申請する専門看護分野	申請大学院の教育課程コース名※	申請分野の責任者 氏名（職位）
共通科目 <input type="checkbox"/> 有（新規（初・再）・科目の追加・ 科目単位の変更・科目内容の変更 <input type="checkbox"/> 無		
看護分野 （新規（初・再）・科目の追加・ 科目内容の変更・科目単位の変更）		
看護分野 （新規（初・再）・科目の追加・ 科目内容の変更・科目単位の変更）		
看護分野 （新規（初・再）・科目の追加・ 科目内容の変更・科目単位の変更）		
看護分野 （新規（初・再）・科目の追加・ 科目内容の変更・科目単位の変更）		

※貴大学で公表している専門分野のコース名まで記載して下さい。上記の記載をもって
 本協議会より認定された教育課程として公表いたします。

記載例

【様式1 (38単位申請用)】

一般社団法人 日本看護系大学協議会

専門看護師教育課程認定審査申請書

2012年 7月 1日

一般社団法人

日本看護系大学協議会 代表理事様

教育機関名が大学の場合は、代表者は学長名または理事長名で、教育機関名が大学院または研究科の場合は研究科長名で申請してください。

教育機関名： ○○大学大学院保健学研究科

代表者（職位）： 研究科長 ○○ ○○ 印

本学は、以下について専門看護師教育課程認定規程第4条による認定を受けたく、所定の関係書類および審査料を添えて申請いたします。

申請する専門看護分野	申請大学院の教育課程コース名※	申請分野の責任者氏名（職位）
共通科目 <input checked="" type="checkbox"/> 有（新規 (初)・再）・科目の追加・科目単位の変更・科目内容の変更 <input type="checkbox"/> 無	○○大学大学院保健学研究科 看護学専攻博士前期課程	○○ ○○（教授）
がん看護分野 （新規 (初)・再）・科目の追加・科目内容の変更・科目単位の変更）	成人看護学分野がん看護 CNS コース	○ ○○（教授）
看護分野 （新規（初・再）・科目の追加・科目内容の変更・科目単位の変更）	基礎看護学分野感染看護 CNS コース	○○ ○（教授）
看護分野 （新規（初・再）・科目の追加・科目内容の変更・科目単位の変更）		
看護分野 （新規（初・再）・科目の追加・科目内容の変更・科目単位の変更）		

※貴大学で公表している専門分野のコース名まで記載して下さい。上記の記載をもって本協議会より認定された教育課程として公表いたします。

【様式1-2 (38単位申請用)】

一般社団法人 日本看護系大学協議会
専門看護師教育課程認定審査申請書

(更新)

年 月 日

一般社団法人

日本看護系大学協議会 代表理事様

教育機関名：

代表者（職位）：

印

本学は、以下について専門看護師教育課程認定規程第8条による認定を受けたく、
所定の関係書類および審査料を添えて申請いたします。

申請する専門看護分野	申請大学院の教育課程コース名※	申請分野の責任者氏名 (職位)
共通科目		
看護分野		
看護分野		
看護分野		
看護分野		

※貴大学で公表している専門分野のコース名まで記載して下さい。上記の記載をもって
本協議会より認定された教育課程として公表いたします。

記載例

【様式1-2 (38単位申請用)】

一般社団法人 日本看護系大学協議会
専門看護師教育課程認定審査申請書

(更新)

2012年 7月 1日

一般社団法人

日本看護系大学協議会 代表理事様

教育機関名：〇〇県立看護大学
代表者（職位）：学長 〇〇 〇〇 印

本学は、以下について専門看護師教育課程認定規程第8条による認定を受けたく、所定の関係書類および審査料を添えて申請いたします。

申請する専門看護分野	申請大学院の教育課程コース名※	申請分野の責任者氏名 (職位)
共通科目	〇〇県立看護大学看護学研究科修士 課程	〇〇 〇 (教授)
慢性看護分野	実践看護学領域慢性期看護学分野	〇 〇〇 (教授)
看護分野		〇〇 〇〇 (教授)
看護分野		
看護分野		

※貴大学で公表している専門分野のコース名まで記載して下さい。上記の記載をもって本協議会より認定された教育課程として公表いたします。

【様式2（38単位申請用）】

共通科目Aの照合表

申請大学院名： _____

認定日（西暦）

年 月 日

有効期間（西暦）

年 月～ 年 月

基準の科目名	大学院の該当科目	その科目の内容	単位		認定 単位
			履修 単位	申請 単位	
看護教育論					
看護管理論					
看護理論					
看護研究					
コンサルテーション論					
看護倫理					
看護政策論					
			認定合計単位 単位		

【添付資料】

- 1.
- 2.

【様式2（38単位申請用）】

共通科目Bの照合表

申請大学院名： _____

認定日（西暦）

年 月 日

有効期間（西暦）

年 月～ 年 月

基準の科目名	大学院の該当科目	その科目の内容	単位		認定 単位
			履修 単位	申請 単位	
臨床薬理学					
フィジカルア セスメント					
病態生理学					
			認定合計単位 単位		

【添付資料】

- 1.
- 2.

【様式3-1 (38単位申請用)】

専攻教育課程照合表

専門看護分野：がん看護

認定日(西暦)

年 月 日

申請大学院名： _____

有効期間(西暦)

年 月～ 年 月

	科目	大学院該当科目	その科目の内容	履修 単位	申請 単位	認定 単位
専攻 分野 共通 科目	1. がん看護に関する病態生理学					
	2. がん看護に関する理論					
	3. がん治療支援に関わる看護援助論					
専攻 分野 専門 科目	1. がん薬物療法看護					
	2. 放射線療法看護					
	3. 幹細胞移植看護					
	4. がんリハビリテーション看護					
	5. 緩和ケア					
	6. がん予防・早期発見					
実習 科目						
				認定合計単位 単位		

【添付資料】

- 1.
- 2.
- 3.

【様式3-2 (38単位申請用)】

専攻教育課程照合表

専門看護分野：慢性看護

認定日(西暦)

年 月 日

申請大学院名： _____

有効期間(西暦)

年 月～ 年 月

	科目	大学院該当科目	その科目の内容	履修 単位	申請 単位	認定 単位
専攻 分野 共通 科目	1. 慢性病者の行動理解に関する科目					
	2. 慢性病者の査定に関する科目					
	3. 慢性病者への支援技術に関する科目					
	4. 制度や体制に関する科目					
	5. 治療や療養を支える治療環境整備に関する科目					
実習科目	実習					
				認定合計単位 単位		

【添付資料】

- 1.
- 2.
- 3.

【様式3-3 (38単位申請用)】

専攻教育課程照合表

専門看護分野：母性看護

認定日(西暦)

年 月 日

申請大学院名： _____

有効期間(西暦)

年 月～ 年 月

	科目	大学院該当科目	その科目の内容	履修 単位	申請 単位	認定 単位
専攻分野 共通科目	1. 対象理解に関する科目					
	2. 周産期にある母子の援助に関する科目					
	3. 女性のライフサイクル全般にわたる援助に関する科目					
専攻分野 専門科目	1. 周産期看護に関する科目					
	2. 女性の健康への援助に関する科目					
実習科目	実習					
				認定合計単位		
				単位		

【添付資料】

- 1.
- 2.
- 3.

【様式3-4 (38単位申請用)】

専攻教育課程照合表

専門看護分野：小児看護

認定日(西暦)

年 月 日

申請大学院名： _____

有効期間(西暦)

年 月～ 年 月

	科目	大学院該当科目	その科目の内容	履修 単位	申請 単位	認定 単位
専攻分野 共通科目	1. 小児・家族の成長・発達／健康 生活に関する科目					
	2. 小児看護対象の査定に関する科目					
	3. 小児の病態・治療に関する科目					
	4. 小児看護援助の方法に関する 科目					
	5. 小児の保健／医療環境／制度に 関する科目					
専攻分野 専門科目	1. 専門領域に関する科目 <各大学で専門領域を提示する>					
実習科目	実習					
				認定合計単位		
				単位		

【添付資料】

- 1.
- 2.
- 3.

【様式3-5 (38単位申請用)】

専攻教育課程照合表

専門看護分野：老人看護

認定日 (西暦)

年 月 日

申請大学院名： _____

有効期間 (西暦)

年 月～ 年 月

	科目	大学院該当科目	その科目の内容	履修 単位	申請 単位	認定 単位
専攻分野 共通科目	1. 老人看護の基盤となる科目					
	2. 高齢者の健康生活評価に関する科目					
	3. 老年期の疾患と検査、治療に関する科目					
	4. 高齢者と家族への看護実践に関する科目					
	5. 高齢者保健医療福祉政策とサポートシステムに関する科目					
専攻分野 専門科目	1. 急性期における老人看護に関する科目					
	2. 慢性期における老人看護に関する科目					
	3. 在宅における老人看護に関する科目					
	4. 施設における老人看護に関する科目					
	5. 認知症老人看護に関する科目					
	6. 終末期における老人看護に関する科目					
実習科目	実習					
				認定合計単位 単位		

【添付資料】

- 1.
- 2.
- 3.

【様式3-6 (38単位申請用)】

専攻教育課程照合表

専門看護分野：精神看護

認定日(西暦)

年 月 日

申請大学院名： _____

有効期間(西暦)

年 月～ 年 月

	科目	大学院該当科目	その科目の内容	履修 単位	申請 単位	認定 単位
専攻分野 共通科目	1. 歴史・法制度に関する科目					
	2. 精神・身体状態の評価に関する科目					
	3. 精神科治療技法に関する科目					
	4. 精神看護理論、援助技法に関する科目					
専攻分野 専門科目	1. 救急・急性期精神看護					
	2. 慢性期精神看護					
	3. 依存症看護					
	4. 児童・思春期精神看護					
	5. 精神訪問看護					
	6. 地域精神看護					
	7. 認知症看護					
	8. リエゾン精神看護					
	9. その他の精神看護					
実習科目	実習					
				認定合計単位 単位		

【添付資料】

- 1.
- 2.
- 3.

【様式3-7 (38単位申請用)】

専攻教育課程照合表

専門看護分野：家族看護

認定日(西暦)

年 月 日

申請大学院名： _____

有効期間(西暦)

年 月～ 年 月

	科目	大学院該当科目	その科目の内容	履修 単位	申請 単位	認定 単位
専攻分野 共通科目	1. 保健医療福祉制度のなかでの 家族看護の役割、位置づけに 関する科目					
	2. 家族の健康及び生活に関する科目					
	3. 家族看護援助方法に関する科目					
専攻分野 専門科目	1. 専門領域に関する科目は各大学 で提示できる領域とする					
実習科目	実習					
				認定合計単位 単位		

【添付資料】

- 1.
- 2.
- 3.

【様式3-8 (38単位申請用)】

専攻教育課程照合表

専門看護分野：感染看護

認定日(西暦)

年 月 日

申請大学院名： _____

有効期間(西暦)

年 月～ 年 月

	科目	大学院該当科目	その科目の内容	履修 単位	申請 単位	認定 単位
専攻分野 共通科目						
専攻分野 専門科目	1. 感染基礎に関する科目					
	2. 応用無菌法に関する科目					
	3. 感染症の診断・医療処置に関する科目					
	4. 感染症看護に関する科目					
	5. 感染防止法に関する科目					
実習科目	実習					
				認定合計単位 単位		

【添付資料】

- 1.
- 2.
- 3.

【様式3-9 (38単位申請用)】

専攻教育課程照合表

専門看護分野：地域看護

認定日(西暦)

年 月 日

申請大学院名： _____

有効期間(西暦)

年 月～ 年 月

	科目	大学院該当科目	その科目の内容	履修 単位	申請 単位	認定 単位
専攻分野 共通科目	1. 地域看護共通内容に関する科目					
専攻分野 専門科目	1. 地域看護ケアシステムの開発や運用に関する科目					
	2. 地域看護方法や技術に関する科目					
	3. 地域看護の計画や評価に関する科目					
	4. 地域看護の運営や管理に関する科目					
実習科目	実習					
				認定合計単位 単位		

【添付資料】

- 1.
- 2.
- 3.

【様式3-10 (38単位申請用)】

専攻教育課程照合表

専門看護分野：クリティカルケア看護
 申請大学院名： _____

認定日 (西暦) 年 月 日
 有効期間 (西暦) 年 月～ 年 月

	科目	大学院該当科目	その科目の内容	履修 単位	申請 単位	認定 単位
専攻分野 共通科目	1. 人間存在に関する科目					
	2. 危機とストレスに関する科目					
	3. クリティカル状況でのフィジカルアセスメントに関する科目					
	4. 重症患者の代謝病態生理学に関する科目					
	5. クリティカルケア治療管理に関する科目					
専攻分野 専門科目	1. クリティカルケア看護実践に関する科目Ⅰ					
	2. クリティカルケア看護実践に関する科目Ⅱ					
	3. クリティカルケア看護実践に関する科目Ⅲ					
	4. クリティカルケア看護実践に関する科目Ⅳ					
実習科目	クリティカルケア看護実習					
				認定合計単位		
				単位		

【添付資料】

- 1.
- 2.
- 3.

【様式3-11 (38単位申請用)】

専攻教育課程照合表

専門看護分野：在宅看護

認定日(西暦)

年 月 日

申請大学院名： _____

有効期間(西暦)

年 月～ 年 月

	科目	大学院該当科目	その科目の内容	履修 単位	申請 単位	認定 単位
専攻分野 共通科目	1. 保健医療福祉の制度・体制および ケアマネジメントに関する科目					
	2. 利用者・家族の健康と生活の アセスメントに関する科目					
	3. 在宅看護援助および指導に関する 科目					
	4. 医療処置に関する科目					
	5. 訪問看護ステーション等の 管理・運営、ケアの質改善に 関する科目					
専攻分野 専門科目	1. 自立促進に関する看護 2. 医療的ケアに関する看護 3. 多問題・困難課題に関する看護 4. 終末期ケアに関する看護					
実習科目	実習					
				認定合計単位		
				単位		

【添付資料】

- 1.
- 2.
- 3.

【様式4（38単位申請用）】

第 号

有効期限（西暦）年 月

専門看護師教育課程
認定証

様

貴大学院の申請による〇〇〇〇を、△△△△分野の
専門看護師教育課程と認定し、この証を交付します。

（西暦）年 月 日

一般社団法人

日本看護系大学協議会

代表理事

【様式4-2 (38単位申請用)】

第 号

初回認定 (西暦) 年 月

有効期限 (西暦) 年 月

専門看護師教育課程
認定証 (更新)

様

貴大学院の申請による〇〇〇〇を、△△△△分野の
専門看護師教育課程と認定し、この証を交付します。

(西暦)年 月 日

一般社団法人

日本看護系大学協議会

代表理事

【様式5-1 (38単位申請用)】

専門看護師教育課程 (38単位) 認定名簿 (1)

番号	(西暦)年月日	認定した教育課程		有効期間(西暦)年月
		大学	専門看護師教育課程	

【様式5-2 (38単位申請用)】

専門看護師教育課程認定 (38単位) 名簿 (2)

番号	(西暦)年月日	< 専攻教育課程 >		有効期間(西暦)年月
		大学	コース	

【様式6（38単位申請用）】

日本看護協会
会長 様

年 月 日
一般社団法人 日本看護系大学協議会
代表理事

〇〇年度専門看護師教育課程認定結果の通知について

〇〇年度日本看護系大学協議会において、下記にあげた教育課程を専門看護師教育課程として認定致しましたので、ご通知申し上げます。なお、認定した教育課程の科目及び内容は、添付資料（様式7・8）の通りです。

記

がん看護専門分野：

慢性看護専門分野：

母性看護専門分野：

小児看護専門分野：

老人看護専門分野：

精神看護専門分野：

家族看護専門分野：

感染看護専門分野：

地域看護専門分野：

クリティカルケア看護専門分野：

在宅看護専門分野：

上記の専門看護師教育課程の有効期間は、(西暦) 年 月より 年 月とする。

【様式 7-1 (38 単位申請用)】

共通科目 A の認定表 (38 単位)

認定日 (西暦) 年 月 日

有効期間 (西暦) 年 月 ~ 年 月

申請大学院名 : _____

基準の科目名	大学院の該当科目	単位	
		履修単位	認定単位
看護教育論			
看護管理論			
看護理論			
看護研究			
コンサルテーション論			
看護倫理			
看護政策論			
		認定合計単位	
		単位	

【様式 7-2 (38 単位申請用)】

共通科目 B の認定表 (38 単位)

認定日 (西暦) 年 月 日

有効期間 (西暦) 年 月 ~ 年 月

申請大学院名 : _____

基準の科目名	大学院の該当科目	単位	
		履修単位	認定単位
臨床薬理学			
フィジカルアセスメント			
病態生理学			
		認定合計単位	
		単位	

【様式8-1 (38単位申請用)】

専攻教育課程認定表 (38単位)

認定日 (西暦) 年 月 日

有効期間 (西暦) 年 月～ 年 月

専門看護分野：がん看護

申請大学院名： _____

	科目	大学院該当科目	履修 単位	認定 単位
専攻分野 共通科目	1. がん看護に関する病態生理学			
	2. がん看護に関する理論			
	3. がん治療支援に関わる看護援助論			
専攻分野 専門科目	1. がん薬物療法看護			
	2. 放射線療法看護			
	3. 幹細胞移植看護			
	4. がんリハビリテーション看護			
	5. 緩和ケア			
	6. 予防・早期発見			
実習科目	実習			
			認定合計単位 単位	

【様式8-2 (38単位申請用)】

専攻教育課程認定表 (38単位)

認定日 (西暦) 年 月 日

有効期間 (西暦) 年 月 ~ 年 月

専門看護分野：慢性看護

申請大学院名： _____

	科目	大学院該当科目	履修 単位	認定 単位
専攻 分野 共通 科目	1. 慢性病者の行動理解に関する科目			
	2. 慢性病者の査定に関する科目			
	3. 慢性病者への支援技術に関する 科目			
	4. 制度や体制に関する科目			
	5. 治療や療養を支える治療環境整備 に関する科目			
実 習 科 目	慢性看護実習 実習報告書			
			認定合計単位 単位	

【様式 8-3 (38 単位申請用)】

専攻教育課程認定表 (38 単位)

認定日 (西暦) 年 月 日
 有効期間 (西暦) 年 月 ~ 年 月

専門看護分野：母性看護

申請大学院名： _____

	科目	大学院該当科目	履修 単位	認定 単位
専攻 分野 共通 科目	1. 対象理解に関する科目			
	2. 周産期にある母子の援助に関する 科目			
	3. 女性のライフサイクル全般に わたる援助に関する科目			
専攻 分野 専門 科目	1. 周産期看護に関する科目			
	2. 女性の健康への援助に関する科目			
実習 科目	実習			
			認定合計単位 単位	

【様式8-4 (38単位申請用)】

専攻教育課程認定表 (38単位)

認定日 (西暦) 年 月 日

有効期間 (西暦) 年 月～ 年 月

専門看護分野：小児看護

申請大学院名： _____

	科目	大学院該当科目	履修 単位	認定 単位
専攻 分野 共通 科目	1. 小児・家族の成長・発達／健康 生活に関する科目			
	2. 小児看護対象の査定に関する科目			
	3. 小児の病態・治療に関する科目			
	4. 小児看護援助の方法に関する 科目			
	5. 小児の保健／医療環境／制度に 関する科目			
専攻 分野 専門 科目	1. 専門領域に関する科目 <各大学で専門領域を提示する>			
実習 科目	実習			
			認定合計単位 単位	

【様式 8-5 (38 単位申請用)】

専攻教育課程認定表 (38 単位)

認定日 (西暦) 年 月 日
有効期間 (西暦) 年 月 ~ 年 月

専門看護分野：老人看護

申請大学院名： _____

	科目	大学院該当科目	履修 単位	認定 単位
専攻 分野 共通 科目	1. 老年看護の基盤となる科目			
	2. 高齢者の健康生活評価に関する科目			
	3. 老年期の疾患と検査、治療に関する科目			
	4. 高齢者と家族への看護実践に関する科目			
	5. 高齢者保健医療福祉政策とサポートシステムに関する科目			
専攻 分野 専門 科目	1. 急性期における老年看護に関する科目			
	2. 慢性期における老年看護に関する科目			
	3. 在宅における老年看護に関する科目			
	4. 施設における老年看護に関する科目			
	5. 認知症老年看護に関する科目			
	6. 終末期看護に関する科目			
実習科目	実習			
			認定合計単位 単位	

【様式8-6 (38単位申請用)】

専攻教育課程認定表 (38単位)

認定日 (西暦) 年 月 日
有効期間 (西暦) 年 月～ 年 月

専門看護分野：精神看護

申請大学院名： _____

	科目	大学院該当科目	履修 単位	認定 単位
専攻分野 共通科目	1. 歴史・法制度に関する科目			
	2. 精神・身体状態の評価に関する科目			
	3. 精神科治療技法に関する科目			
	4. 精神看護理論、援助技法に関する科目			
専攻分野 専門科目	1. 救急・急性期精神看護			
	2. 慢性期精神看護			
	3. 依存症看護			
	4. 児童・思春期精神看護			
	5. 精神訪問看護			
	6. 地域精神看護			
	7. 認知症看護			
	8. リエゾン精神看護			
	9. その他の精神看護			
実習科目	実習			
			認定合計単位 単位	

【様式8-7 (38単位申請用)】

専攻教育課程認定表 (38単位)

認定日 (西暦) 年 月 日
 有効期間 (西暦) 年 月 ~ 年 月

専門看護分野：家族看護

申請大学院名： _____

	科目	大学院該当科目	履修 単位	認定 単位
専攻分野 共通科目	1. 保健医療福祉制度のなかでの 家族看護の役割、位置づけに 関する科目			
	2. 家族の健康及び生活に関する科目			
	3. 家族看護援助方法に関する科目			
専攻分野 専門科目	1. 専門領域に関する科目は各大学 で提示できる領域とする			
実習科目	実習			
			認定合計単位 単位	

【様式 8-8 (38 単位申請用)】

専攻教育課程認定表 (38 単位)

認定日 (西暦) 年 月 日
有効期間 (西暦) 年 月 ~ 年 月

専門看護分野：感染看護

申請大学院名： _____

	科目	大学院該当科目	履修 単位	認定 単位
専攻分野 共通科目				
専攻分野 専門科目	1. 感染基礎に関する科目			
	2. 応用無菌法に関する科目			
	3. 感染症の診断・医療処置に関する科目			
	4. 感染症看護に関する科目			
	5. 感染防止法に関する科目			
実習科目	実習			
			認定合計単位	単位

【様式8-9 (38単位申請用)】

専攻教育課程認定表 (38単位)

認定日 (西暦) 年 月 日
 有効期間 (西暦) 年 月 ~ 年 月

専門看護分野：地域看護

申請大学院名： _____

	科目	大学院該当科目	履修 単位	認定 単位
専攻分野 共通科目	1. 地域看護共通内容に関する科目			
専攻分野 専門科目	1. 地域看護ケアシステムの開発や運用に関する科目			
	2. 地域看護方法や技術に関する科目			
	3. 地域看護の計画や評価に関する科目			
	4. 地域看護の運営や管理に関する科目			
実習科目	実習			
			認定合計単位 単位	

【様式8-10 (38単位申請用)】

専攻教育課程認定表 (38単位)

認定日 (西暦) 年 月 日

有効期間 (西暦) 年 月～ 年 月

専門看護分野：クリティカルケア看護

申請大学院名： _____

	科目	大学院該当科目	履修 単位	認定 単位
専攻分野 共通科目	1. 人間存在に関する科目			
	2. 危機とストレスに関する科目			
	3. クリティカル状況でのフィジカルアセスメントに関する科目			
	4. 重症患者の代謝病態生理学に関する科目			
	5. クリティカルケア治療管理に関する科目			
専攻分野 専門科目	1. クリティカルケア看護援助に関する科目Ⅰ			
	2. クリティカルケア看護援助に関する科目Ⅱ			
	3. クリティカルケア看護援助に関する科目Ⅲ			
	4. クリティカルケア看護援助に関する科目Ⅳ			
実習科目	クリティカルケア看護実習			
			認定合計単位	単位

【様式8-11 (38単位申請用)】

専攻教育課程認定表 (38単位)

認定日 (西暦) 年 月 日
有効期間 (西暦) 年 月～ 年 月

専門看護分野：在宅看護

申請大学院名： _____

	科目	大学院該当科目	履修 単位	認定 単位
専攻 分野 共通 科目	1. 保健医療福祉の制度・体制および ケアマネジメントに関する科目			
	2. 利用者・家族の健康と生活の アセスメントに関する科目			
	3. 在宅看護援助および指導に 関する科目			
	4. 医療処置に関する科目			
	5. 訪問看護ステーション等の 管理・運営、ケアの質改善に 関する科目			
専攻 分野 専門 科目	1. 自立促進に関する看護			
	2. 医療的ケアに関する看護			
	3. 多問題・困難課題に関する 看護			
	4. 終末期ケアに関する看護			
実習 科目				
			認定合計単位 単位	

【様式9】

専門看護分野の教育課程の特定に関する申請様式

一般社団法人 日本看護系大学協議会代表理事様
 専門看護師教育課程認定規程第2条に基づき、以下の分野の特定を希望しますので、書類を添えて申請します。
 年 月 日

特定を希望する分野	
-----------	--

申請者	氏名	所属大学院

分野の特定の必要性

既存の大学院教育の実状

【様式 10-1 (38 単位申請用)】

更新時の共通科目の変更に関する説明書

(細則第 12(4))

変更科目名	変更点	変更点に関する説明
	単位数 科目の内容 担当教員	
	単位数 科目の内容 担当教員	
	単位数 科目の内容 担当教員	
	単位数 科目の内容 担当教員	

【様式 10-2 (38 単位申請用)】

更新時の専門科目の変更に関する説明書

(細則第 12 (4))

変更科目名	変更点	変更点に関する説明
	単位数 科目の内容 担当教員	
	単位数 科目の内容 担当教員	
	単位数 科目の内容 担当教員	
	単位数 科目の内容 担当教員	

【様式 11（38 単位申請用）】

実績報告書（ 年度～ 年度）

年度入学者	CNS 教育課程履修学生数	CNS 認定者数
年度	名	名
年度	名	名
年度	名	名
年度	名	名
年度	名	名
年度	名	名
年度	名	名
年度	名	名
年度	名	名
年度	名	名

※CNS 教育課程履修学生数および CNS 認定者数は、各年度の入学者について記載する

【様式 12（38 単位申請用）】

10 年間の実績に対する自己評価と今後 10 年の展望等

Blank area for self-evaluation and future outlook.

【様式 13-1 (38 単位申請用)】

共通科目における科目の追加・科目内容・科目単位の変更に関する説明書
(認定規程第 4 条 2、細則第 7 条 3)

追加・変更科目名	追加・変更点	追加・変更点に関する説明
	科目の追加 単位数 担当教員	
	科目の追加 単位数 担当教員	
	科目の追加 単位数 担当教員	
	科目の追加 単位数	

※ 再申請の場合も本様式を用いること

【様式 13-2 (38 単位申請用)】

専門科目における科目の追加・科目内容・科目単位の変更に関する説明書
(認定規程第 4 条 2、細則第 7 条 3)

追加・変更科目名	追加・変更点	追加・変更点に関する説明
	科目の追加 単位数	
	科目の追加 単位数	
	科目の追加 単位数	
	科目の追加 単位数	

※ 再申請の場合も本様式を用いること

【様式 14 (38 単位申請用)】

一般社団法人 日本看護系大学協議会
専門看護師教育課程変更届け出書

年 月 日

一般社団法人

日本看護系大学協議会代表理事様

教育機関名：

代表者（職位）：

印

大学・研究科・教育課程・コース・科目名称に関する変更届け
(細則第 13 条)

変更点 (該当項目に○をつける)	変更前	変更後
大学名・研究科名 教育課程名・ コース名・科目名称		
大学名・研究科名 教育課程名・ コース名・科目名称		
大学名・研究科名 教育課程名・ コース名・科目名称		
大学名・研究科名 教育課程名・ コース名・科目名称		

【上記変更に関する説明】

【様式 15-1 (38 単位申請用)】(参考資料)

単位認定者の経歴

氏名		性別	
生年月日		現住所	
本学での担当科目名			

学歴 (取得免許・学位含む)	
年 月	事 項
職 歴	
年 月	事 項
教育業績	
年 月	事 項
	(例) 担当した教科や教材の作成、教育方法の開発など
研究業績	
年 月	事 項
	(例) 著書・発表論文・学会発表に分けて記載する
学会・社会における活動等	
年 月	事 項
賞 罰	
年 月	事 項

※ 不足な場合は、行数を増やしてよい

【様式 15-2 (38 単位申請用)】(参考資料)

実習指導者の経歴

履 歴 書				
フリガナ名		男・女	生年月日(年齢)	
学 歴				
年 月	事 項			
職 歴				
年 月	事 項			
研 究 業 績 (著書・論文・学会発表等)				
年	事 項			
学会および社会における活動等 (特に指導、教育に関する事項)				
年 月	事 項			
賞 罰				
年 月	事 項			